

第 6 回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成 23 年 11 月 13 日（日）
午後 1 時から

場 所：市役所 8 階大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第 5 回審議会の審議結果等について（報告）
- (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（その 3）
- (3) その他

3 閉 会

配 布 資 料 一 覧

第 5 回審議会の審議結果等について（報告）

資料 6－1－1 第 5 回審議会の審議結果について

資料 6－1－2 第 5 回審議会の会議録

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について

資料 6－2－1 野田市一般廃棄物処理基本計画－骨子（案）－
（申し訳ございませんが、会長に確認後、後日郵送させていただきます）

第 5 回審議会の審議結果について

1 審議結果について

第 5 回審議会では、第 4 回審議会で出された全意見からの提案や意見を再確認し、意見集約方法等について審議した。

その結果、次回第 6 回審議会までに、立本会長をはじめとする学識経験者の委員にて意見集約を図り、その内容を一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の骨子案としてまとめ、提示された骨子案を次回の審議会にて審議することとした。

2 審議会の会議録について

第 5 回の議事録署名委員は、佐藤盛委員と竹内美穂委員とする。

3 勉強会について

これまで 2 回勉強会を開催してきたが、いずれも参加者が少人数だったことから、次回以降は取りやめとすることとした。

ただし、委員からの質問等が出された場合には、引き続き事務局にて情報提供することとした。

4 審議会の開会時刻について

次回の審議会より、開会時刻は午後 1 時 30 分から午後 1 時に変更することとした。

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第 5 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	(1) 第 4 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 野田市のごみの 3 R 対策について（その 3） ①紙類、生ごみの減量施策 ②野田市の現行のごみの 3 R 対策についての検証 (3) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について （その 2） ①策定の背景と位置づけ ②国・県及び野田市の現行計画 (4) その他
日 時	平成 2 3 年 1 0 月 3 0 日（日） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 5 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出 席 委 員 氏 名	立本 英機、鎌野 邦樹、富所 富男、瀧 和夫、 恵 小百合、岡田 稔、石塚 一男、那須野 平一、 佐藤 盛、青木 重、江原 敬二、大柴 由紀、 笹木 勝利、知久 浩、千葉 美佐子、平井 和子、 古橋 秀夫、松島 高士、柳 掬一郎、横張 一郎、 小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、小室 美枝子、 高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、松本 睦男
欠 席 委 員 氏 名	小暮 正男、石原 義雄、中村 利久
事 務 局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相 島 一美（清掃第一課長）、大和 一夫（関宿クリーンセンタ ー長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼補佐兼収集 係長）、菅野 透（清掃計画課長補佐）、柳 正幸（清掃計画 課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、小沼 京治（清掃計画課主任主 事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、岡田 勇貴（清掃 計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	8 名
議 事	平成 2 3 年度第 5 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

それでは定刻になりましたので、これより第5回審議会を始めたいと思います。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。最初に事務局から報告事項等をお願いします。

清掃計画課長補佐

それでは開催に先立ちまして、事務局から議事進行の前に何点か御報告させていただきます。本日の審議会は、委員総数 31 名のうち現在 25 名の出席をいただいております。条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日、小暮委員、石原委員、中村委員の3名が所用のため欠席です。なお、竹内委員、大柴委員より遅参の報告を受けています。

続きまして、会議の資料の確認ですが、すでに郵送した資料と、お手元には、郵送後に意見の記載漏れ訂正等の修正を加えた資料があります。この場をお借りしまして具体的な修正箇所を順に申し上げます。

生ごみ減量施策に対する委員会の意見一覧で、左端に1番から通し番号を打ってございますが、20番小倉委員の課題「本審議会は建設候補地選定審議会であるため先に進めない。」は「進めたい。」の誤りです。また、31番長南委員、44番長南委員の記載漏れがありました。紙類減量施策に対する委員会からの意見一覧で3番長南委員の発言が記載漏れで抜けておりました。以上、お詫びのうえ訂正させていただきます。それから、対応策で1R、2R、3Rの区分を新たに付け加え、課題欄で反対、あるいは要検討という項目を下向きの三角の矢印で記載させていただきましたので、御参考いただきたいと思います。訂正資料につきましては以上でございます。

それから、第4回審議会の会議録の議事録署名欄の写し部分、第4回の自治会回覧資料の確認をお願いいたします。前回の審議会資料で、3R対策について①～⑪の実施策も本日の審議の資料で予定していますので、よろしくお願い致します。

併せて本日も議事録作成のため録音しておりますので、御了解のほどお願いします。

また本日の会議につきましては、審議会の会議に関する事項より公開会議となっております。本日2名の傍聴人の申込みがありましたので、このあと傍聴人の入場を許可させていただきます。よろしくお願いします。

(傍聴人入場)

清掃計画課長補佐

それでは、会議に先立ちまして事務局からの報告事項は以上ですので、このあとの議事進行を立本会長よろしくお願い申し上げます。

2. 議事

(2) 野田市のごみの3 R対策について(その3)

立本会長

どうもありがとうございました。最初に傍聴人の方に申し上げます。傍聴にあたってはルールを守り、審議に妨げのないようにお願いします。

それでは、先般皆様から「生ごみ」及び「紙類」の減量施策につきまして色々な有意義な意見をいただきました。数名の方から訂正等がございましたけれども、今事務局の報告のように訂正、加筆等をするということで、この議事録につきましてはよろしいでしょうか。

(異議なし。)

立本会長

この議事録に基づいて、どういうことが言われたか、私なりに考えてみました。

まず、減量化対策について野田市ルールを守るとともに、その周知徹底を図ればいいのではないかというような意見があったと思います。2つ目に目標値の設定ということもあります。3つ目に減量策としては回収方法を考えたかどうか。生ごみにつきましては水切り、あるいはコンポストを進めたらどうかという意見がありました。これについて、コンポストをずっと続けたときの障害例、たとえば他の都市では非常に多くなると重金属等の問題点もあると聞いておりますが、そういった検討はしていませんので、今後必要ではないかと思いましたが。紙については、プライバシーを守るために紙を余分に使うような実態があるということがわかりました。排出抑制については、検討委員会等を設置して検討するという意見がありました。市民と行政あるいは事業所の役割を自治会も含めて、検討する余地があるのではないかという意見でありました。

そういった点につきまして、集約をする方向で意見をまとめたいと思います。何かこういった意見はぜひ集約の中に入れていたことがあれば、意見を述べていただきたいと思います。

江原委員

今日でごみ減量とごみに含まれる紙、水等の集約を図らないといけないと思

います。

ごみ減量は、住民の協力が一番ですので市の条例により、野田市のごみの出し方、資源の出し方についてルールブックをもとに各自治会で年2回説明会を開いて住民に理解、協力をお願いする。また、説明会で生ごみの水切りも強く依頼する。ただ、参加しない住民がかなりいるので、氏名、住所の確認のサインをしてもらい、ある程度強制的にごみの減量化を行います。何か物を使うより、まず住民に理解してもらう、これが一番だと思います。

それと今度は市に要求することですが、プライバシー用と生ごみ用の不透明専用袋を無料で配布してもらう。それを、可燃ごみと同時に回収場所に出します。

それからコンポストは一部の住民は利用できるけれども、一部だけだとメリットが少ないと思います。ですから、助成金を支給していることを踏まえてメリットを上げるために、使用方法及びごみの減量効果の報告を義務づける。機械式は、アンケートでも電気代がかかる、面倒とあるので助成金4万円は廃止にする。これは事務局も検討してください。

市の検討項目として、ペットボトルのキャップは、NPO法人のワクチンの購入に使えるので、資源回収箱を設置すればかなり集まります。

また、紙おむつ、紙の回収庫システム、乾燥施設建設の有無の3点は市の検討事項とする。

これは水と紙の減量について出て来た総まとめです。これを審議して、今日のまとめにしていきたい。

立本会長

ありがとうございました。一つは、住民に十分理解をしていただく。コンポストは、使用方法、成果等の報告を求める。紙おむつは市のほうで再検討をする。あとプライバシー専用袋等を設ける。ペットボトルのキャップは、資源化するというご意見でした。そういうことが集約のまとめになるのではないかといいことでしたが、意見がありますでしょうか。

松島委員

かなり各論で参考になることをいただきました。私は、この審議会の意味、課題は清掃工場をどこに、どのぐらいの規模で建てるか、そのために3Rのあらゆる総論、各論の意見が出ているわけですが、原点に返ってまとめの大きな方向づけをすべきと考えております。それは前回の会議で長南委員から、根拠はちょっと不明なのですが、ごみの減量目標値として家庭系30%、事業系50%と提示されましたが、省エネ、省資源、とにかくコンパクトな清掃工場のために、何よりも削減値を設定すべきだと思います。込み入った作業ですが、積算に入って長南委員が言われた30%か50%かわかりません。ただ目標値

を立てればいいのではなくて、ほぼ実現可能な方向、根拠のある積算値を出すのが、この審議会の仕事だと思います。

もう一つは積算を出して、残された審議会で行政当局に対して細かな方策を提案するのは短絡的と言うと失礼ですけども、短いスタンスではなくて別個の計画を持って目標値を立てて進むべきだと思います。具体的には、何度か聞いていますが3年とか5年とかいうプログラム、目標に向かって行くというスケジュールを立てる。この審議会では、大きな方向づけをすることを諮問として、具体的にはその後、たとえば生ごみのこと、紙のこと、紙おむつのこと等、とにかく焼却炉のコンパクト化を目指す方向での公募委員を含めたプロジェクトチームで全市民を巻き込む形で施策を練ってもらう。だから、この審議会で紙ごみ、生ごみの施策を個々で議論して決めることはできないし、いろいろ施策を市民に訴える中でそれ自身が啓蒙ではなく宣伝になるわけです。

ついでですが、他に我々の仕事は地域の還元策や、清掃工場自身のイメージについてもリサイクルセンターにするとか啓発センターにするとか、具体的には展示コーナー、教育上の場所とかの方向を定めるのがこの審議会のまとめ方ではないか思います。

立本会長

ありがとうございました。松島委員の意見ですが、最初にごみ減量化の話がありました。ごみの基本計画を最初につくるため、今は基本計画のものの話をしています。その後、松島委員が言われたような審議に入るのでちょっと待ってください。

それと、もう少し時間をかけてという話ですが、国に対して処理施設をつくるために助成金をいただくという意味で申請する時期が、来年の1月ぐらいとなります。松島委員の言う5年後では、国からの援助がなくなる可能性があります。無視できません。

松島委員

目標値を設定することで焼却炉の規模等が決まってくると思うのですが、実際の減量の施策の推進というのは、この審議会とは別に進めればいいわけであって、そういう観点で言いました。細かく積算して5年経ってやらないと焼却炉が決まらないというものではありません。

立本会長

ありがとうございました。目標値の件ですが、前回の審議会でも目標値は長南委員からしっかり言われています。私も基本計画の中では目標値を設定したいと考えております。

松島委員

わかりました。

江原委員

目標値を置くのは重要ですが、長南委員の言う 30%や 50%が一番いい目標値であるのかどうかは、市に検討してもらわないといけません。この審議会では、「目標値を決める」として、減量目標値の数字は決められないと思います。

この審議会の目的は候補地の選定で、そのために、ごみの減量をまず行っています。その減量は候補地に関与してくるわけです。ごみ減量について、今日で大枠を決めてしまう。それが終わったら候補地選定に入るわけです。候補地選定、基本計画の項目をいろいろ挙げてそれでどうするかということで、最終的に市が求めているのは、国からの補助金をもらい、どこかに焼却場をつくるということ。ですから今日は、ごみ減量について審議会で決定し、その後に候補地の基本計画に入るといいと思います。

長南委員

江原委員から言われたことで質問させてもらいたい。まずルールブックの周知徹底で、説明会の開催はまさにそのとおりです。ただ、参加しない人の対策として参加者の氏名、住所を記してもらうというのは具体的にどのように活用するのかお聞きしたい。私はその点については、無料の袋の枚数の見直しを提案させてもらっています。

それから、生ごみ回収袋とプライバシー専用袋の意味がわかりません。それと生ごみ回収袋もプライバシー専用袋もステーションに出すということは、パッカー車が別回収するか課題で、費用の関係もちゃんと詰めたほうがいいのではないかと思います。

それから、減量目標を設定するというだけというお話ですが、この審議会は候補地を選定します。候補地を選定するに当たって環境アセスもやりますが、そのためには、炉の形式、処理量が必要で、120 t／日という答弁がありました。それで設計していいのかということに関わります。例えば 80 t／日という目標を設定して、この3年間で皆さん減量にいきしんでもらい、80 t／日で稼働させる。そういうことで、処理をするごみの量をきちん決めなければいけないのではないかと思います。

江原委員

今の質問にお答えします。市のルールブックの説明会の話で参加する人は、ほとんど同じ人です。参加しない人が、ごみの減量やルールブックを考えないでごみ出しをします。そのために、条例により強制力をもって全員参加を呼びかけ、氏名、住所を確認する。ただし、共働きとか休日に仕事でどうしても参

加できない人には、個別で説明してサインをもらえばいいわけです。そういうことで氏名、住所の確認が全部参加につながるということで考えております。

それから、目標値をいくつにするかは、データとか検討の時間がありませんので、この審議会では出来ないということです。市で焼却炉建設までに、時間があるので、こういう目標値にしますと決めていけばいいということです。

それとプライバシーの袋については、生ごみを紙に包んで見えないようにするので、不透明の専用袋をつくれば、袋にたまれば出すというわけです。先ほど言わなかったのですが、年間50枚なり設定して残ったら市に返却する。そういうことで減量化にもつながるし、可燃ごみの中の紙も減ってくる。要するに不透明の袋に入れて、水分の移行を防いで同時に出しますよと言ったのはそこです。

収集については新たに集めれば経費がかかるので、ごみを出すときに今まで一つの可燃袋に入れたものを別の袋、不透明ですから見えないですから、そんなに気にしないで出せるということで両方とも不透明なのですが、プライバシー袋と生ごみの2点を作ってくださいという、市に対しての要求です。

長南委員

ルールブックの徹底については、意見の違いですが、江原委員が言うように、住所、氏名を記しても、本当に全住民が参加するような形には、私はならないのではないかと思います。

それから、プライバシー袋というのは生ごみの回収をする袋だという話ですが、わざわざ別の袋に入れたものを同じパッカー車で集めるとパッカー車の中でごみの袋が破けてしまい、清掃工場に持って行ったときに、これは生ごみの袋と可燃ごみの袋を分けられない可能性が出て来ると思います。ですから、私は生ごみを集めるのは専用の回収車が必要ではないかと思うのですが、そのへんが出来るのか出来ないのか。

それからもう一つ、せっかく生ごみを分けたのなら、それを生ごみの堆肥化処理するため同じパッカー車には入れないほうがいいのではないかと思います。技術的に同じパッカー車で、2種類の袋を清掃工場に持って行ったときに、分けるように取り扱えるか、事務局としてはどのように考えられているのかアドバイスをいただきたい。

環境部次長兼清掃計画課長

2種類の袋をあとで別々に取り出すのは、不可能だと思います。理由はパッカー車というのは、どんどん中へ押し込みますから、出すときにはダンプと言いまして後ろを開けて一度に出てしまいます。パッカー車の機能的に無理だと思います。また、可燃ごみはパッカー車から出すとき清掃工場、関宿クリーンセンターともピットと言う深い穴へ落としまするので、選別出来ません。では、

一度、平場に置くことも考えられますが、平場ではダンプも全部落ちきらないため、少し前進しながら中のごみを全部出すようにする。そうすると、ごみが広がってしまい、可燃ごみは特にごみ汁とかにより、非常に不衛生になってしまいます。そういうことで、守谷では生ごみだけ別に集めていると思います。

長南委員

江原委員の生ごみを隠すために紙を使ってしまう。これが紙のリサイクルを減らしているの、専用袋をつくる。でも、その専用袋に入れた生ごみは可燃ごみとして処理をするのだから、清掃工場に持って行って別々に分ける必要はないという意味でしょうか。生ごみは別の袋で出して、一緒に集めてしまって、可燃ごみとして処理するというイメージでしょうか。

江原委員

生ごみは水分を含んでいるので重いけれども、量は少ない。紙は水分を含まないので軽いけれども、量は多い。このため、パッカー車の上に生ごみ用のボックスを置いて箱にそれを投げ入れることが可能なのです。最終的には、可燃ごみも生ごみもピット入れ攪拌します。そのときに生ごみの袋から水やなんかが出ますが、ピット内の排水路に全部行きます。袋が破れたときの、臭いや水等は処理します。1台のパッカー車の積載量は決まっているので、同時に収集ができるという提案をしているのです。だから、これが市への要求と言ったのは、市がパッカー車にそんな箱をつくれなくなれば、別の問題で生ごみを分けるとメリットがあるかということを検討することなのです。

長南委員

江原委員はひょっとしたら何か誤解しているのかと思います。生ごみはドライベースで確かに 15%です。しかし、実際に、ごみとして出す場合は水分がごみ全体の半分以上あり、その水分はほとんど生ごみからくる。だから、生ごみが、可燃ごみの 50~60%を占めているのです。

那須野委員

皆さんの意見を伺ったのですが、私は江原委員の最初の提案に大賛成です。推進員の中でパンフレット（ルールブック）を見やすく、いい方法はないかと検討委員会をつくって検討しています。そのなかでは、分け方よりも、皆さんが見やすくしていけばいい、要はごみを減らすということは、いかに市民がルールを守ってくれるかです。それには推進員として、啓蒙ということで代表者会議を年4回ぐらい開くのですが、その都度各地区で地区座談会を開いてほしいと思います。年間で地区座談会をやっている地区は少なく、この委員の所属の地区でもやっていないところがあると思います。なぜ出来ないかという、

推進員の力がなくて開けない、また開いても地域の温度差があります。例えば、郊外、町中を比べるとコンポストを置ける置けないところとあるように、市民の意識が地区によって全く違います。ある地区では集合住宅、アパートに推進員が訪問しても扉を開けてくれませんし、表札もなく連絡もとれません。

私のところの自治会は、毎月班ごとに掃除をやって、そのときに自治会長、推進員が掃除の終わったあと自治会に対する意見とごみに関する意見を、だいたい10名前後の者が3年間言って、自治会の皆さんが出来るようになりました。出来た理由は、自治会が掃除ということを利用したことと、野田の田舎のほうですので、地域の連絡事項がいい、そういう地域差があります。推進員でルールを市民に徹底すれば、現在の639g／人・日から5gぐらいすぐ進むと言われる委員がいますが、いかにして市民を引っ張るかです。技術的な議論よりも、あまりルールを変えなくても、ごみを減らすのは各市民が1人ずつもう少しルールを頑張っていていただくことがまず一番大切です。

いかに市民が徹底してできるかという方法をこの場で意見を出していただければ、我々推進員は、390数名いるので減量できると思います。

それともう一つだけ、地区によっては推進員の力がなくて動けない、推進員といっても中には名前だけでほとんど活動できない人もいます。こういう人を自治会長や自治会が応援してほしい。例えば、自治会として推進員を役員にしてしまうなど、是非ともお願いしたいと思います。

小倉委員

減量目標値を設定するうえでも、3Rのことをきちんと決めないと先に進まないのではないかと思います。せっかく前回みんなが貴重な意見を述べているわけですから、その中でどういうふうにまとめていくかというのを進めないと、生ごみの堆肥化のこともやはりハードとソフトの面があるわけです。それを先にきちんと取りまとめないと、前に進んでいけないのではないかと思いますので、その点で会長のほうで進めていただきたいと思います。

立本会長

ありがとうございました。

富所委員

3Rの議題2のことで3点ほど提案も含めて申し上げたいと思います。

まず一つ、長南委員から指定袋の配布枚数を減らすべきだというお話がありました。どの程度減らすかという提案をいただければ、3R施策につながるので、お聞かせいただきたい。

それから、江原委員から不透明袋で生ごみを分けるというようなお話がありましたけれども、要するに生ごみをどうするために分けるのか、堆肥化をする

のか。収集したものを堆肥化するのであれば、市が施設を用意することになります。あるいは単にプライバシーを守るだけならば、出し方に気を付ければいいわけでごみ袋も1枚は10g程度でも100枚で1kgになるわけですからごみ減量に反するわけです。それを無料で配布するのは、明らかに減量施策から逆行しています。大事なことは市民に何ができるかという点で、江原委員から少しコメントをいただきたいと思います。

それから、3点目はどうやったらみんなにごみを減量してもらえるかということですが、訪ねて行って会えなければ、市民が出て来るタイミングを利用することです。今日も外で生協がお祭りをやっていますが、イベント会場の一角をごみ減量のためのコーナーを設けるということで、ごみ減量の必要性を訴えることができるわけです。もう少し突っ込んで提案すると、公共の施設でイベントをやるときには、必ずごみ減量リサイクルの計画書を出すように約束をすることもできると思います。意識啓発は大変ですが、色々な形で皆さんが集まる場所を利用するということもできます。もっともっと思いつきを含めて皆さんがこうやって訴えることができるのではないかということをこの場で闘わせたらどうかと思っております。

笹木委員

この審議会は、新しい焼却施設の用地選定の答申ということは重々認識しております。市から回答していただきたいのですが、仮にごみが減量できれば、現在ごみの83t／日から50t／日前後未満になるという試算も私はしています。そうしたときに、高い金をかけて焼却施設をつくる必要があるのか。また焼却施設をつくることありきで考えているのか、他に何か違う手段という考えがあるのか聞きたいと思っています。

長南委員

無料の袋の枚数について質問がございましたので、私のイメージを申し上げます。私の自宅では、生ごみは全部自宅のコンポストで処理しています。うちの場合、可燃ごみは2週間から3週間に一度、不燃ごみはプラスチック類がかさばり、食品トレーを店の回収にしても週1回から月3回です。ただ、市民の皆さんにそれを徹底しろとはまいりません。そうすると現在の年間130枚のうちトイレットペーパーで回収をするということを考えて、実際は100枚程度しか配ってないのが現状ですから、それに生ごみの分の努力を加えて、私は80枚。プラスおむつ対策で10枚、もう少し減らしてもいいかなと思うのです。

江原委員

袋ですけれども、市から無料で配布しているのは不燃と可燃と両方合わせて

130 枚が出ているわけです。この枚数から減らすには、他のものを付随していかないといちょっと不可能かと思います。

それと質問の、生ごみを分別収集してどうするかですが、現在、生ごみは可燃ごみに入っていますので、量的に少ない生ごみをパッカー車の上に乗せていくという運搬は可能だと思います。これは焼却炉に持って行ったときにピットに全部入れ攪拌をします。そのときに生ごみの袋も破け水と臭いも出ますが、臭気、排水対策しているので、水はピットから排水され浄化します。生ごみは重量があっても、量はそんな多くないです。量の多いのは紙類で、生ごみを分別することで生ごみをつつむ紙類も不要になります。そういうことで生ごみは、可燃ごみとしてピットに入れ焼却します。

石塚委員

私もいくつか自分の考えを3つほど持っているのですけれども。

まず一つは、ルールは現在の野田市のルールで基本的にはもう十分です。あえて言うならば、やさしいごみの出し方を考えるべきだと思います。一つ例に挙げますと、以前、ペットボトルのラベルをはがして出していましたが、はがすためお年寄りがナイフで怪我したこともあって、現在はペットボトルはラベルがついたまま出せるようになりました。

それから、もう一つはルールの徹底ですが、推進員は一生懸命努力しているのですが、市民に改善のお願いするのは、行政ではなくて自治会でないと出来ないのです。実際に、市の組織の問題といえますか、推進員と自治会との組織上のつながりが何か別々になっています。唯一、推進員は自治会長の推薦で結ばれているのみです。進んでいる自治会では、推進員と一緒に共同してやりますが、さきほど那須野委員が言われた協力してもらえない自治会では、推進員が一生懸命やろうとしても取り組もうとする場がないのです。だから、自治会の会合というのは年に相当あるし、全員集まらなくても班長以上が集まる会合は全体の約1割が集まるので、そういう場で決定してもらうのが一番取り組みやすいと思っております。

それともう一つ、私はこの会議で3 Rやごみの問題点がわかりました。こういう大きなごみの問題が、はたして市民のうち誰が知っているかということです。私もごみでこれだけの問題を抱えているとは知りませんでしたし、こういう問題点をどういう場で提案して、それをお願いして直していただくかということで、問題点は問題点としてそれを市民に理解し協力し直す場を何らかでつくらなくてはいけないと思います。

立本会長

ありがとうございました。それでは、先ほど小倉委員のほうから3 R対策ということでしたが、今まで3 R対策については、いろいろ御意見等も出してい

ただいて、この前出て来た意見以外に新たな意見として入るでしょうか。

小倉委員

このなかでまとめていただくので結構です。

立本会長

まとめるというのは要するに3 Rを推進してくださいということですか。

小倉委員

先ほどお話ししたのは、皆さんがそれぞれ話されている中で野田市の中でたとえば堆肥の問題というのは堆肥として別に対策が取られているわけではありませんので、そういったものを3 Rの中に組み込むのか。それには堆肥をどうするのかという問題がありますので、順次進めていただきたいということで言ったのです。堆肥化のために施設をどうするのか、それは今度の新清掃工場をつくるときにタイアップでやるか、3 Rで野田市にない部分をどうするのかという点を検討いただきたいという意味です。

立本会長

わかりました。私は基本計画の中には、たとえば減量のための排出抑制であるとか、あるいは減量施策というようなことを設けて、その中に3 R対策だとか、コンポスト対策を示しまして、基本計画の中に大枠として入れてみようと思っているのですが、それではまずいでしょうか。細かく入れるのでしょうか。

極端に言えば、今、考えているのは、先ほど江原委員、長南委員、石塚委員も言われた、市のルール、今やられている方法をきちんと守るということ。そして、それをいかに市民に周知徹底をさせるかが大事なようなことがありました。

目標値というのも値を示すのは、すぐには難しいけれども、目標値の設定ということは言わなければいけない基本計画の中には値をすぐ入れるのではなく将来決定してはどうでしょうか。

排出抑制の中には野田市は3 R対策を積極的に進めましょうとか、そういうような形になるだろうと思います。その中で減量施策として回収方法はどうか、水切りの問題、生ごみはどうか、コンポストをどうか、プライバシーの問題はどうか。プライバシーを防ぐ意味での紙の扱い方はこれでいいのだろうか等々、そういう細かいことは先の中でこれから検討することにして、市民、行政、事業所もございますので、そういったところが三位一体になってどうすればいいのか。それぞれの役割をどうするのかというようなこともはっきりさせるということをもって、基本計画の中では、市民にやさしいごみの出し方等をパンフレット、あるいは言い方もそういう表現の仕方

にして野田市に住んでいる方はすべて協力をしてもらって、みんなで減量化をするように努力をしましょう。

そういうことが私としては、基本計画の中に盛り込められればいいと思っています。細かいことはいっぱいありますが、今度はまた基本計画の枝といいますか、そういう中でまた細かいことは論議をしていけばいいのではないかと考えているのですけれども、そういう考え方ではまずいでしょうか。

笹木委員

そういうことになると思いますけれども、その前にさっき私が事務局に質問した内容の返事をいただきたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

先ほどの質問は、新清掃工場をつくらないという選択肢があるのかどうかということだと思います。結論的には、新清掃工場はつくらなくてはいけないと考えています。現焼却施設の建替えの必要性については、関宿クリーンセンターが平成 26 年 7 月で稼働期限が来るということと、三ツ堀の清掃工場についても早晚建替えの必要性が出て来るということです。ごみ減量をどんなに減らしてもゼロということはないでしょうから、少なくとも焼却場は必要だということ。あと笹木委員が前に提案書で三ツ堀を 1 炉で運転してその間に焼却炉の交換をすればいいというようなことがあっての主旨だと思いますけれども、それについても不可能と考えています。それについては環境部のほうから説明いたします。

環境部次長兼清掃計画課長

今年の 7 月から 9 月まで東日本大震災の節電により清掃工場とクリーンセンターで 1 炉運転をやっていました。その間、清掃工場は毎日どんどんごみが貯まっていったら土日運転をします。土日は、節電に影響しませんので 2 炉運転をして、ピットの中にたまったごみを消化していました。従いまして、ごみがゼロにならない限り、1 炉の運転では当然足りません。

もう一つ、炉は年間 85 日ぐらい国でも認めています、自主的に点検しています。点検するときに 1 炉しかない、ごみ処理ができません。

松本委員

ただ今、会長のまとめの方向が出ましたが、もう一度私なりの意見を言わせていただきたい。野田の場合、ごみ減量の歴史で、以前 1,300 g / 日・人の時だったものが、今は 600 g / 日・人になっています。ここで、大きく減ったときは資源化や、剪定枝の堆肥化に取り組んだときだと思います。

現在のごみ質から考えると、水分、生ごみ、紙に取り組む意見が出て来たと

思います。そのような点で考えれば、生ごみを堆肥化して生ごみと水分を大きく減らすことが、野田の全体のごみ量を大きく減らすと考えています。是非ごみの堆肥化は新たに施設をつくることになりますが、先進地の色々な教訓を学びながら野田なりのやり方を加え、生ごみの堆肥化の方針を太く出してほしいと思います。

小俣委員

コンポストは各家庭で行うものですが、市で生ごみの堆肥工場をつくるのであれば、清掃工場の建設と一緒に考えるのかという問題が出て来きます。そこを、はっきりさせないといけないと思い発言させていただきました。

長南委員

先ほどの会長の方向性のお話ですが、1点抜けていると思います。例えば今の基本計画にもごみの減量目標値が書かれていますので、この審議会では基本計画をつくる中で、たとえば5年後は減量目標値を何%、10年計画だったら終了年度までが何%かを明記すべきです。ただ、それを具体的にどのように施策化していくかは、別のところでやってもかまわないと思いますが、減量目標値はきっちり打ち出さない限り、施設の処理能力とかが決まりませんので、その点だけはご注意くださいと思います。

立本会長

わかりました。

小室委員

会長の先ほどのごみ基本計画の進め方の確認ですが、冒頭で会長が言われたルールを守るとか周知の徹底、目標値を設定する、回収の方法、水切り、コンポストの課題等についての発言がありました。また、ごみの堆肥化については、第4回のときに各委員のほうから提言がありましたが、抜けているのかなと思います。堆肥化というのは、回収や、どうリサイクルするか等で大きな課題であると認識しています。堆肥化をするかしないかで、基本計画の視点からも大きく関わってくると思いますので、少し明確にしていきたいと考えております。

立本会長

わかりました。堆肥化についても主たるものにするか、枝で考えるのか、まだ今私の頭の中では定かになっておりませんが、私は先ほどから示したような考え方で進みたいと考えており、整理をして申し上げたいと思います。

鎌野委員

今回、清掃工場の選定という形で3 R、あるいは基本計画に関することという流れで御審議を行っていて、3 Rのまとめの段階でちょっと申し訳ないのですが、ひょっとすると暴論・少数意見かもしれません。野田市のことは十分認識していませんが、ごみの有料化というかごみ袋の有料化を一つ検討してもいいのかと思います。自治会、あるいは推進員の方の努力はもっともで、その方向は推進をするという意味では派生的なことになるかもしれませんが、市民の方が自分の出しているごみは、ただで市が処理してくれているものではない。これは清掃工場の地元の方の負担もあるし、決してただではないのだという意識改革です。それから、財政的に地元への還元ということ。いきなりごみ袋が全部有料化するということでは必ずしもないと思うので、当初は部分的になるかと思いますが、一つの検討事項としてごみの抑制、経済的インセンティブを働かせる。何よりも、意識改革といいますか、自分たちが出しているごみは、清掃工場の地元の方の多大な負担のもとに処理されているという。そういったことで、他の市町村などでも先例があるようですので、そのあたりを一言、基本計画とか3 Rというところで言わせていただきました。

千葉委員

今までの話を聞いていますと、大分違和感のある話になってきたような気がして戸惑っているのですが、例えば生ごみをどうするか、紙をどうするか、3 Rをどうやっていくかという方向で決まっていたと思うのですが、プライバシーを配慮したごみの出し方と、生ごみはあくまでも可燃ごみの中で燃やしていくという話になってしまいました。皆さんの意見の中で今まで多かったのは、やはり生ごみのコンポストですとか水分が問題になっていたのも、生ごみをなるべく焼却炉に持って行かない方向に話を持って行くと思っていました。今まで2回ぐらいの会議が意味をなさないような、方向が変わってしまっているような感じがします。

やさしいごみの出し方ということが、石塚委員のほうからお話がありましたが、質問ですけれども、やさしい出し方というのはごみをなるべく分別しないで、例えば可燃とか不燃とかを一緒に燃やしてしまおうと、そういう方向でいくのでしょうか。

石塚委員

やさしいごみの出し方がごみと何かを一緒に燃やしてしまうとか、そういうことを考えること自体ありません。やさしいごみの出し方というのは、先ほどちょっと一例を申し上げましたけれども、例えばペットの場合にラベルがついていたら、それをはがして出すのではなくてはがさなくていいようにするとか、もっとわかりやすいように絵を描いて説明するとか、そういうことを言ったも

のです。

千葉委員

わかりました、ありがとうございます。

江原委員

まずこの3 Rについて、色々出て来た中でそれを言って論議していたら時間がいくらあっても足りないのです。その根底にあるものは何かというと、要するにごみの減量化は住民の協力ができないので一番上に住民の協力を、その協力も市条例に基づいてとわざわざ言ったのはそこなのです。条例がなければ住民に問いかけできません。今までどおりになってしまいます。3 Rにみんな引っかかっているのです。1点1点やらないために大枠でこういうことをしたら減量化に一番つながっていくのではないかと。要するに一番は住民の協力なのです。そういう中で協力してもらいながら、市からこういうものを要求したらつくっていただけますかということ。コンポストについてもそういうことです。今、市がやっているのは、補助金を出していても成果として何も把握できない状況になっているので、生ごみの減量効果はどうか、報告を義務づけるということなのです。機械式は今まで回答もない、使われていない、電気代がかかるとか、こういうことの中で4万円も補助金を出してやることはありません。こういうことを言っています。それと市に検討事項としてペットボトルのキャップだとか紙おむつ、紙の回収システムはどうか。それから乾燥施設をつくることは可能かどうか、この3点を市として検討してください。これは審議会ですることではないですと、要求として言っています。こういうことをまとめて言っていることです。

恵 委員

今までの議論、本当にごもってもで、一つは協力してもらえない人対策という点があります。私は、家庭排水を流すときに「あなたの家も水源地」という運動を荒川でやっているのですが、「あなたの家もクリーンセンター」みたいな運動で自分の家の発生源対策として、どのように出すとハッピーか分かりやすく説明することが必要です。そのための動機というか、市民全員一律にやってもらいたいルールと、個別に我が家の流儀として地域や家庭でやれる方法があると思います。例えば「あなたの家の流儀はどういうものですか」と各戸を聞いて回るとか、そういう仕組みも必要かと思っています。

全員一律に3 Rを進めたい部分は、「野田市の3 Rごみ減量エコ検定」みたいな制度で、今のごみの量からこれだけのことを各市民、あるいは1世帯が毎日努力をすると野田市全体はこんな量になるというクイズを出して、それについて詳しくデータをお伝えするということです。分別を楽しくやっていける中で

情報としての知識も詳しくなっていく。要するに加減がわかってくると生活の中で、これぐらい絞ればいいのかとか、これぐらい出せばどうかとか控えたらどうかとか、という「混ぜればごみ、分ければ資源」の加減がわかってきます。そういう運動などで、あまり協力を得られない方たちから関心を引き寄せる工夫がいると思います。

堆肥化について、水分と成分の堆肥化という話が、もう一系統出て来るのかなと思います。出て来た成分を堆肥化するのに各家庭の発生源対策にするのか、全体収集による全体対策にするのか、その両方でできるところを決めていくのが今この場かと思います。野田市堆肥化センターは剪定枝のみと承っているのですが、もう1カ所清掃工場をつくるときにセットで考えるのか考えないのかという御質問についても、この場でセットのほうがいいということになればそれに向けて考えると思っています。

一般的に協力してもらえない人対策はすごく重要なので、その部分が何%ぐらいあるかが目標値の話になると思いますので、これは実数で検討する話かと思います。

瀧 委員

焼却場をつくるという意味で3Rとは何なのかといいますと、焼却場に入るとごみのカロリー数を決めることだろうと思います。皆さんのお話を伺っていると、炉のエネルギー源がどんどん少なくなる方向にあります。これは決して悪いというわけではありませんが、焼却場というのは、ごみの中にエネルギー源があるからマッチで火を点ければあとは自分で燃えてくれるという考え方で、先般の市からの話では、そういうような事態が起こった場合には重油か何かを吹き込みながら焼却していくので、エネルギー源を減らすという対策も考え方としては可能かなと感じております。

従って、3Rができるだけ早く決定されることが一番大切でしょう。3Rが決まれば炉の形も焼却の形も自然と見えて来ると感じています。方向性を誤らず、エネルギーをどれだけカットするかをイメージしながら、ごみ収集や分別を考えていき、それが市民にとって負担のない方法であることを考えればよろしいかと思います。

私がいつも他の場で言っているのは、環境に関する問題というのは長く続いていくので、先ほどの「やさしいごみの分別の仕方」とか「やさしいごみの出し方」とか、長続きする方向を模索していけたらよろしいかと考えております。

立本会長

ありがとうございました。私なりに基本計画の原案をこのように整理してみました。一つは排出抑制。二つ目は減量とリサイクルの推進。三つ目はごみ処

理システムの整備及び拡充。四つ目に環境保全意識の普及啓発。

このような大きな柱を立てて、そのことを行うために、例えば先ほど堆肥化の問題が出ましたけれども、ごみ処理システムの整備の中で堆肥化という問題を考えると。あるいは環境保全意識の普及啓発で市民に徹底を何とか。排出抑制は3Rについてどうするかとか。現状、あるいはリサイクルといったようなところに何か当てはめるといいますか。これは私が今急に考えていることなので、まだあると思いますが、瀧委員、恵委員、鎌野委員、富所委員と私とで次回までに原案をつくり、その原案をもって再度皆さんに細かい部分や抜けている部分や追加部分の作業にしたらいかがかなと思います。そうしますと、基本計画がまずできあがるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

(異議なし。)

江原委員

会長の言うまとめですが、大枠を決めて、あとから細かいことを付け加えることは可能だと思います。ですから、大枠を今日決めて、次のときに基本計画に入っていくないと、個人個人の意見は方向性がちょっとずつ違うので次も同じようになってしまいます。

大枠としては、ごみ減量をどうするか。それは、住民の協力で、その協力を得るのはどうするかというだけのことです。3Rだって住民の協力に入っています。ここで、住民協力が一番でよいか決めて、市条例に基づいて野田市のごみの出し方、資源の出し方のルールブックをもとに住民に協力してもらいます。そのために自治会、ごみ推進員は1本化していかなければいけない、市がこれからやることです。私がいう大枠は、自治会で細かなことまでは追求しないで、まず自治会でやっていきましようということです。

あと、プライバシー袋や、生ごみをどうするか、コンポストをどうするは、細かなことで次の問題です。それはあとでできます。

長南委員

会長のまとめをして、次に素案を出したいということですが、その中には減量目標は具体的に入ると理解をしてよろしいでしょうか。目標値なしに何のために今まで紙の減量や堆肥化、生ごみをどうするというを議論させたのか。ただ意見を出させたのでは委員の反発を受けかねないと思います。

それと鎌野委員のごみ袋の有料化について、野田市の場合、ごみ減量に協力すれば無料だが、協力できない人はごみ処理費用の半額という大変高いごみ袋を買うことになっています。私はそういったことも考えて、たとえば先ほど言ったように今は130枚のところを80枚にできるのではないかと考えています。

これも実際には、できるシステムをつくらない限り、市民の理解を得るのは大変なので、それを通り越して有料化というのは、御意見としてはあり得ますが、野田市にはそぐわないのではないかとというのが私の意見です。

それから瀧委員のお話ですけれども、カロリー。生ごみは確かに水分関係ですから、これはもともと助燃剤を使わなければ燃えません。あと心配したのはたぶん紙だと思います。野田市は、もともとプラスチックは別に分別処理をしますよということになっています。ただ、そういったことも考慮に入れないで、やはり市民の中にはプラスチックも一緒に燃やしたほうがいいのではないか、熱としてとか電気として回収すればいいのではないかとというような話がありますが、それはこの審議会の前提にはなかったような気がします。確かにそういう燃えるものをどんどんなくしていくということは、助燃剤が必要になるというのは私どもも十分承知して、その上でこういう議論をしているのだと私は思っています。そうしなければ、どこからごみの減量をするのか。こういったことになるのではないかとと思うので、このへんはしっかり詰めて議論をし合って次回にそれなりの方向性を出したほうがいいと思います。

富所委員

先ほどの江原委員の大方針を設定するのはいいことだと思います。例えば日本では「循環型社会の形成」というのが今一番言われています。最近はそれに「他のエネルギーの問題」とか、「生物多様性の問題」とか3点セットで言われています。今の議論だと「市民一人一人の参加」とか「責任を果たそう」とか、色々な大方針ができると思います。そのことで先ほど会長が言われた施策を少し整理して、各施策が明確になるという作業が行われると思います。

それから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、一般廃棄物処理計画を一つに定めなさいとなっています。その中には大きく6つの項目があります。その第一に、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みを示す。二つ目に、一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項。これが3Rとか排出抑制だと思いますが、そういう点ではこれを基本計画の中に盛り込んで、さらにそれをブレイクダウンした処理計画に盛り込むので、当然、基本計画には、処理量の見込みを何らかの形で示すということが行われなければいけないと思います。

立本会長

目標値は示す予定でいます。

長南委員

わかりました。

江原委員

目標値については、市からこの間パンフレットで平成 27 年度までにこれぐらい落としますというのが出ていたと思います。現状の結果から 27 年度までそのまま行くのか行かないのかということだと思います。目標値を決めないというのではなくて、目標値を決めるけれども、そのパーセンテージはこの審議会でやりませんということです。

それと可燃ごみと不燃ごみの施設を同じ場所につくることによって、不燃ごみの中からプラスチックとかカロリーの高いものも一緒に燃やしますというのも前に提案はしてありますが、これについては今後の問題です。

竹内委員

聞いている中で、基本計画ごみ編を作成するということにきているのかなと認識しましたが、前回、資料として平成 14 年の基本計画の概要をいただいております。それを見ると、先ほど富所委員の言われたように準じているので、先ほど会長が提案されたように、大枠を先生方でつくって、それを提示していただいて、それに対して私たちが細かいところを市民の目線で確認するというでいいと思います。大枠であっても、今まで 3 R に対してこれだけ時間がかかることを考えると、もう時間はないので、先生方にきちんとした基本計画の構想を練っていただき大枠を出していただいて、それに対して私たち市民の目線をきちんとそこに入れる方法のほうがずっと早く進むと思います。

長南委員

できれば基本計画の素案ぐらいつくってみようと思っていたのですが、そういう意味で、先ほど申し上げたことを受け止めて叩き台をつくっていただけるなら、お願いしたいと思います。

一つ気になるのは、最初から申し上げた、ごみを減らすことは大変いいことですが、いくらでもお金をかけられるわけではありません。ですから、例えば生ごみの堆肥化センターをつくるというような方向、なかなか家庭で排出に限界があるので、堆肥化センターも 20 t／日とか 30 t／日になりかねません。常総の環境センターとかを見ると、規模が小さくてもランニングコストや、インシヤルコストもかかるので、どうも堆肥化センターをつくると確かにごみは減るが、コストがかかりすぎるのではないかという懸念を感じています。その費用対効果の折り合いも、用地を選定する前に一定の方向性をつけていただくということは、これからの課題ということでお願いをしておきたいと要望いたします。

立本会長

ありがとうございました。もう一度言いますが、私ども各 5 人の委員で一応原案をつくりまします。その詳細につきまして、皆さんにお示しをして、皆さんで

また訂正なり加筆なりしてもらいます。それを野田市のごみ基本計画のもととして事務局のほうにお渡しする、決定はあくまで事務局ではなく、私どものほうが提案をして、その提案の詳細を皆さんと意見を出し合って揉んで、それを事務局に渡して野田市の基本計画にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし。)

富所委員

責任重大だということなので一つだけ皆さんにお願いがあります。資料４－３の６ページで、ごみ減量目標があって、それが平成２７年度目標から実現できるかどうかということで平成１９年度実績が未達成なのが事業系のごみなのです。トータル量としては達成をしていますが、事業系のごみは全体の３分の１を占めて、まだ未達成というのが一つ課題です。これについても何らかの施策を講じる必要があります。私どもも、知恵を絞りたいと思いますが、皆さんも野田市の実情を踏まえて、こういう事業計画に減量施策があるのではないかなというのがあれば、市経由で私どもにいただきたい。

次回、全体の基本計画の叩き台を示したときに、またその議論にも加わえることがあっていいかと思いますので、よろしく願いいたします。

古橋委員

今回は１１月１３日なので、当日に配布されるよりも数日前に各委員の自宅に届くような形であれば、非常に濃厚ないい議論が当日にできると思います。当日出されたのでは困るので申し上げました。

立本会長

早くにディスカッションをして、当日ではない、出来る限り早い時期に皆さんのお手元に着くように事務局に渡しますので、事務局のほうから各委員に届くようにしたいと思います。

松島委員

今、富所委員の言われたことで、事業系のごみの組成について、例えば飲食店だとか業態によっては、大体察しがつきますが、そういうデータは取っていないということでした。でも、やはり富所委員も言われたように関心があることなので、アバウトでもどれぐらいありそうだとか、水分だとか紙の問題ですが、もうちょっと調べて結果が出たらお役に立つのではないかと思います。無理なことかもしれませんが私もお願いです。

立本会長

事務局よろしくお願いいたします。

環境部次長兼清掃計画課長

前回の勉強会のときも説明させていただいたのですが、皆さんに示しているのは持ち込みごみです。要するにみんなピットに入ってしまうので、家庭から出たごみは収集してピットに入れます。事業系ごみも許可業者がピットに入れてしまい、その内訳はわからないという説明しました。たとえば事業所といってもお店によって、スーパーや居酒屋によっても違うので、ごみ組成は非常に取りづらいです。取れないというのが答えでございます。

立本会長

事業系のごみについては、こちらにも多少データがあります。それでは先ほど申しあげましたように、われわれ5人の委員で原案をつくり、できるだけ早いうちに皆さんのところに届けるように事務局のほうで郵送してもらいますので、また検討をしていただきます。その中で加筆等問題点等があれば、また論議させていただくということにさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

3 その他

立本会長

次に、提案ですが、4時過ぎると暗くなるため、1時半から始めている審議会を、1時から始めるというのはいかがでしょう。もし差し支えなければ、自転車に乗って通われている方もいるので1時からとさせていただきたい。

(異議なし)

立本会長

よろしいですか。では、次回から1時半ではなくて1時から開かせていただくということで。皆さんのほうで何かありますか。

松島委員

勉強会についての見直しの提案です。今まで2回やりましたが、参加者が実に予想したよりも少なく、大体4、5人、延べ7、8人なので勉強会というのは、ちょっと考え直してもいいと思っています。結論を言うと、勉強会はしばらく止めて、これから論議の内容が変わってきますので動的に見て、事務

局で必要な事態があればスケジュールの中で一応木曜日の夜6時からで折り込む。ただ、個人的に、メールとかで聞いて教えていただけることは可能な範囲で情報等いただく。そのレベルで止めておいたほうがいいのではないかという提案です。

立本会長

勉強会の見直し案でございます。

(異議なし)

立本会長

では見直したいと思います。今回の審議会の議事録署名人は、佐藤盛委員と竹内美穂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。事務局何か。

4 閉会

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

次回は11月13日午後1時からです。資料のほうはなるべく早くお届けしたいと思っております。時間も少ないので基本的には金曜日に毎回送っていますが、ひょっとするとちょっと遅れるかもしれませんが、なるべく早く送るように努力します。よろしくお願いいたします。

立本会長

以上で、本日の審議会はお開きにしたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

※ この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

野田市一般廃棄物処理基本計画―骨子(案)―

サブタイトル: NODA CBA (＊1) PLAN2011

1 基本計画策定の背景

(1) 野田市の概況

- 土地利用の状況 (別添資料 P(2)～(3)：面積、都市計画区分、地目)
- 産業の状況 (別添資料 P(4)：産業別事業所数と従業者数の概要)
- 人口の予測 (別添資料 P(5)：野田市総合計画による予測)

(2) 計画策定の趣旨

元来、ごみ処理は原点処理が原則(排出者が自己の責任において処理)

⇒ 原点処理は、時間的にも経費的にも非効率

⇒ 自治体の管理により処理(自治体の責務)

- 一般廃棄物処理基本計画とは(別添資料 P(6)：第 4 回審議会資料 4－3)
- 国及び県における減量目標値の設定状況(別添資料 P(7)～(9)：同上)
- 現行計画の評価(別添資料 P(10)～(12)：同上)

(3) 野田市における廃棄物処理行政の歩み (別添資料 P(13)～(17)：年表形式で作成)

(4) ごみ処理の現状と課題 (別添資料：主に既存資料により作成)

- ごみ量の推移 P(18)
- ごみ組成の変化 P(19)～(21)
- 可燃ごみの発熱量 P(22)～(24)
- ごみ処理の流れ P(25)
- ごみ処理コスト P(26)

(5) リサイクルの現状 (別添資料：主に既存資料により作成)

- 品目別の取組 P(27)～(29)
- 資源回収の動き P(30)

2. 基本方針

(1) 基本理念

ごみ処理にかかわる基本

市民の健康で快適な生活の持続・推進のため

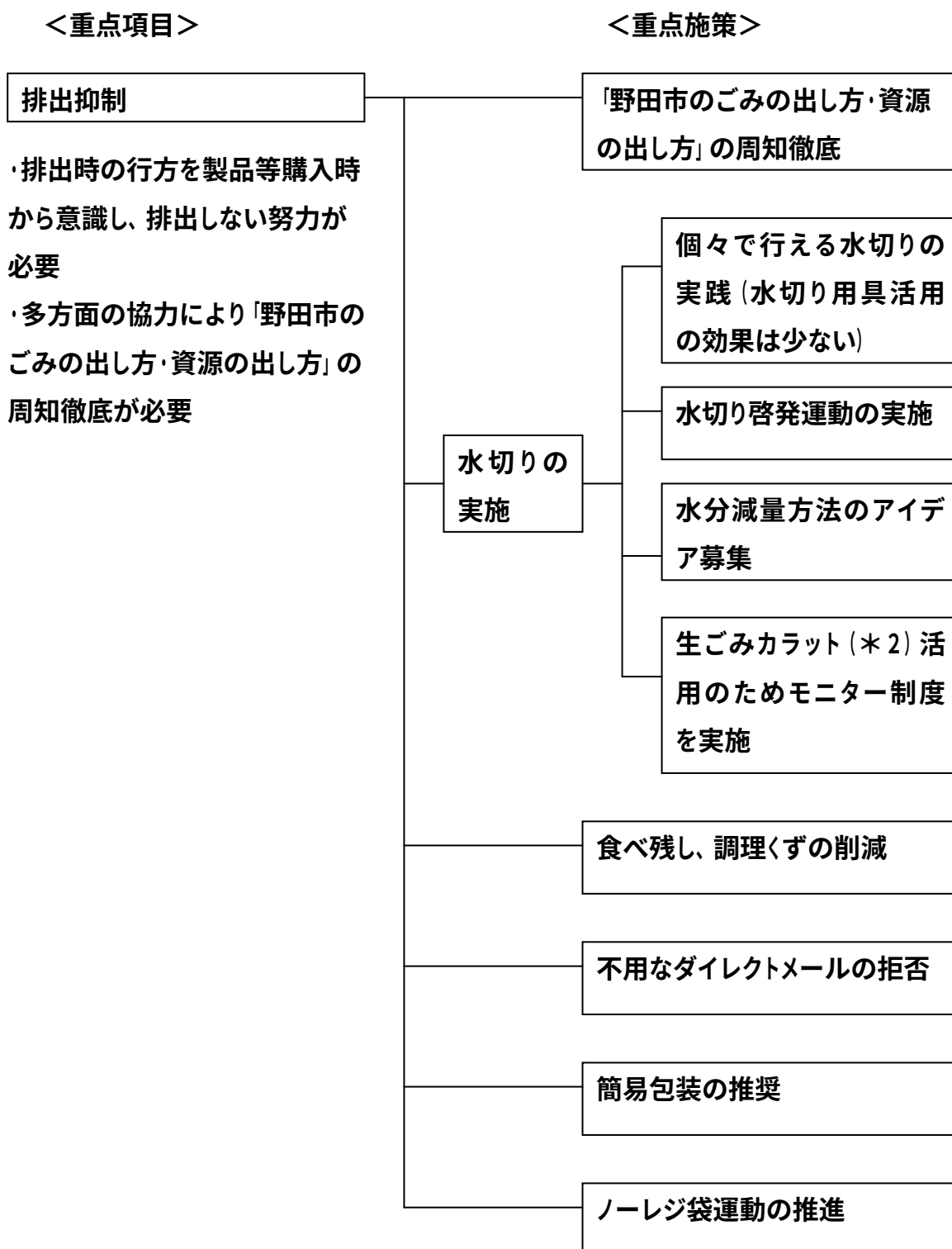
⇒ 市民が相協力し、野田市の特性を考慮した適正な処理方式を確立

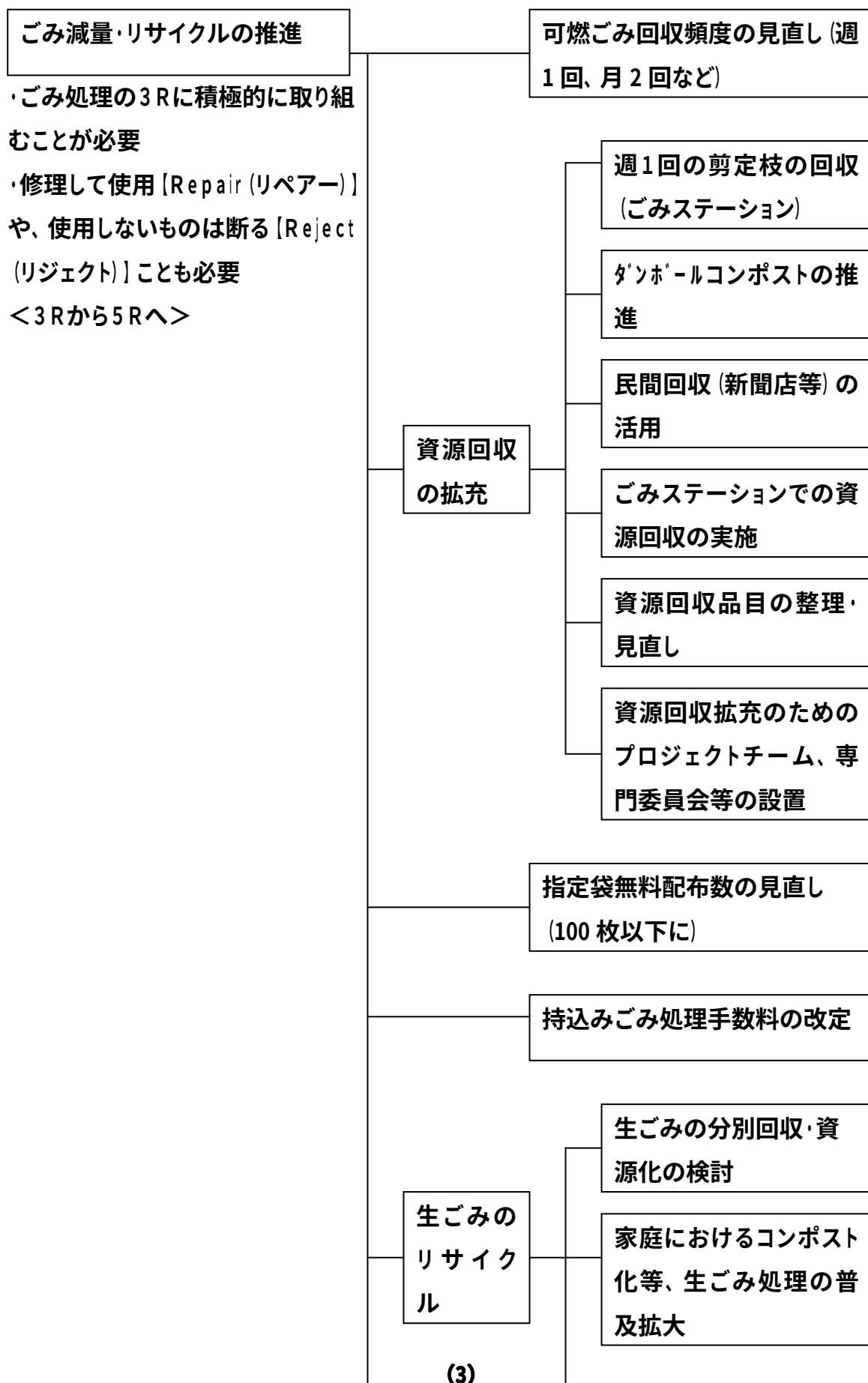
⇒ さらに、市民 1 人 1 人が目標達成に向けて努力、行動

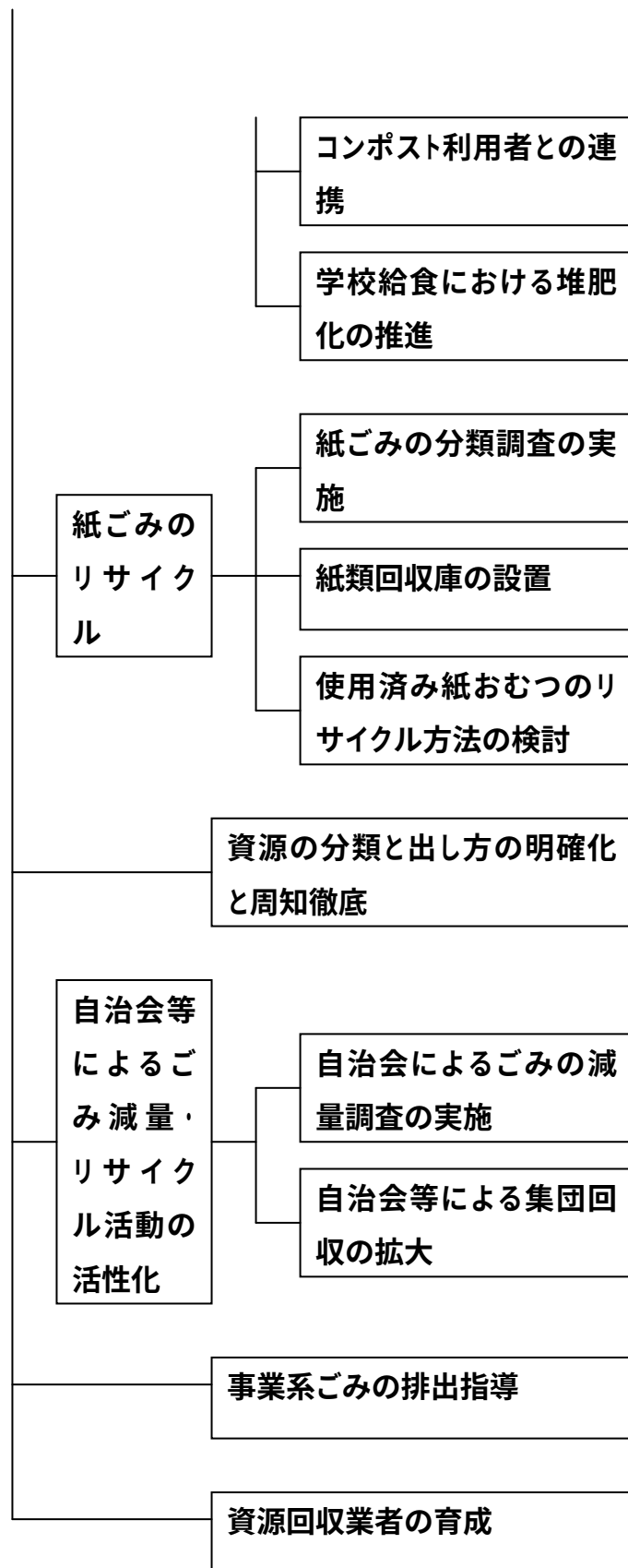
	～ 市民・事業者・行政の協働による ～ 資源循環型社会への転換	
--	------------------------------------	--

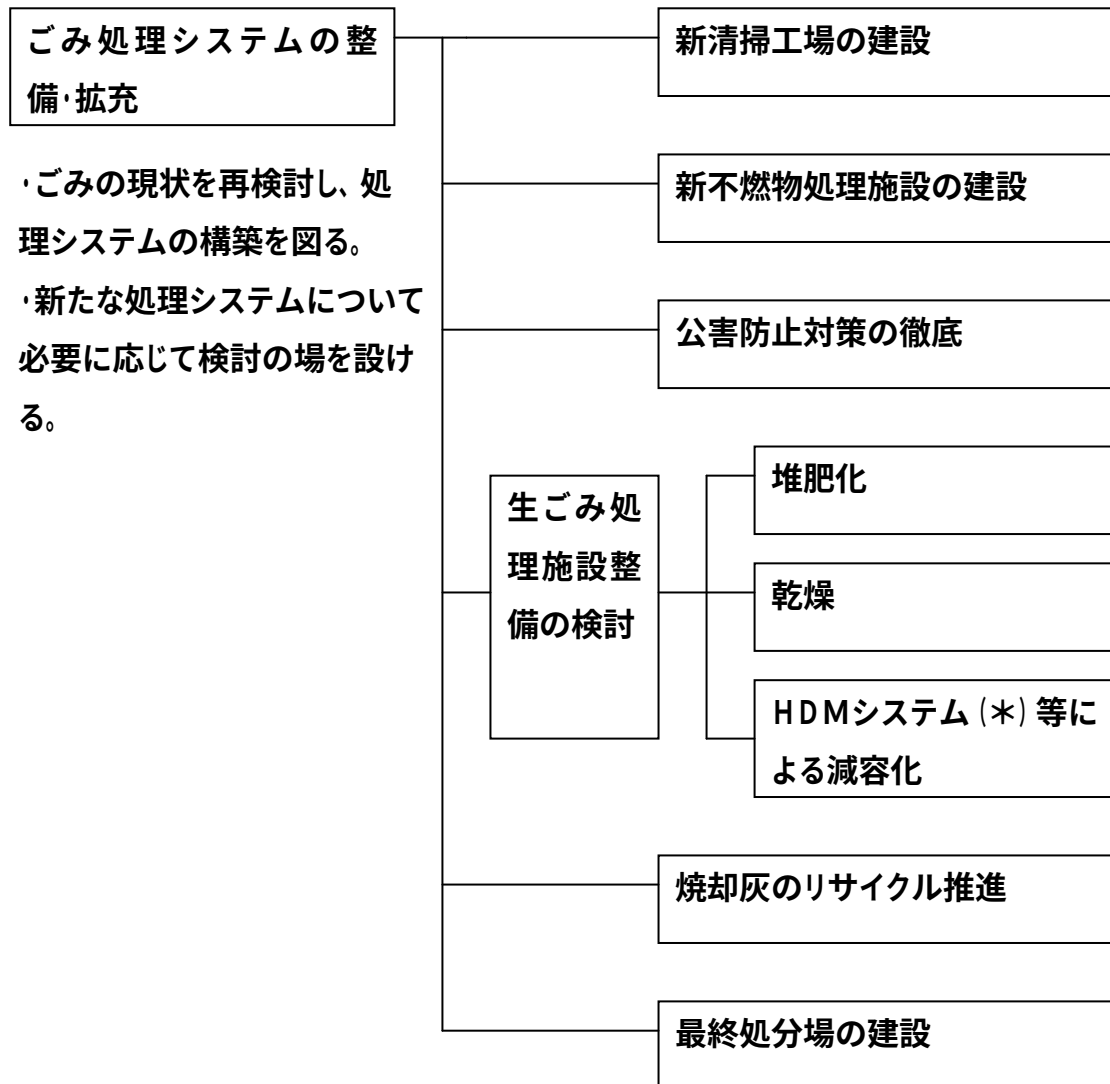
3. 重点施策

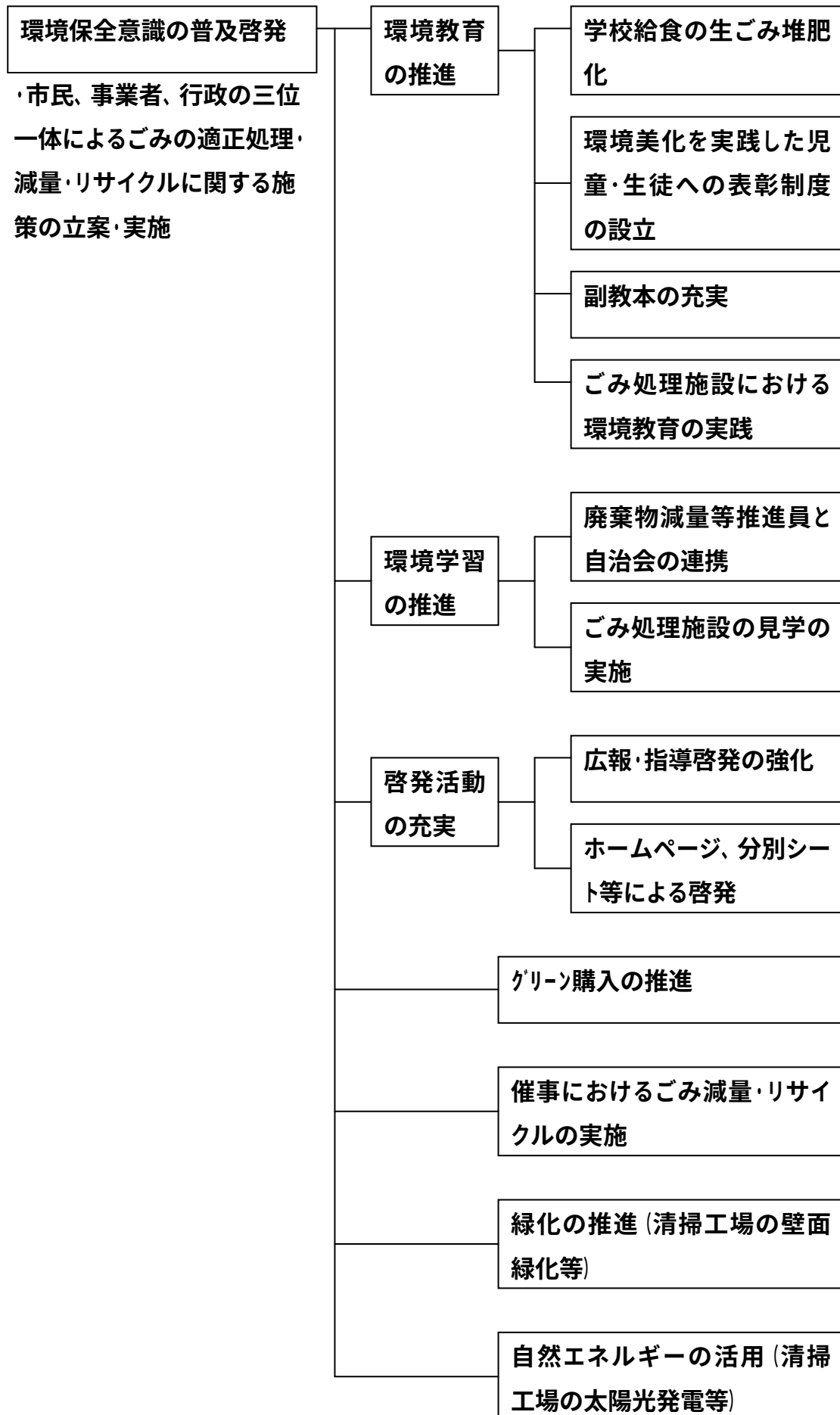
(1) 施策の体系











(2) 減量目標とごみ量予測（別添資料 P(31)～(41)：現行での推移、減量目標に基づく推移等）

3. 施策の推進体制

- 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築
- 他の自治体との連携による広域支援体制
- 災害対策体制の確立
- 環境マネジメントシステムの導入（エコアクション21）

[参考]

(※1) CBA

CBAとは、C：市民 citizen、B：事業者 businessman、A：行政 administration の略です。

(※2) 生ごみカラット

生ごみカラットとは、外容器、中容器、虫対策ネット、水切りネット、浅い受け皿（金網）と新聞紙（紙袋でもいい）を利用して生ごみを乾燥させる用具です。



(※3) HDM システム

HDMシステムとは、微生物を利用した生ごみ減容化処理システムです。

添 付 資 料

1. 基本計画の背景

(1) 野田市の概況

1) 土地利用の状況

①面積

面 積 1 0 3 . 5 4 k m² (平成 2 3 年 4 月 1 日現在)

②都市計画区分

(平成 2 3 年 4 月 1 日現在)

区 分	野田都市計画区域	
	面積 (k m ²)	比率 (%)
市街化区域	約 2 3 . 9 9	約 2 3 . 1 7
第一種低層住居専用地域	約 7 . 3 3	約 7 . 0 8
第二種低層住居専用地域	約 0 . 0 6	約 0 . 0 6
第一種中高層住居専用地域	約 4 . 2 4	約 4 . 1 0
第二種中高層住居専用地域	約 0 . 1 9	約 0 . 1 8
第一種住居地域	約 4 . 6 6	約 4 . 5 0
第二種住居地域	約 1 . 0 9	約 1 . 0 5
準住居地域	約 0 . 3 4	約 0 . 3 3
近隣商業地域	約 0 . 6 8	約 0 . 6 5
商業地域	約 0 . 2 8	約 0 . 2 7
準工業地域	約 1 . 2 3	約 1 . 1 9
工業地域	約 1 . 5 4	約 1 . 4 9
工業専用地域	約 2 . 3 5	約 2 . 2 7
市街化調整区域	約 7 9 . 5 5	約 7 6 . 8 3
合 計	約 1 0 3 . 5 4	

③地目別面積

区分			非課税地積（㎡）	評価総地積（㎡）	合計（㎡）	（％）
田	一般田		-	13,161,625	13,161,625	12.7%
	宅地介在田		-	36,332	36,332	0.0%
畑	一般畑		-	17,191,407	17,191,407	16.6%
	宅地介在畑		-	1,152,368	1,152,368	1.1%
宅地	住宅用地	小規模住宅	-	8,811,306	8,811,306	—
		一般住宅	-	5,686,949	5,686,949	—
	商業地等（非住宅用地）		-	8,358,556	8,358,556	—
	計		1,067,830	22,856,811	23,924,641	23.1%
	池沼		89,188	211,965	301,153	0.3%
山林	一般山林		280,652	4,979,368	5,260,020	5.1%
	宅地介在山林等		41,507	484,014	525,521	0.5%
原野			21,650	105,309	126,959	0.1%
雑種地	ゴルフ場の用地		183,669	4,275,124	4,458,793	—
	遊園地等の用地		-	107,027	107,027	—
	鉄軌道用地		7,521	243,715	251,236	—
	その他の雑種地		870,102	5,819,749	6,689,851	—
	計		1,061,292	10,445,615	11,506,907	11.1%
その他			30,353,067	-	30,353,067	29.4%
合計			32,915,186	70,624,814	103,540,000	100%

資料：課税課（平成22年1月1日現在）

2) 産業の状況

産 業 分 類		事業者数	従業者数	構成比
		(事業所)	(人)	(%)
第一次産業		6	127	0.24
	農林漁業	6	127	0.24
第二次産業		1,193	16,540	31.75
	製造業	644	13,499	25.92
	建設業	548	3,039	5.83
	鉱業	1	2	0.00
第三次産業		3,691	35,419	68.01
	卸売・小売業	1,305	10,382	19.93
	サービス業	908	6,412	12.31
	飲食店、宿泊業	524	3,388	6.50
	医療、福祉	278	4,602	8.84
	教育、学習支援業	204	2,873	5.52
	不動産業	203	500	0.96
	運輸業	150	4,804	9.22
	金融・保険業	45	576	1.11
	複合サービス事業	33	582	1.12
	公務(他に分類されないもの)	25	1,056	2.03
	情報通信業	10	102	0.20
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	142	0.27
総 数		4,890	52,086	100.00

3) 人口の予測

野田市総合計画においては、平成 27 年（2015 年）における将来人口の基本値を約 15 万 6 千人としていますが、平成 23 年 4 月 1 日の人口である 157,033 人はこの値を若干ですが上回っています。従いまして、将来人口としては、現時点の横ばいの人口で推移するものとします。

(2) 計画策定の趣旨

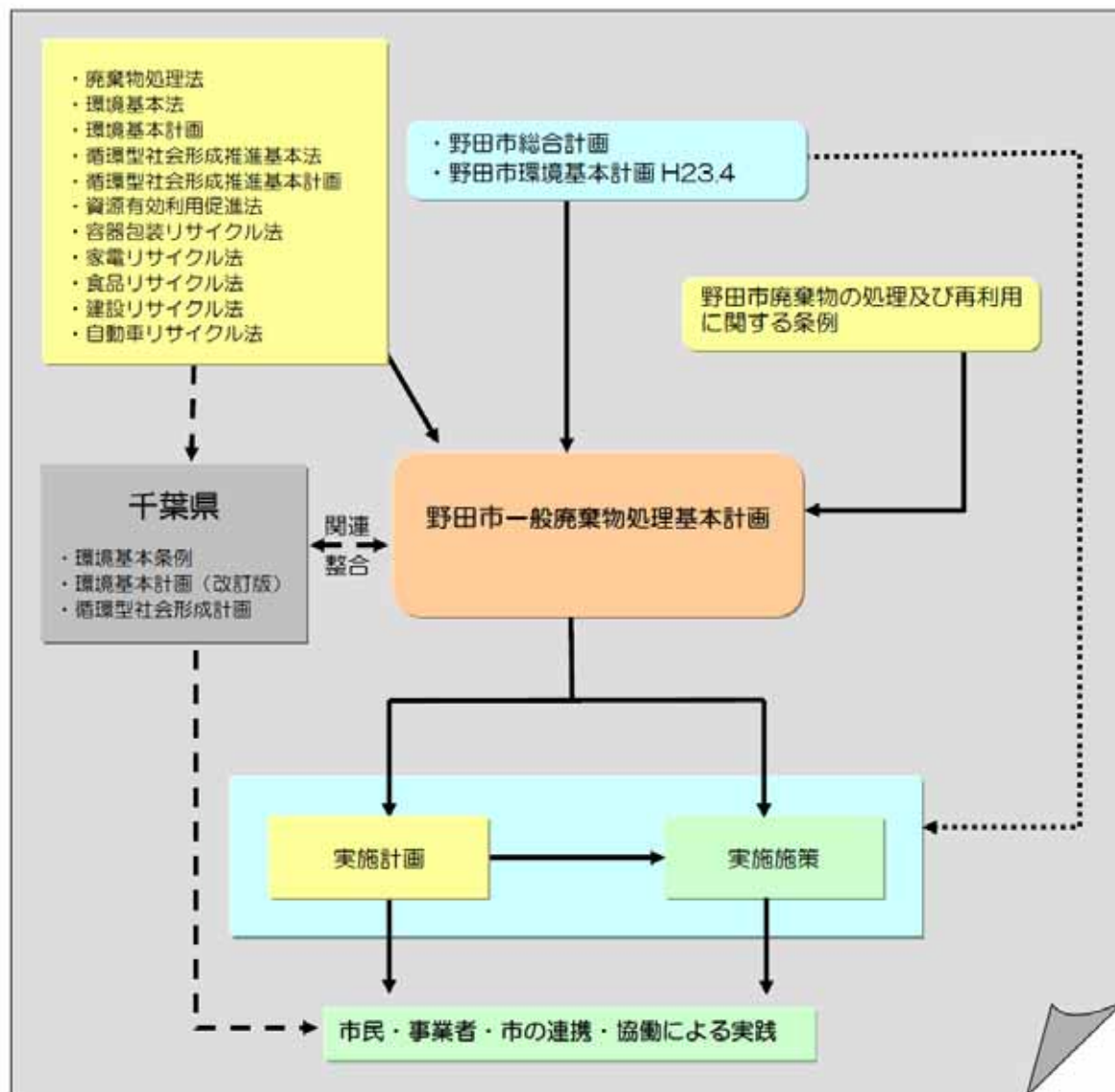
1) 一般廃棄物基本計画とは

1. 策定の背景と位置づけ

(1) 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置づけを示します。



2) 国及び県における減量目標値の設定状況

第4回審議会資料 4-3

(2) 国及び県における減量目標値の設定状況

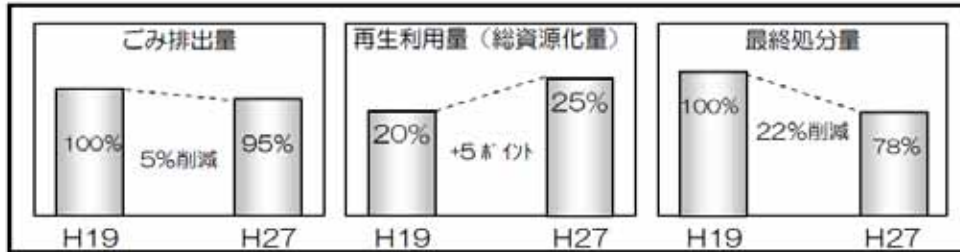
国や県では廃棄物処理に対する目標が定められています。

1) 国の廃棄物処理法における基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示、平成22年12月に変更され平成22年度以降の廃棄物の減量化目標等が定められています。

【廃棄物処理法基本方針で示された目標】

- ◇ 計画目標年次 平成27年度
- ◇ 計画の目標
 - ・排出量を平成19年度から約5%削減
 - ・再生利用量（リサイクル率）を約25%に増加
 - ・最終処分量を平成19年度から約22%削減



※ごみ排出量とは、収集ごみ量と直接搬入量を加えた値です。

廃棄物処理法基本方針

総排出量(t)			再生利用率(%)			最終処分量(t)		
H19	H20	H21	H19	H20	H21	H19	H20	H21
42,629,412	40,945,845	39,615,610	20.3%	20.3%	20.5%	6,349,596	5,531,021	5,072,304
排出抑制	3.9%	7.1%	目標年度(H27)で 25%を達成			削減目標	12.9%	20.1%
基準年度	目標年度(H27)で 5%削減					基準年度	目標年度(H27)で 22%削減	

■ : 基準年度 ■ : 達成項目

2) 国の循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。平成 20 年 3 月に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

【循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標】

- ◇ 計画目標の設定（目標年次 平成27年度/基準年度 平成12年度）
 - ・ 約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
 - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
 - ・ 資源回収されるものを除いた1人1日当たりに家庭から排出するごみの量の約20%削減
 - ・ 事業系ごみ排出量（総量）の約20%削減
 - ・ 地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

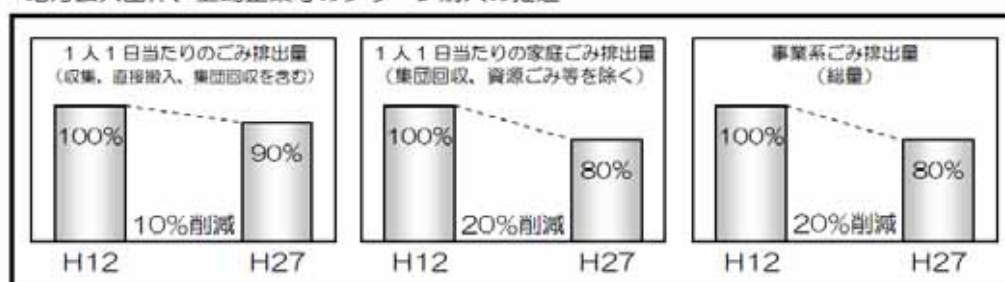


図 3-2 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

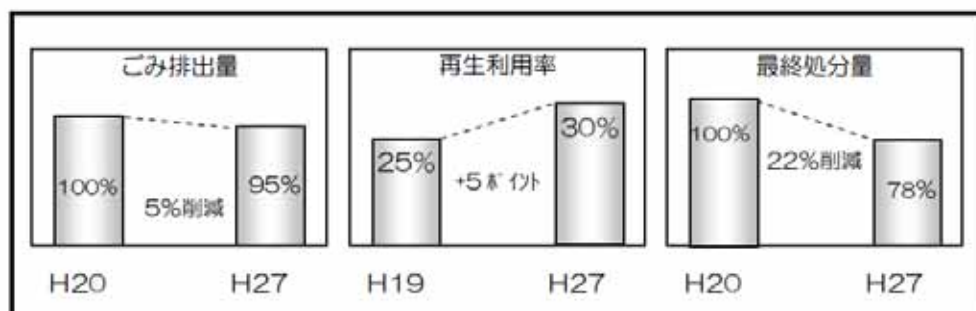
循環型社会形成推進基本計画

1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)					※収集、直接搬入、集団回収を含む				
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1,185	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994
排出抑制	0.4%	1.6%	1.9%	3.3%	4.6%	5.9%	8.1%	12.8%	16.1%
基準年度	目標年度(H27)で10%削減								
1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)					※集団回収、資源ごみ等を除く				
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
654	654	643	644	628	611	601	597	569	550
排出抑制	0.0%	1.7%	1.5%	4.0%	6.6%	8.1%	8.7%	13.0%	15.9%
基準年度	目標年度(H27)で20%削減								
事業系ごみ排出量(万 t)									
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1,799	1,730	1,708	1,695	1,654	1,624	1,582	1,509	1,400	1,328
排出抑制	3.8%	5.1%	5.8%	8.1%	9.7%	12.1%	16.1%	22.2%	26.2%
基準年度	目標年度(H27)で20%削減								

■ : 基準年度 ■ : 達成項目

3) 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では平成23年3月に「千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。この計画では、不法投棄等の諸課題への対処を図りつつ、「もの」を大切に、持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めていくため、一般廃棄物と産業廃棄物について、それぞれごみ排出量、再資源化率、最終処分量の目標を設定し施策を策定しています。このうち、一般廃棄物についての目標値は以下のとおりとなっています。



千葉県廃棄物処理計画 実態調査結果より

ごみ排出量(t)			再生利用率 [※] (%)			最終処分量(t)		
H19	H20	H21	H19	H20	H21	H19	H20	H21
2,401,983	2,313,181	2,239,714	24.9%	24.2%	24.6%	174,020	170,733	157,287
排出抑制	基準年度	3.2%	目標年度(H27)で30%を達成			排出抑制	基準年度	7.9%
目標年度(H27)で5%削減						目標年度(H27)で22%削減		

■ : 基準年度 ■ : 達成項目

[※]再生利用率については、平成20年度実績(24.2%)は前年度実績(24.9%)を若干下回ることから、平成19年度実績をもとに約5ポイントの向上を目標値として設定。

3) 現行計画の評価

第4回審議会資料 4-3

(3) 現行計画の評価

【野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） 平成14年3月 野田市】

平成14年3月に策定された現計画である『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』の概要を次に示します。

1) 基本目標

野田市総合計画に掲げられている次の2項目を一層推進することを基本目標とする。

『景観形成・環境美化の推進』
『廃棄物の循環型社会の構築』

2) 基本方針

基本目標を達成するためには、市民、事業者の積極的な取り組みによって環境美化・環境保全、ごみの減量、リサイクルを推進するとともに、再資源化技術・環境負荷低減技術の導入、自区内処理の確保を目的とした廃棄物処理施設の建設を図ることが今後のごみ処理行政において必要である。そのために次の3項目を基本方針として掲げ、施策を展開していく。

《基本方針》

1. 環境美化・環境保全の推進
2. ごみの減量・リサイクルの推進
3. ごみ処理システムの整備・拡充

◎数値目標としては次の事項が定められています。

《ごみ減量・リサイクルの目標内容》

各年度の将来単純予測値からの削減率

	平成19年度目標内容	平成27年度目標内容
家庭系処理対象ごみ	7.8%削減	15.1%削減
事業系処理対象ごみ	13.7%削減	22.7%削減
処理対象ごみ合計	9.7%削減	17.4%削減

	平成19年度 単純将来予測値	平成19年度 将来目標値
家庭系処理対象ごみ	24,880 トン	22,939 トン
事業系処理対象ごみ	12,063 トン	10,410 トン
処理対象ごみ合計	36,943 トン	33,360 トン
	平成19年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	20,236 トン	達成
事業系処理対象ごみ	11,322 トン	未達成
処理対象ごみ合計	31,558 トン	達成

平成 19 年度における野田地域の実績と現行計画における目標値を比較すると家庭系処理対象ごみでは目標値に対して 2,703 トンと大幅な低減が認められます。事業系ごみ処理対象処理対象ごみについては 912 トン超過しており、目標を達成できていません。処理対象ごみ合計では 1,802 トンの減少が認められ目標値を満足しています。

《1 人 1 日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

現行計画では将来人口を平成 19 年度において 14 万人を想定しているため過大な推計になっている影響を考慮し、平成 19 年度の野田地域の人口実績である 125,803 人を用いて 1 人 1 日当たりの排出量に換算した上で比較を行いました。

結果、家庭系対象ごみ量のみは、平成 19 年度における目標値に対して 8 グラム少なく、目標を達成しています。事業系処理対象ごみ及び処理対象ごみ合計については、それぞれ 43 グラム、34 グラム目標値を超過しており、目標を達成していないものと考えられます。（現行計画は 14 万人で 1 人 1 日当たりの排出量に換算を行いました。）

	平成 19 年度 単純将来予測値	平成 19 年度 将来目標値
家庭系処理対象ごみ	487 g/人・日	449 g/人・日
事業系処理対象ごみ	236 g/人・日	204 g/人・日
処理対象ごみ合計	723 g/人・日	653 g/人・日
	平成 19 年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	441 g/人・日	達成
事業系処理対象ごみ	247 g/人・日	未達成
処理対象ごみ合計	687 g/人・日	未達成

《まとめ》

平成 19 年度における実績値と目標値の比較結果から、事業系処理対象ごみは、排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量ともに目標値を達成していません。また、家庭系処理対象ごみは、排出量では目標値を達成しているものの、1 人 1 日当たりの排出量では、わずか 8 グラムの削減となっています。

その結果、処理対象ごみ合計についても排出量では満足しているものの、1 人 1 日当たりの排出量で見ると事業系ごみの影響から目標値を達成していません。

【一般廃棄物処理基本計画 平成 10 年 3 月 関宿町 】

平成 10 年 3 月に策定された旧関宿町の計画である『一般廃棄物処理基本計画』の概要を次に示します。

1) 基本方針

清潔で快適な生活環境を保全するとともに、リサイクルによる省資源、減量化を促進しながら、廃棄物循環型の社会づくりを目指す。

《基本方針》

- 1 ごみの分別の徹底化などによる排出抑制、リサイクル対策を引き続き積極的に推進することにより、資源サイクル並びにごみの減量化を図りながら、廃棄物循環型社会づくりに努める。
- 2 ごみの適正な処理を将来的にも行うことが出来るよう、収集運搬、中間処理、最終処分に係わる体制を維持し、清潔で快適な地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
- 3 町におけるごみ処理事業は、そこで生活したり、事業活動を行なうなど全ての方々の快適な生活環境を維持するためのものである。
そこで、ごみの排出、処理、処分、再資源化については、行政、町民、事業者で役割を分担し合いながら、互いに協力して推し進めることとする。
- 4 町民、事業者に対して、環境対策の推進が、単に町の環境のみならず、地球環境の保全にも寄与することであること。そのため長期にわたって取り組む必要性について、啓発活動を継続的に行い、その理解と協力に努める。

(注) 数値目標は記載されていません。

(3) 野田市における廃棄物処理行政の歩み

年 号	国	市	事 項
昭和 25 年 (1950 年) 5 月		○	県内 8 番目の市として「野田市」誕生
昭和 29 年 (1952 年)	○		「清掃法」施行
		○	清掃事業を直営事業として開始
昭和 30 年 (1955 年)		○	「野田市清掃条例」公布、衛生協力会発足
昭和 31 年 (1956 年)		○	共同ゴミ箱を順次撤廃
○戦後の復興期 戦後、野田市のごみの収集は、何人かの民間の人達で行われていましたが、昭和 29 年の「清掃法」施行を契機に、野田市においても清掃事業を直営事業として実施することとなりました。 しかしながら、1960 年代までは市内の一部の地域（旧野田町と柳沢、宮崎、中根）でしたので、市がごみとして収集する量は、決して多いものではありませんでした。 昭和 32 年、上花輪太子堂に市の最初のごみ焼却炉が稼働開始されてからは、ごみの大半は焼却に切り替えられました。			
昭和 32 年 (1957 年) 6 月		○	上花輪にじん芥焼却場完成
昭和 40 年 (1964 年)		○	ステーション方式の発端 (100m に 1, 2 か所)
		○	ポリバケツ定時収集方式開始
昭和 43 年 (1968 年)		○	三ツ堀に焼却場建設を決定
昭和 44 年 (1969 年)		○	ごみ収集無料化
		○	焼却場建設特別委員会発足
昭和 45 年 (1970 年) 12 月	○		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布」 (同年 9 月施行)
昭和 46 年 (1971 年) 4 月		○	三ツ堀に焼却場完成
○高度成長から石油ショックまで 大量生産・大量消費の時代が到来し、生活水準が高まったことから、野田市においても世帯当たりのごみの収集量が大幅に上昇しました。 昭和 46 年には三ツ堀の焼却場が稼働開始となりましたが、当時、全国的な傾向であった燃えないごみや粗大ごみが急増したことにより、ごみの分別が大きな問題となってきました。			
昭和 47 年 (1972 年)		○	市内全域で不燃物収集を開始 (月 1 回)
昭和 49 年 (1974 年)		○	収集方式の変更 (一般ごみ週 2 回、不燃物週 1 回、粗大ごみ月 1 回)
昭和 53 年 (1978 年) 4 月		○	「野田市資源再生利用促進助成金交付要綱」施行
		○	資源再利用運動 (リサイクル運動) の取組み決定
昭和 56 年 (1981 年) 7 月		○	「野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程」施行

年 号	国	市	事 項
昭和 59 年 (1984 年) 9 月		○	三ツ堀の現清掃工場試運転開始
昭和 60 年 (1985 年) 7 月		○	「野田市清掃工場等環境保全協議会設置要綱」施行
平成 3 年 (1991 年) 10 月	○		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
平成 4 年 (1992 年) 12 月		○	「野田市廃棄物減量等推進審議会条例」施行
平成 5 年 (1993 年) 1 月		○	野田市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱 (29 名)
		○	野田市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
平成 6 年 (1994 年) 5 月		○	野田市廃棄物減量等推進審議会から答申
平成 7 年 (1995 年) 4 月		○	「野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」施行
		○	指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度実施
6 月	○		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法) 制定公布 (平成 9 年 4 月施行)
11 月		○	不燃物処理施設が三ツ堀に完成
○ごみの減量化に向けた新たな取り組み 野田市の 1 人一日当たりのごみの排出量は、平成 6 年度には、近隣自治体より 20 % 以上も上回る約 1 k g ありました。市内の最終処分場が無くなり、市外の民間最終処分場に処分を委託していたため、ごみの減量化が最大の課題でした。 平成 7 年度に「指定ごみ袋制度導入」と「粗大ごみの有料化」を実施したことにより、大幅な減量化が図られました。			
平成 8 年 (1996 年) 3 月		○	「野田市廃棄物減量基金の設置、管理及び処分に関する条例」施行
4 月		○	「野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱」施行
		○	野田市廃棄物減量等推進員制度を導入 (171 名)
		○	ごみ減量努力に対する報奨制度 (トレペ交換) 開始
平成 9 年 (1997 年) 6 月		○	粗大ごみ戸別収集手数料改定 (500 円→520 円)
平成 10 年 (1998 年) 4 月		○	搬入手数料の改定 (10 kg まで無料、10kg まで毎に 150 円)
6 月	○		「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法) 公布 (平成 13 年 4 月施行)
9 月		○	「野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則」施行
10 月		○	「野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行

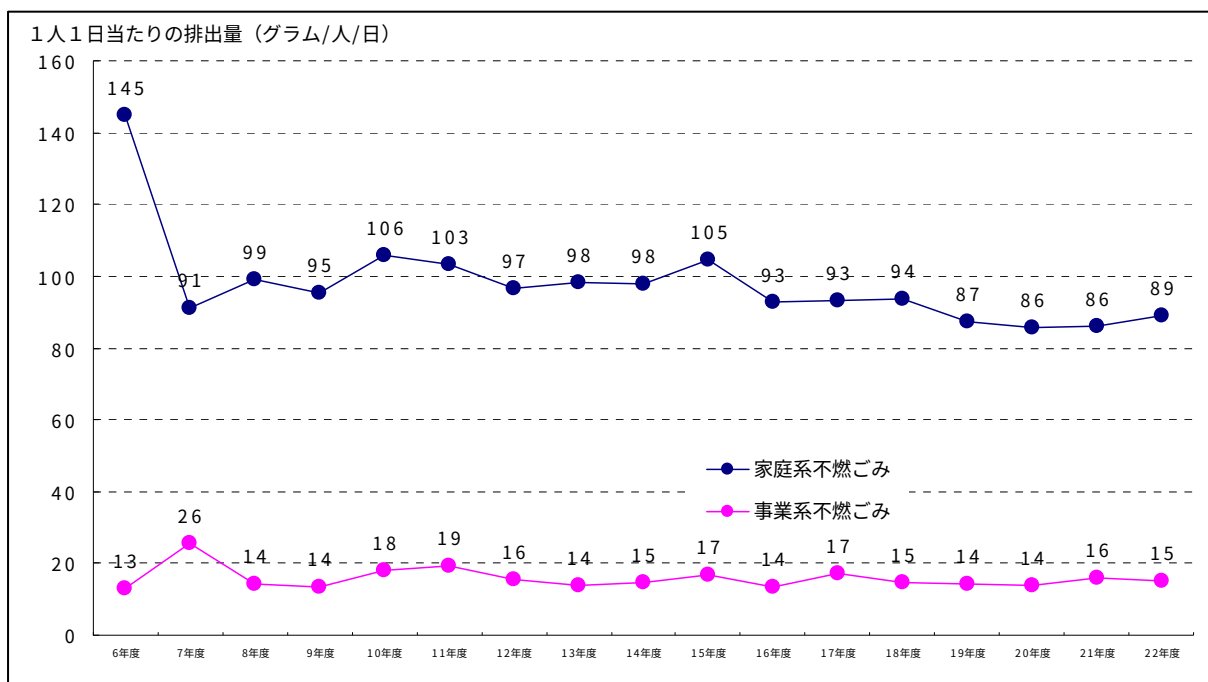
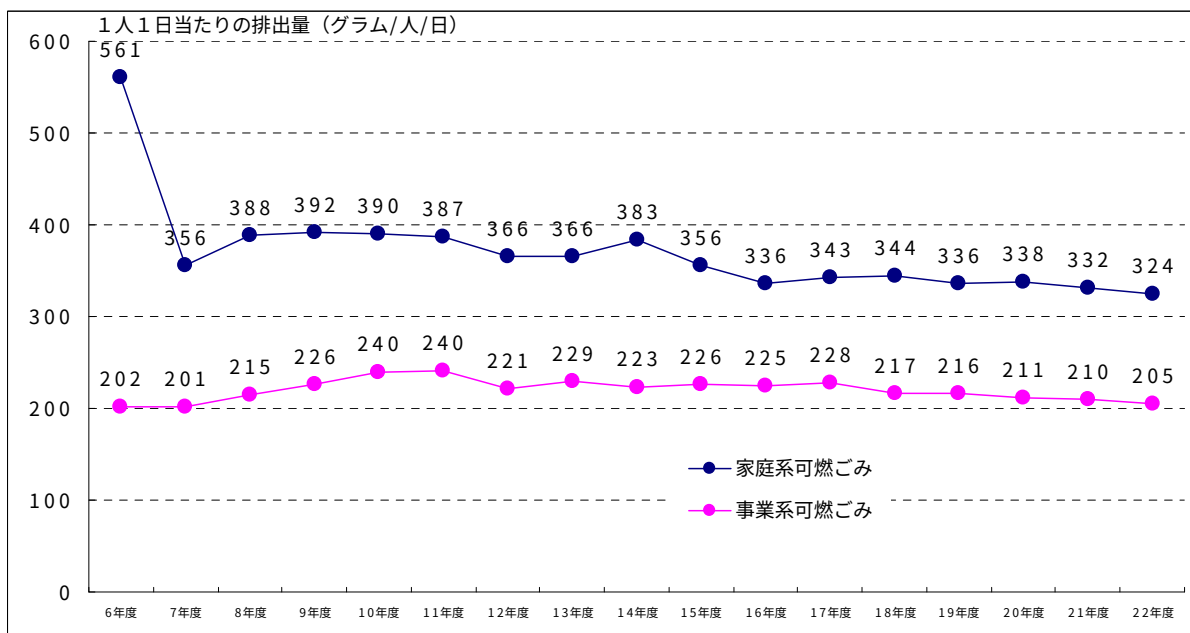
年 号		国	市	事 項
平成 12 年 (2000 年)	4 月	○		「容器包装リサイクル法」完全施行
			○	船形に「野田市堆肥センター」が稼働
			○	みどりの収集受付開始
	6 月	○		「循環型社会形成推進基本法公布」 (平成 13 年 1 月完全施行)
平成 13 年 (2001 年)	4 月	○		「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法) 完全施行
			○	「家電リサイクル法」完全施行
			○	家電 4 品目を粗大ごみから除外
			○	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) 完全施行
	12 月		○	廃棄物減量等推進員 (地区代表者) による市内不法投棄パトロール開始
平成 14 年 (2002 年)	3 月		○	野田市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) 策定
	5 月		○	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 完全施行
平成 15 年 (2003 年)	3 月		○	「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法) の省令改正 ※家庭系パソコンがメーカー等によるリサイクル対象に追加
平成 15 年 (2003 年)	6 月		○	野田市と関宿町が合併。人口 153,353 人。 面積 103.54 平方キロメートルの新「野田市」誕生
			○	ごみ出しルールは野田市方式を採用
			○	「野田市関宿クリーンセンター公害対策基金条例」施行
			○	「野田市清掃工場等環境保全協議会設置条例」施行
○関宿町との合併 平成 15 年 6 月、旧関宿町との合併により、野田市には、可燃ごみの焼却施設が清掃工場と関宿クリーンセンターの 2 か所となりました。 なお、合併時の調整により、旧関宿区域については、可燃ごみは従来通り関宿クリーンセンターで処理し、不燃ごみは野田市不燃物処理諸説にて処理することとなりました。				

年 号	国	市	事 項
平成 16 年 (2004 年)		○	野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業の開始
		○	不法投棄監視システム (監視カメラ設置) 開始
平成 17 年 (2005 年)	○		「自動車リサイクル法」完全施行
		○	臨時資源回収所設置 (市内 2 か所)
平成 18 年 (2006 年)	○		「改正容器リサイクル法」公布
	○		「改正容器リサイクル法」一部施行、新基本方針公表、判断基準省令公布
平成 19 年 (2007 年)		○	粗大ごみ処理券、市内 60 店舗で販売開始
	○		「改正食品リサイクル法」公布
	○		「改正食品リサイクル法」施行、基本方針公表、判断基準等省令公布
平成 20 年 (2008 年)		○	関宿クリーンセンターの裁判和解成立 (平成 26 年 7 月 14 日稼働停止)
平成 21 年 (2009 年)		○	中里工業団地の工場跡地を新清掃工場建設予定地に選定し、地元中里上自治会役員に説明 (以降、説明会や話し合いを開始)
○新清掃工場建設に向けて 稼働期限が地元との和解により平成 26 年 7 月までとなっている関宿クリーンセンターと、老朽化による建て替えが早晚必要となる清掃工場について、両者を一体整備する新清掃工場の建設は、市の喫緊の課題となりました。 そこで、市は、平成 21 年 1 月、中里工業団地の工場跡地を建設予定地に選定し、地元自治会に建設に対する理解を求め、説明会や話し合いを開始しました。			
平成 22 年 (2010 年)		○	空き缶回収機、市内 4 か所新機種に移行
		○	三ツ堀の不燃物処理施設稼働停止
		○	不燃物仮置場稼働開始
		○	目吹 1 区自治会と新不燃物処理施設建設に関する協定書締結
平成 23 年 (2011 年)		○	中里工業団地の工場跡地を一度白紙撤回、当地区も含めた市内全域からの新清掃工場建設候補地の選定に方針転換
		○	「野田市新不燃物処理施設建設工事請負契約の締結」議案可決 (平成 25 年 4 月稼働予定)

年 号	国	市	事 項
平成 23 年 (2011 年) 7 月 8 月 10 月		○ ○ ○	「野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例」施行 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員委嘱 32 名 (委嘱後 1 名辞任) 第 1 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会開催 新不燃物処理施設、建設工事着手
○野田市新清掃工場建設候補地選定審議会スタート 建設予定地の地元自治会から理解が得られなかったことから、平成 23 年 1 月、市は現候補地を一度白紙撤回し、市内全域から改めて新清掃工場の建設候補地を選定していくこととしました。 そこで、全市民の見地から候補地選定を行うため、「野田市新清掃工場建設候補地選定審議会」を設置し、市は審議会に対し、建設候補地として最適な土地の選定のほか、選定に必要な選定基準や処理方式などを諮問しました。			

(4) ごみ処理の現状と課題

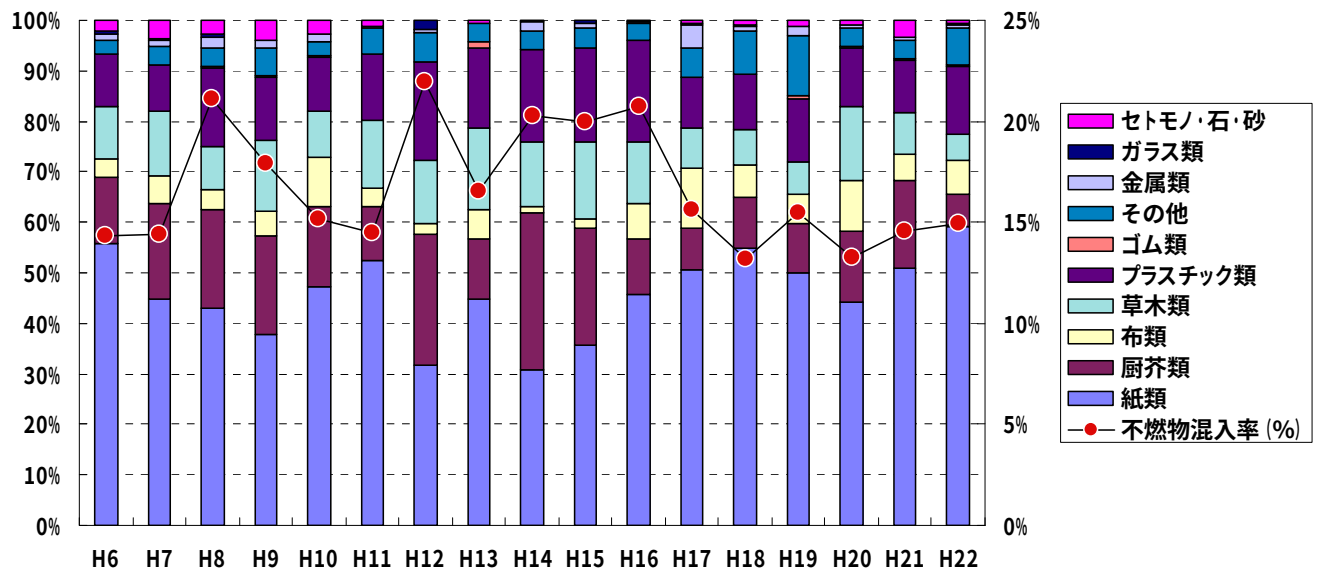
1) ごみ量の推移



注意）平成 6 年度から平成 14 年度までは旧野田市のみのデータで平成 15 年度以降は野田市と関宿を合わせた家庭系の可燃ごみと不燃ごみ及び総排出量の原単位の変化

2) ごみ組成の変化

可燃ごみの組成（野田市清掃工場）

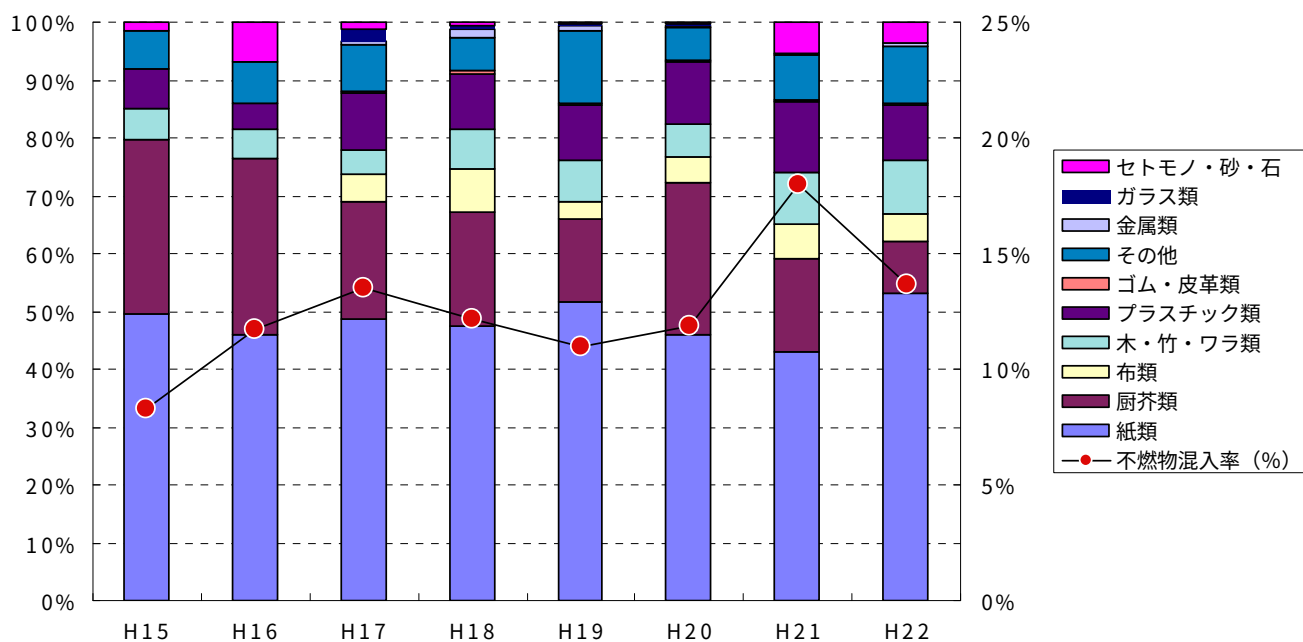


	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類 (%)	56.0	44.7	42.9	37.9	47.2	52.3	31.7	44.8	30.7	35.8	45.8	50.5	55.0	49.9	44.1	50.8	59.1
厨芥類 (%)	12.9	18.7	19.7	19.4	15.9	10.9	26.1	11.8	31.2	23.2	10.8	8.4	10.1	9.8	14.1	17.4	6.4
布類 (%)	3.6	5.5	3.9	5.0	9.5	3.5	1.9	6.0	1.2	1.8	7.2	11.9	6.2	5.8	10.1	5.2	6.8
草木類 (%)	10.4	12.8	8.5	14.0	9.2	13.6	12.7	16.2	13.0	15.0	12.1	8.0	7.0	6.5	14.5	8.2	5.1
プラスチック類 (%)	10.4	9.3	15.7	12.3	10.8	13.0	19.4	15.8	18.2	18.6	20.3	10.0	11.0	12.6	11.7	10.6	13.6
ゴム類 (%)	0.2	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	1.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.4	0.2	0.1	0.4
その他 (%)	2.7	3.6	3.8	5.4	2.7	5.1	5.6	3.5	3.7	4.1	3.3	5.6	8.4	12.1	3.7	3.7	7.3
金属類 (%)	1.1	1.3	2.0	1.6	1.7	0.2	0.7	0.2	1.8	0.8	0.2	4.6	1.1	1.7	0.7	0.5	0.6
ガラス類 (%)	0.7	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.3	0.6	0.0	0.4	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3
セトモノ・石・砂 (%)	2.1	3.7	2.8	4.0	2.7	1.3	0.0	0.5	0.0	0.0	0.3	0.6	1.0	1.1	0.9	3.2	0.6
不燃物混入率 (%)	14.3	14.4	21.1	17.9	15.2	14.5	22.0	16.6	20.3	20.0	20.8	15.7	13.2	15.5	13.3	14.6	15.0

野田市清掃工場 ごみ組成調査結果(乾き基準)の年平均値の推移

※不燃物: プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ・砂・石

可燃ごみの組成（関宿クリーンセンター）



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類 (%)	49.7	45.9	48.8	47.5	51.8	45.8	43.0	53.2
厨芥類 (%)	30.0	30.5	20.3	19.6	14.2	26.5	16.3	8.8
布類 (%)	紙に含む		4.6	7.5	3.0	4.3	5.8	4.9
木・竹・ワラ類 (%)	5.4	5.0	4.4	7.1	7.2	5.8	9.0	9.1
プラスチック類 (%)	6.9	4.8	9.7	9.5	9.5	10.9	12.3	9.6
ゴム・皮革類 (%)	プラスチックに含む		0.2	0.5	0.2	0.2	0.2	0.3
その他 (%)	6.7	6.9	8.3	5.7	12.7	5.7	7.9	10.0
金属類 (%)	—	—	0.6	1.5	1.0	0.4	0.3	0.5
ガラス類 (%)	—	—	1.9	0.5	0.1	0.0	0.1	0.0
セトモノ・砂・石 (%)	1.4	7.0	1.3	0.7	0.4	0.4	5.3	3.6
不燃物混入率 (%)	8.3	11.8	13.5	12.2	11.0	11.8	18.0	13.7

関宿クリーンセンター ごみ組成調査結果(乾き基準)の年平均値の推移

※不燃物: プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ・砂・石

《湿基準での組成割合》

第3回審議会資料

表-5 湿基準（推計）によるごみ種類組成

単位：湿ベース%

	①	②
紙類	36.9	24.7
厨芥類	37.5	52.4
布類	2.9	2.9
草木類	8.9	9.2
プラスチック類	9.1	6.1
ゴム類	0.2	0.2
その他	2.9	2.9
金属類	0.5	0.5
ガラス類	0.2	0.2
セトモノ・石・砂	0.9	0.9
合計	100	100

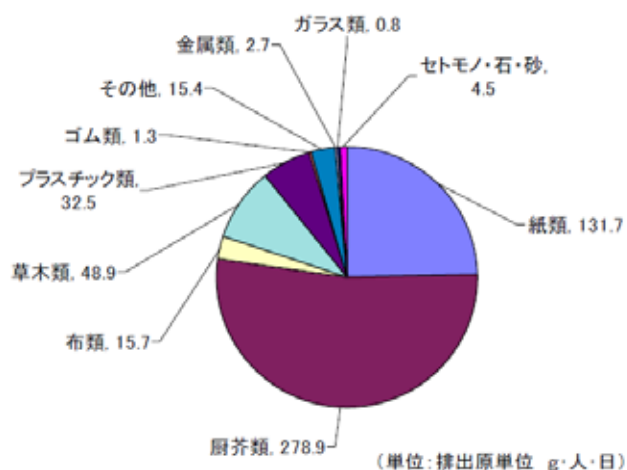
【採用するごみ種類別組成及び原単位】

現状ごみ質調査結果から確認できる水分量のほとんどが厨芥類（生ごみ）から移行した水分と考えられます。排出状態である湿ベースでの組成割合を推計するためには、各組成の水分量として平常時の水分量を用いる方法の方が好ましいと考えられます。したがって、ここでは②の手法による結果を本市の湿ベースのごみ組成割合として採用します。

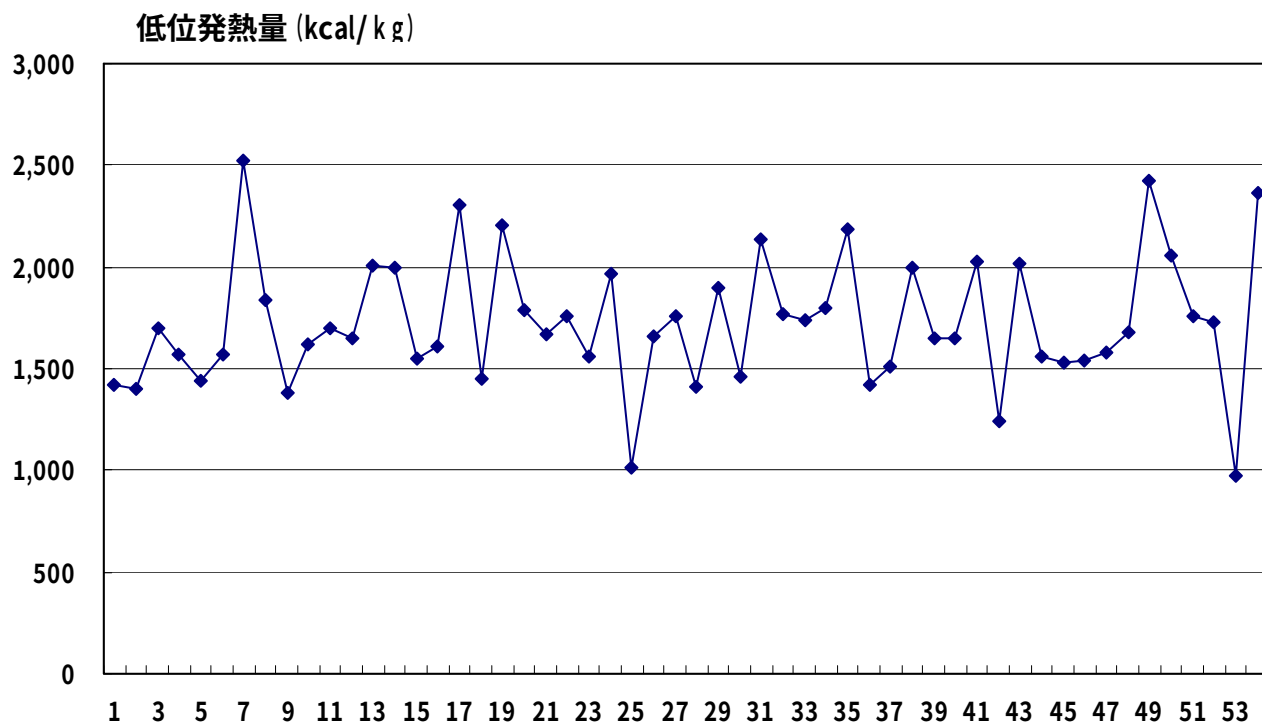
なお、平成22年度における焼却処理原単位が532.43 g/人日を用いてごみ種類組成ごとの原単位を試算したものを表-6に示します。

表-6 ごみ組成別原単位（湿基準）

	排出原単位
紙類	131.7
厨芥類	278.9
布類	15.7
草木類	48.9
プラスチック類	32.5
ゴム類	1.3
その他	15.4
金属類	2.7
ガラス類	0.8
セトモノ・石・砂	4.5
	532.43

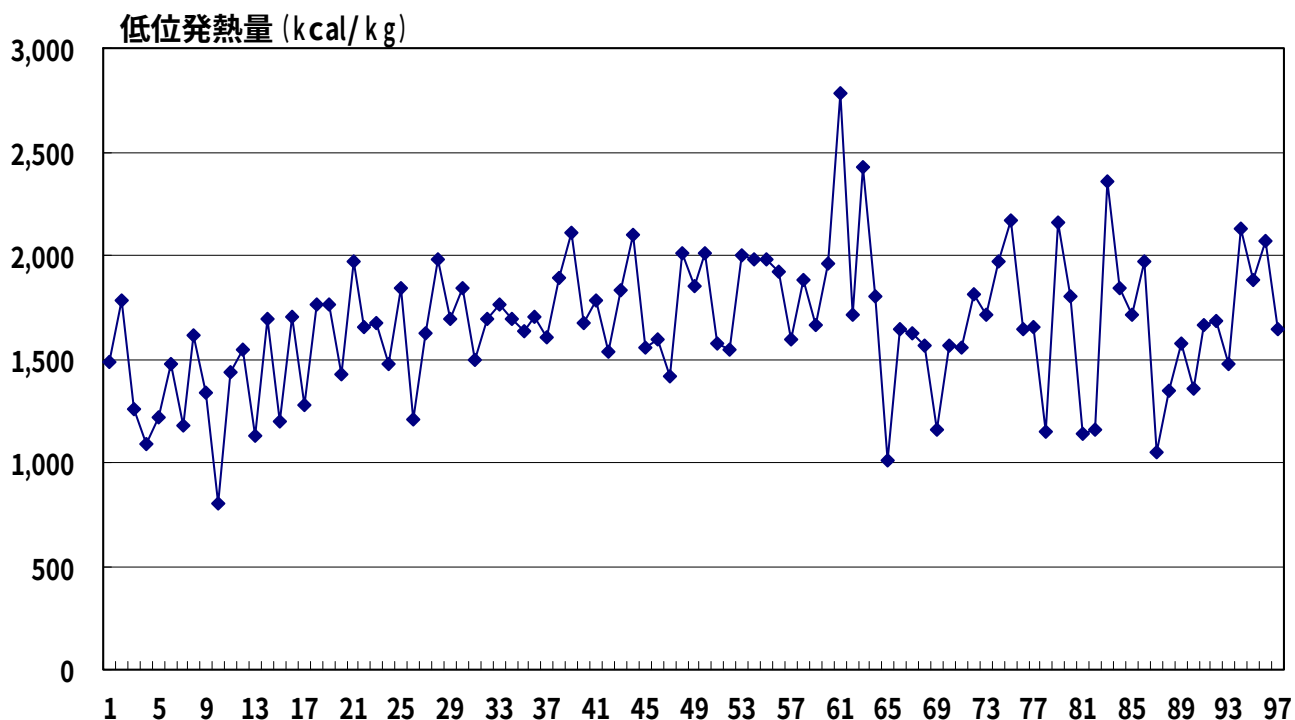


3) 可燃ごみの発熱量 《野田市清掃工場》



野田地域 (昭和61年度～平成6年度) の低位発熱量の推移

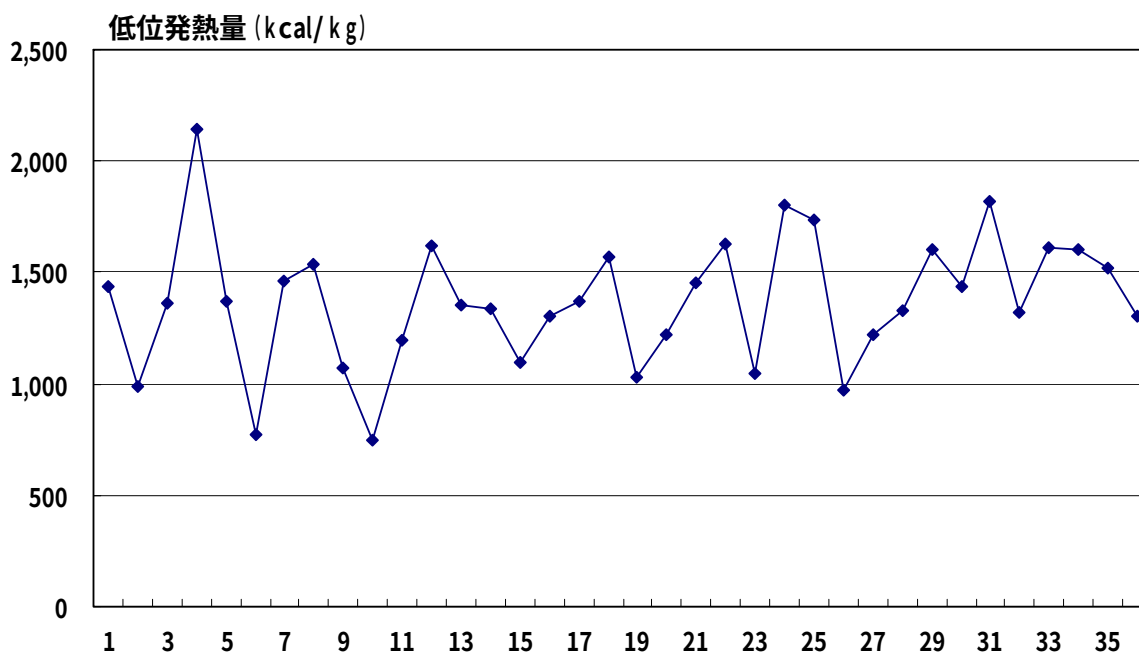
調査日	連番	結果 kcal/kg	調査日	連番	結果 kcal/kg	調査日	連番	結果 kcal/kg
S.61.5.19	1	1,420	H.1.4.19	19	2,210	H.4.4.15	37	1,510
S.61.6.18	2	1,400	H.1.6.21	20	1,790	H.4.6.17	38	2,000
S.61.8.27	3	1,700	H.1.8.23	21	1,670	H.4.8.12	39	1,650
S.61.10.21	4	1,570	H.1.10.23	22	1,760	H.4.10.12	40	1,650
S.61.12.22	5	1,440	H.1.12.25	23	1,560	H.4.12.17	41	2,030
S.62.2.26	6	1,570	H.2.2.26	24	1,970	H.5.2.16	42	1,240
S.62.4.22	7	2,520	H.2.4.25	25	1,010	H.5.4.20	43	2,020
S.62.6.25	8	1,840	H.2.6.18	26	1,660	H.5.6.10	44	1,560
S.62.8.24	9	1,380	H.2.8.17	27	1,760	H.5.8.20	45	1,530
S.62.10.27	10	1,620	H.2.10.31	28	1,410	H.5.10.4	46	1,540
S.62.12.22	11	1,700	H.2.12.21	29	1,900	H.5.12.7	47	1,580
S.63.2.29	12	1,650	H.3.2.16	30	1,460	H.6.2.8	48	1,680
S.63.4.25	13	2,010	H.3.4.17	31	2,140	H.6.4.22	49	2,420
S.63.6.13	14	2,000	H.3.6.4	32	1,770	H.6.6.8	50	2,060
S.63.8.26	15	1,550	H.3.8.23	33	1,740	H.6.8.11	51	1,760
S.63.10.14	16	1,610	H.3.10.7	34	1,800	H.6.10.6	52	1,730
S.63.12.19	17	2,300	H.3.12.18	35	2,190	H.6.12.20	53	970
H.1.1.27	18	1,450	H.4.2.26	36	1,420	H.7.2.7	54	2,360



野田地域 (平成7年度～平成22年度) の低位発熱量の推移

調査日	連番	結果 kcal/kg	調査日	連番	結果 kcal/kg	調査日	連番	結果 kcal/kg
H.7.4.21	1	1,490	H.12.6.14	33	1,760	H.17.11.18	65	1,010
H.7.6.9.	2	1,780	H.12.8.9	34	1,690	H.18.1.20	66	1,640
H.7.7.24	3	1,260	H.12.10.11	35	1,630	H.18.3.6	67	1,620
H.7.8.22	4	1,090	H.12.12.13	36	1,700	H.18.5.19	68	1,560
H.7.10.11	5	1,220	H.13.2.14	37	1,600	H.18.7.21	69	1,160
H.7.12.15	6	1,480	H.13.4.24	38	1,890	H.18.9.15	70	1,560
H.8.2.8	7	1,180	H.13.6.12	39	2,110	H.18.11.17	71	1,550
H.8.4.25	8	1,610	H.13.8.7	40	1,670	H.19.1.11	72	1,810
H.8.6.7	9	1,340	H.13.10.16	41	1,780	H.19.3.2	73	1,710
H.8.8.15	10	800	H.13.12.11	42	1,530	H.19.5.19	74	1,970
H.8.10.18	11	1,440	H.14.2.13	43	1,830	H.19.7.20	75	2,170
H.8.12.9	12	1,540	H.14.4.12	44	2,100	H.19.9.21	76	1,640
H.9.2.20	13	1,130	H.14.6.13	45	1,550	H.19.11.22	77	1,650
H.9.4.22	14	1,690	H.14.8.9	46	1,590	H.20.1.9	78	1,150
H.9.6.17	15	1,200	H.14.10.10	47	1,420	H.20.3.7	79	2,160
H.9.8.19	16	1,700	H.14.12.12	48	2,010	H.20.5.23	80	1,800
H.9.10.23	17	1,280	H.15.2.13	49	1,850	H.20.7.15	81	1,140
H.9.12.12	18	1,760	H.15.4.9	50	2,010	H.20.9.17	82	1,160
H.10.2.24	19	1,760	H.15.6.11	51	1,570	H.20.11.12	83	2,360
H.10.4.15	20	1,430	H.15.8.7	52	1,540	H.21.1.4	84	1,840
H.10.6.15	21	1,970	H.15.10.9	53	2,000	H.21.3.4	85	1,710
H.10.8.12	22	1,650	H.15.12.9	54	1,980	H.21.4.15	86	1,970
H.10.10.14	23	1,670	H.16.2.10	55	1,980	H.21.6.10	87	1,050
H.10.12.17	24	1,480	H.16.4.21	56	1,920	H.21.8.6	88	1,350
H.11.2.15	25	1,840	H.16.6.1	57	1,590	H.21.10.8	89	1,570
H.11.4.20	26	1,210	H.16.8.4	58	1,880	H.22.1.7	90	1,360
H.11.6.21	27	1,620	H.16.10.4	59	1,660	H.22.2.4	91	1,660
H.11.8.19	28	1,980	H.16.12.6	60	1,960	H.22.5.14	92	1,820
H.11.10.20	29	1,690	H.17.2.7	61	2,780	H.22.7.16	93	1,320
H.11.12.20	30	1,840	H.17.5.17	62	1,710	H.22.8.27	94	1,610
H.12.2.23	31	1,500	H.17.7.22	63	2,430	H.22.11.26	95	1,600
H.12.4.18	32	1,690	H.17.9.16	64	1,800	H.23.1.20	96	1,520
						H.23.3.4	97	1,300

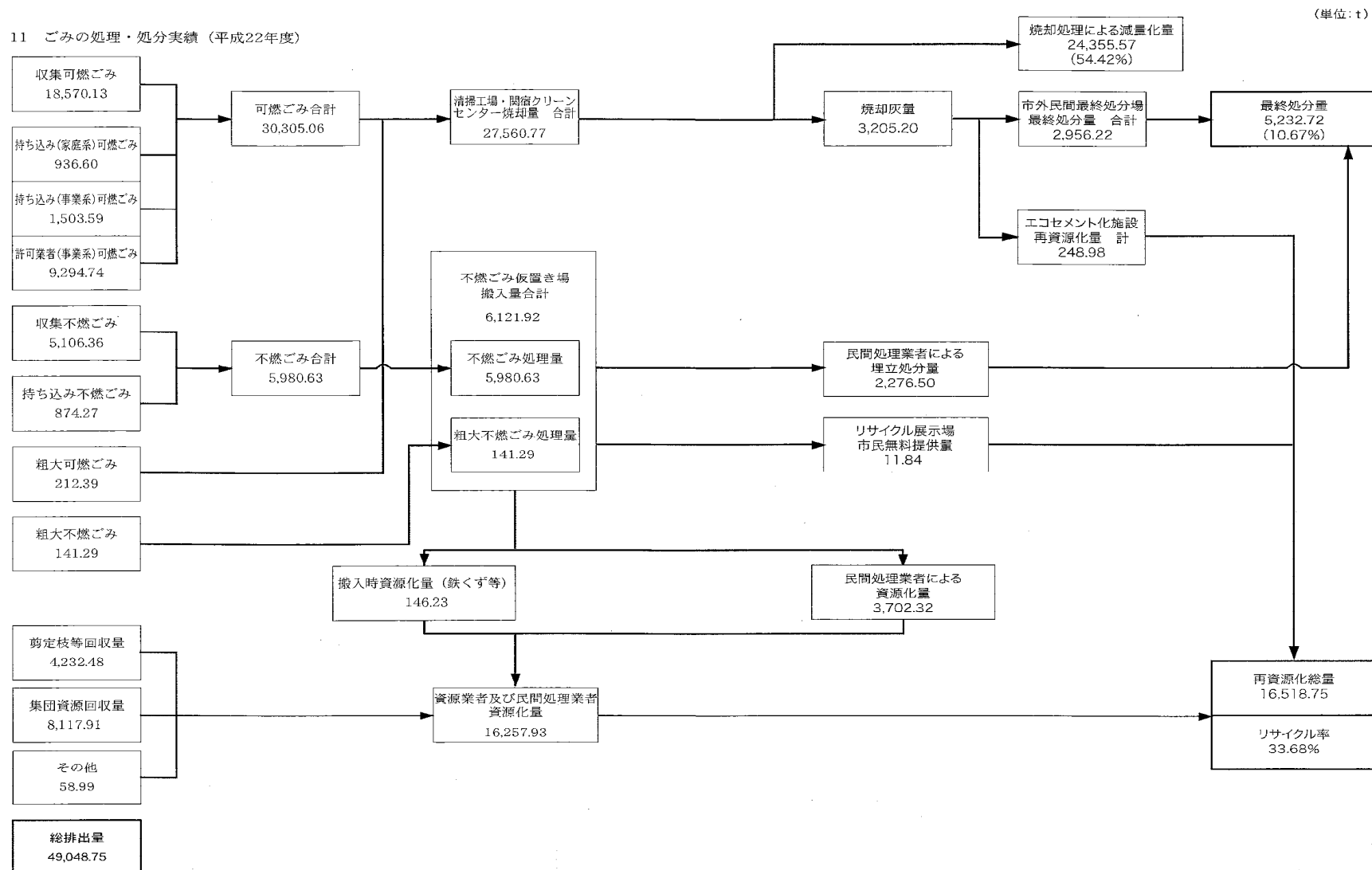
〈関宿クリーンセンター〉



関宿地域 (平成17年度～平成22年度) の低位発熱量の推移

調査日	連番	結果 kcal/kg	調査日	連番	結果 kcal/kg
H17.4.19	1	1,440	H20.5.23	19	1,030
H17.6.21	2	990	H20.8.29	20	1,220
H17.8.9	3	1,360	H20.9.17	21	1,450
H17.10.18	4	2,140	H20.11.12	22	1,630
H17.12.20	5	1,370	H21.1.9	23	1,050
H18.2.21	6	770	H21.3.4	24	1,800
H18.5.23	7	1,460	H21.4.16	25	1,740
H18.7.18	8	1,540	H21.6.11	26	970
H18.9.19	9	1,070	H21.8.7	27	1,220
H18.11.14	10	750	H21.10.7	28	1,330
H19.1.12	11	1,200	H22.1.8	29	1,600
H19.3.6	12	1,620	H22.2.19	30	1,440
H19.5.29	13	1,350	H22.5.14	31	1,820
H19.7.17	14	1,340	H22.7.16	32	1,320
H19.9.18	15	1,100	H22.8.27	33	1,610
H19.11.30	16	1,300	H22.11.26	34	1,600
H20.1.10	17	1,370	H23.1.20	35	1,520
H20.3.4	18	1,570	H23.3.4	36	1,300

4) ごみ処理の流れ



3) ごみ処理コスト

平成22年度原価計算総括表(野田市合計)

一般廃棄物処理費及び不法投棄廃棄物処理計算書

歳入・歳出及び減価償却額

内 訳	じん芥処理費	不法投棄	減価償却費	歳 入	計
収 集	442,553,775	13,295,506	6,149,977	52,052,765	409,946,493
中間処理	671,524,719	0	85,191,475	186,547,381	570,168,813
最終処分	377,923,335	0	22,298	0	377,945,633
計	1,492,001,829	13,295,506	91,363,750	238,600,146	1,358,060,939

21年度費用
415,770,139
753,996,602
265,167,204
1,434,933,945

原価計算書

内 訳	計(円)	収集及び処理量(t)	単価(円)/t
収 集	409,946,493	24,119.72	16,996
中間処理	570,168,813	36,639.37	15,562
最終処分	377,945,633	8,928.43	42,331
計	1,358,060,939	36,639.37	37,066

収集量(t)

収集	不法収集委託	収集計
24,030.17	89.55	24,119.72

最終処分量(t)

不燃物	焼却灰	最終処分量
5,723.23	3,205.20	8,928.43

※計の収集及び処理量は総搬入量(不法含む)

歳 入

内 訳	収 集	中間処理	最終処分	計
一般廃棄物処理業許可手数料	179,000	0	0	179,000
収集ごみ処理手数料	41,145,425	0	0	41,145,425
搬入廃棄物処理手数料	0	185,835,060	0	185,835,060
粗大ごみ処理手数料	10,722,540	0	0	10,722,540
資源ごみ売払い収入	0	712,321	0	712,321
物品売り払い収入	0	0	0	0
路上放棄車処理協力金	5,800	0	0	5,800
計	52,052,765	186,547,381	0	238,600,146

原価計算の推移

内 訳		H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7
収 集	量(t/年)	30,189.63	30,486.17	30,951.80	31,173.43	31,660.15	35,480.05	20,938.09
	原価(円/t)	8,791	9,424	9,546	9,992	10,357	10,090	13,202
焼 却	量(t/年)	26,385.61	29,033.59	29,835.59	30,422.49	31,569.49	30,670.62	23,608.91
	原価(円/t)	18,094	19,889	20,521	22,819	25,963	20,514	29,050
埋 立	量(t/年)	10,534.22	10,669.87	10,728.13	10,753.23	9,864.58	11,719.66	6,405.27
	原価(円/t)	38,254	43,371	50,383	56,005	60,316	63,919	60,938
内 訳		H 8	内 訳	H 9	H10	H11	H12	H13
収 集	量(t/年)	21,656.51	収 集	21,836.13	22,373.96	22,137.32	21,032.71	21,016.28
	原価(円/t)	11,396		16,042	14,869	14,370	16,207	16,267
焼 却	量(t/年)	24,654.33	中間処理	32,308.63	33,603.27	33,488.79	31,404.60	31,700.04
	原価(円/t)	35,969		23,647	22,158	20,858	15,941	15,652
埋 立	量(t/年)	9,706.24	最終処分	7,217.17	7,794.48	7,788.66	5,391.21	517,058.00
	原価(円/t)	38,998		24,405	36,229	35,951	37,669	39,831
			※総単価	39,941	40,461	38,718	33,262	32,933

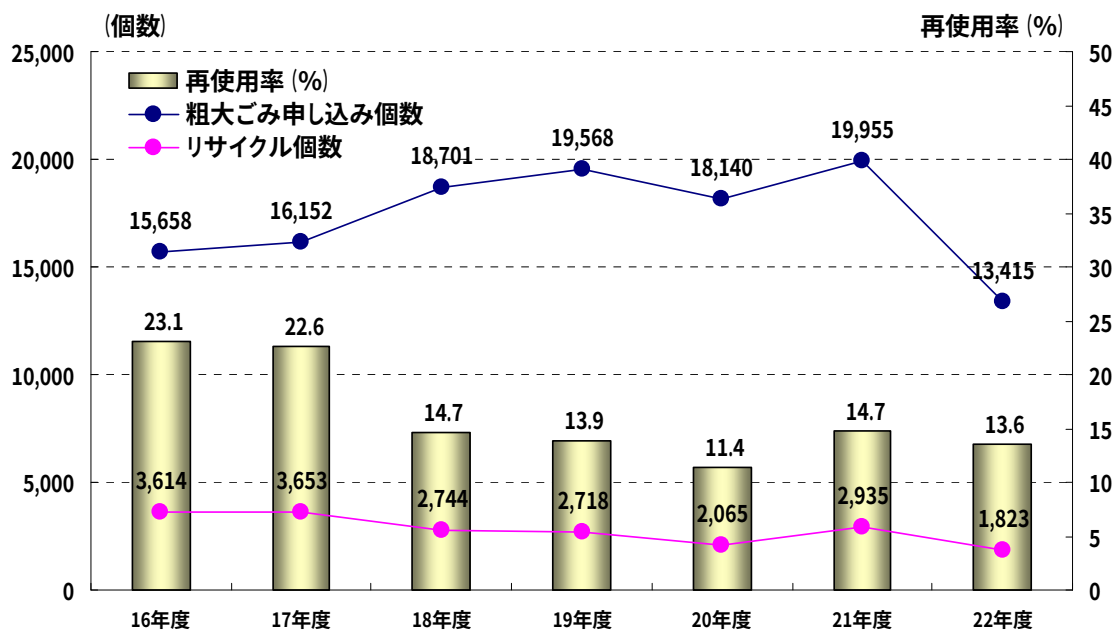
内 訳		H 14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収 集	量(t/年)	20,742.93	26,129.40	24,334.11	24,690.49	25,047.29	24,471.15	24,581.02
	原価(円/t)	14,812	15,527	17,417	15,929	15,956	16,528	17,125
中間処理	量(t/年)	32,560.26	39,502.00	37,612.72	38,123.62	38,063.32	37,524.70	37,439.17
	原価(円/t)	21,681	25,127	24,304	23,168	21,078	20,459	20,248
最終処分	量(t/年)	5,691.42	6,497.80	6,211.60	6,186.23	7,093.67	6,767.48	6,772.35
	原価(円/t)	38,120	44,227	44,580	43,720	38,653	38,934	38,978
	※総数量	32,560.26	39,502.00	37,612.72	38,123.23	38,063.32	37,524.70	37,439.17
	※総単価	37,780	42,673	42,948	40,578	38,781	38,259	38,542

内 訳	H 21	H22					
収 集	量(t/年) 原価(円/t)	24,361.62 17,067	24,119.72 16,996				
中間処理	量(t/年) 原価(円/t)	37,232.03 20,251	36,639.37 15,562				
最終処分	量(t/年) 原価(円/t)	6,818.95 38,887	8,928.43 42,331				
	※総数量	37,232.03	36,639.37				
	※総単価	38,540	37,066				

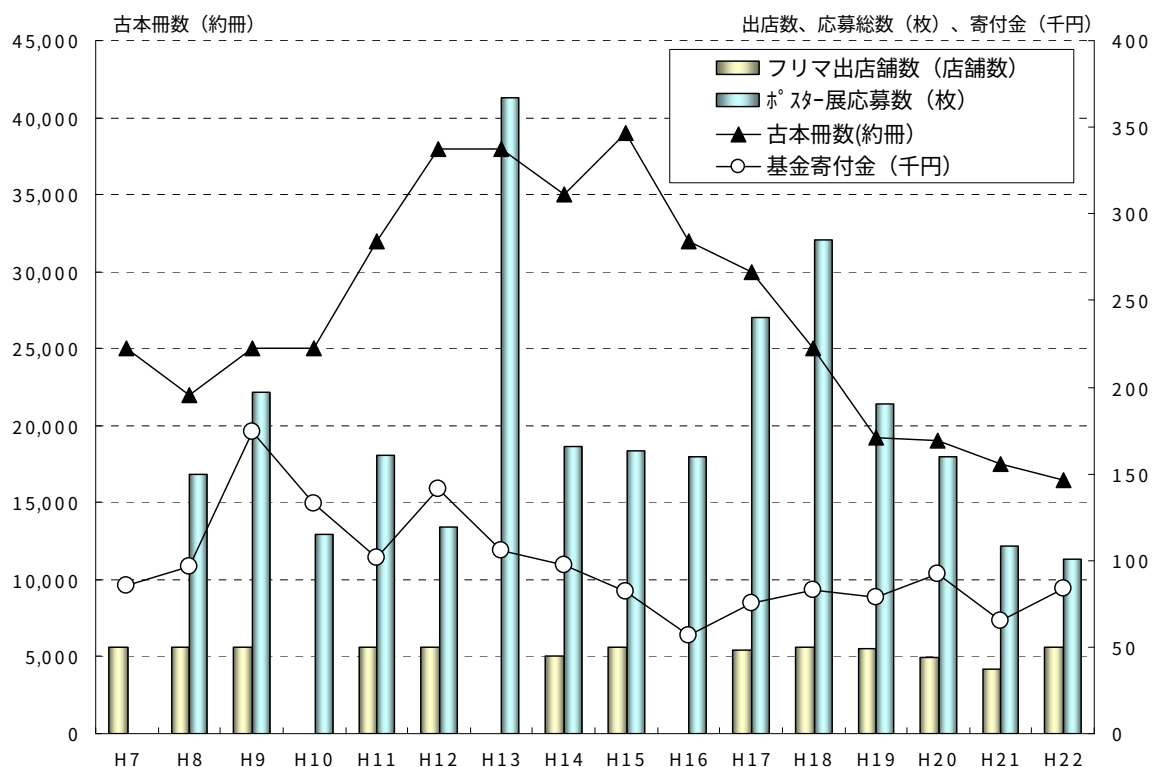
(5) リサイクルの現状

1) 品目別の取組

①リサイクル展示場実績

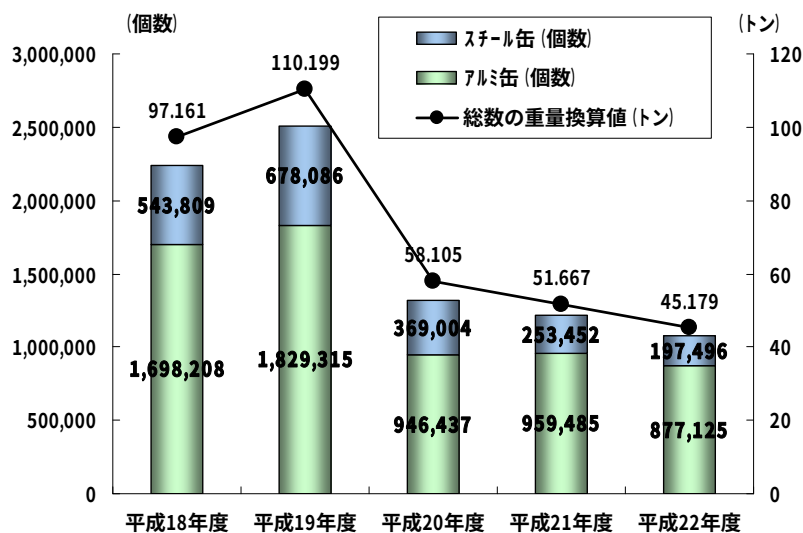


②リサイクルフェア実績

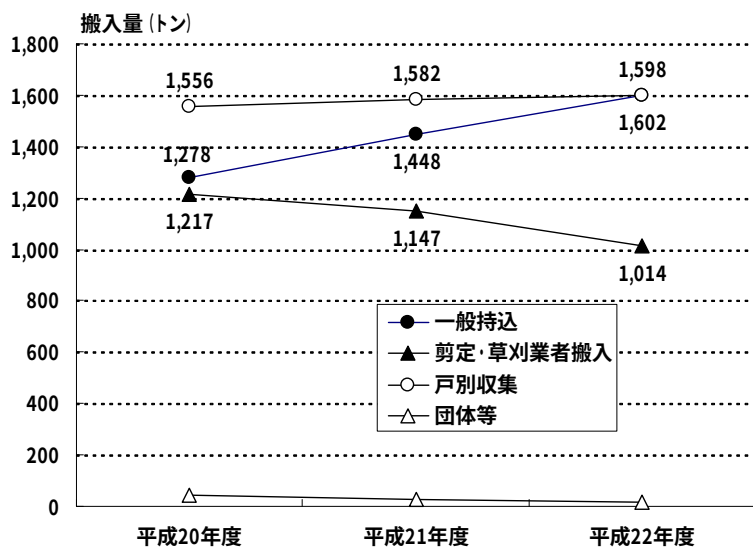
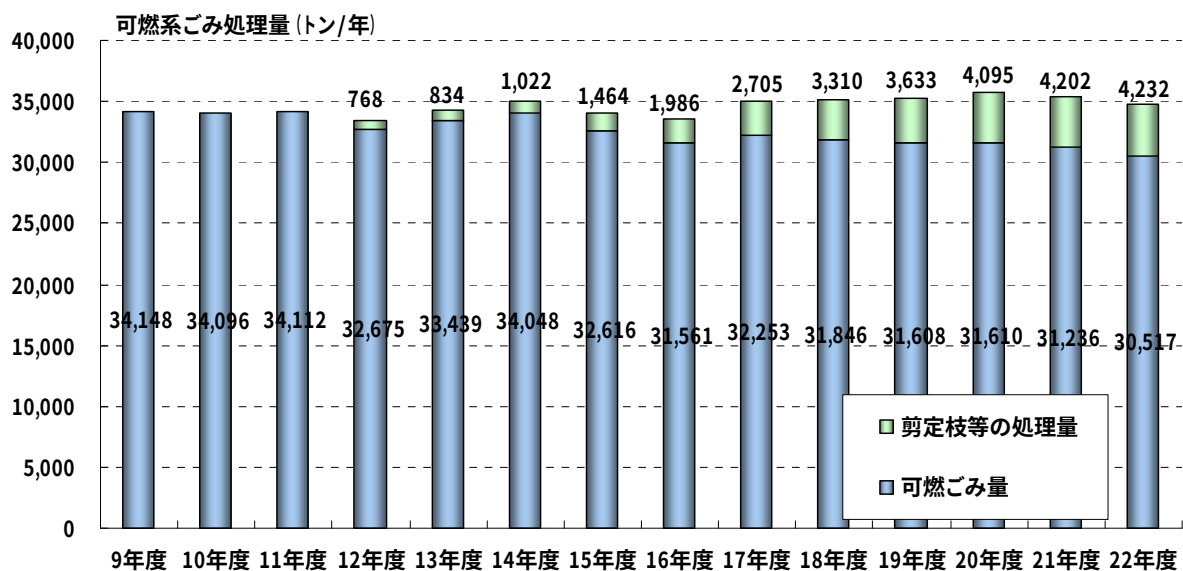


年度	古本市		フリマ出店 舗数	ポスター展 応募数
	冊数	基金寄付金		
平成7年度	約25,000	85,648	50	
平成8年度	約22,000	96,477	50	150
平成9年度	約25,000	174,310	50	197
平成10年度	約25,000	132,635		115
平成11年度	約32,000	101,334	50	161
平成12年度	約38,000	140,861	50	119
平成13年度	約38,000	105,368		367
平成14年度	約35,000	96,892	45	166
平成15年度	約39,000	82,152	50	163
平成16年度	約32,000	56,359		160
平成17年度	約30,000	74,982	48	240
平成18年度	約25,000	83,083	50	285
平成19年度	約19,200	78,926	49	190
平成20年度	約19,000	92,584	44	160
平成21年度	約17,500	64,971	37	108
平成22年度	約16,500	83,940	50	101

③空き缶回収機の実績

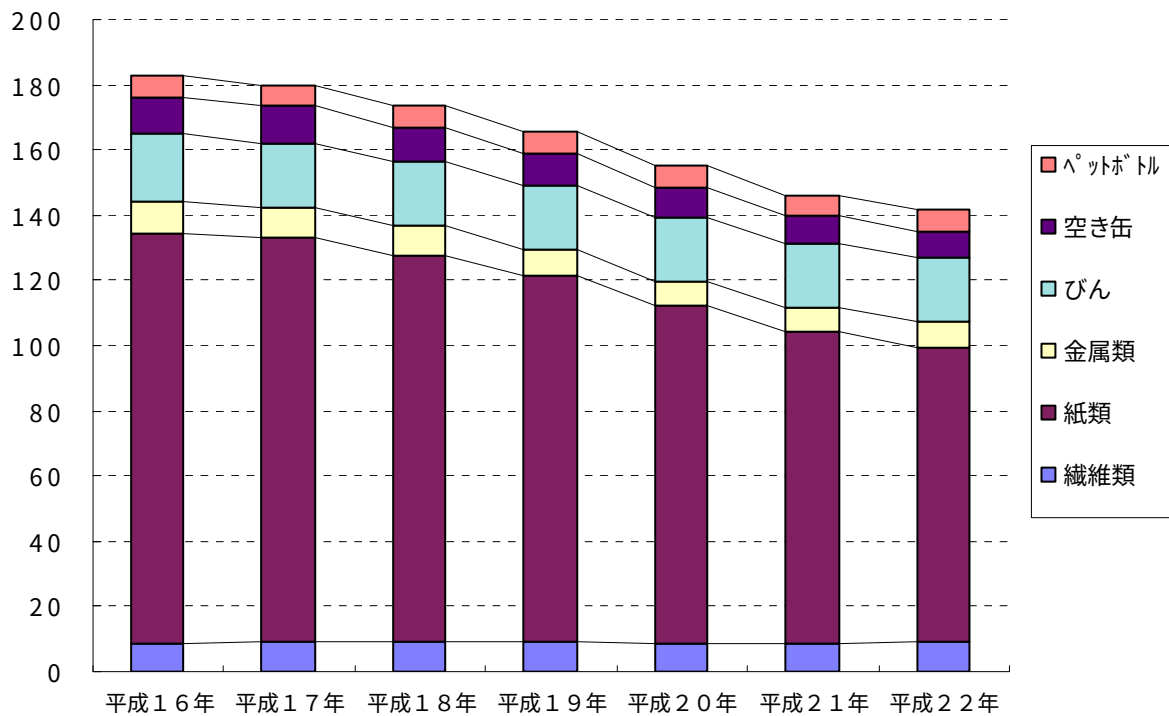


④剪定枝等の処理実績



2) 資源回収の動き

1人1日当たりの排出量（グラム/人・日）



	繊維類	紙類	金属類	びん	空き缶	ペットボトル	合計
平成16年	8.8	125.6	9.6	20.8	11.4	6.5	182.6
平成17年	9.0	124.1	9.4	19.7	11.1	6.4	179.8
平成18年	9.4	118.0	9.4	19.7	10.5	6.5	173.4
平成19年	9.1	112.2	8.3	19.6	9.6	6.7	165.5
平成20年	8.6	103.7	7.6	19.6	9.2	6.6	155.2
平成21年	8.8	95.2	7.8	19.4	8.7	6.4	146.2
平成22年	8.9	90.5	7.6	19.8	8.3	6.5	141.6

3. 重点施策

(2) 減量目標とごみ量の予測

《将来推計の方法》

(1) 推計方法

ごみの将来推計は、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 20 年 6 月環境省)や「ごみ処理施設の構造指針解説」(平成 2 年 11 月(社)全国都市清掃会議)に記述されているトレンド法により予測(推計)を行いました。

(2) 個別の推計方法

- ①ごみ排出量は、収集ごみ、直接搬入ごみの総排出原単位と総排出量の推計と、集団資源回収、剪定枝・落ち葉・草等の総排出原単位と総排出量の推計について行いました。
- ②それぞれの将来推計の個別の量は、平成 22 年度の割合を用いて種類別に按分します。
この原単位に、将来人口を乗じて、年間の処理量を算出します。

(3) 現状施策でのごみ将来推計

現在、市が行っている施策で推移した場合のごみ将来推計を、排出量の予測結果1, 2で表しています。平成 28 年度の収集ごみ、直接搬入ごみの合計の総排出量原単位は、609.2g/人・日です。33 年度では、592.3g/人・日です。

(4) 新たな施策でのごみ将来推計

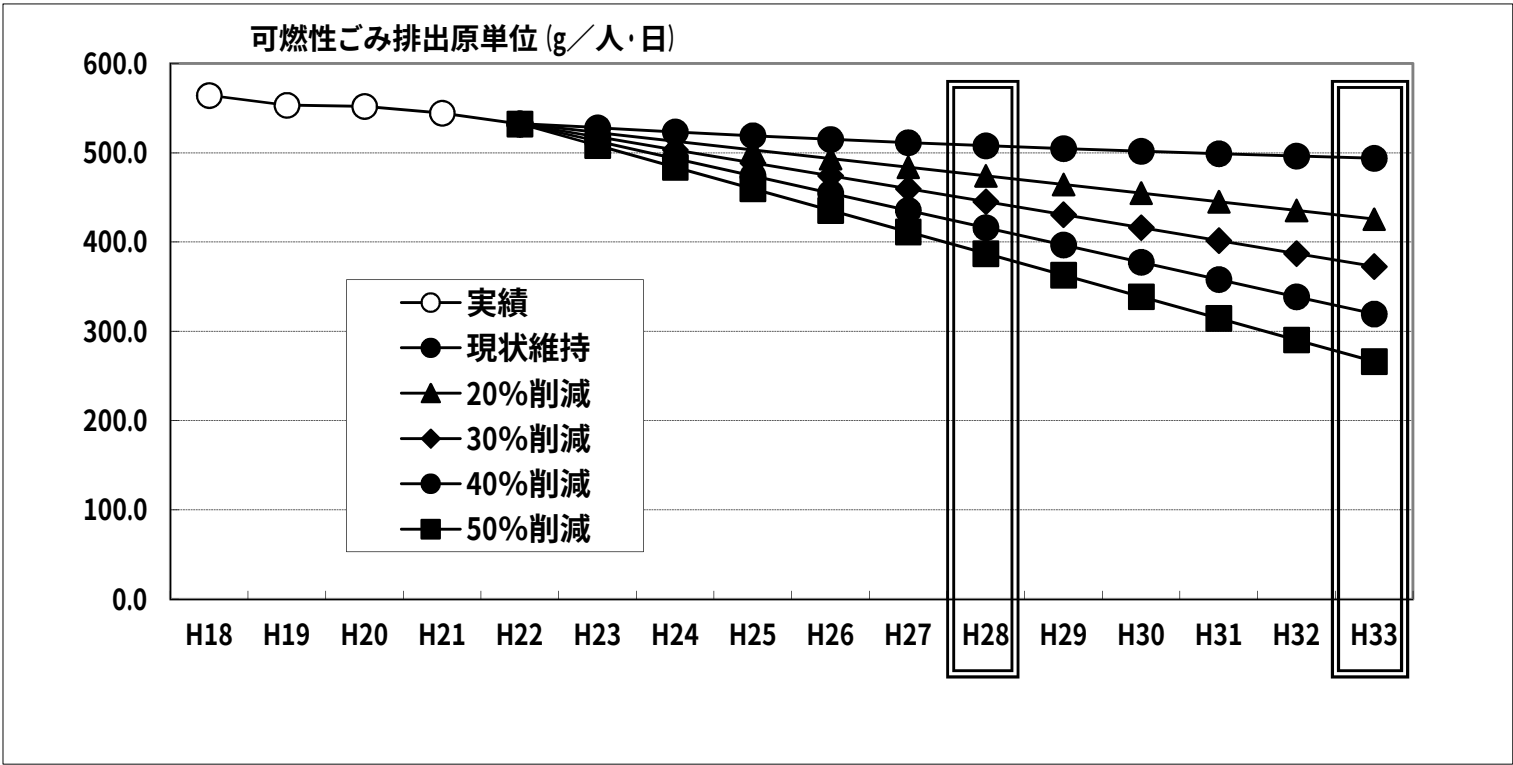
新たな施策を行った場合、目標年度の平成 33 年度で 20%、30%、40%、50%の削減した推計結果を表しています。それぞれの削減率で、28 年度と33 年度での一日一人当たりの削減が必要な可燃性ごみ、不燃性ごみの量を算出しています。

●推計結果

可燃性ごみ排出原単位の予測結果 (目標年度:平成33年度)可燃性ごみ:可燃ごみ+可燃性粗大ごみ単位:g/人・日

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	327.7	204.7	327.7	204.7	327.7	204.7	327.7	204.7	327.7	204.7
予測	23	323.8	204.3	321.7	201.0	318.8	199.2	315.8	197.3	312.8	195.4
	24	320.9	202.6	315.8	197.3	309.8	193.6	303.9	189.8	297.9	186.1
	25	318.2	201.0	309.8	193.6	300.9	188.0	291.9	182.4	283.0	176.8
	26	315.5	199.5	303.9	189.8	291.9	182.4	280.0	175.0	268.1	167.5
	27	313.2	198.2	297.9	186.1	283.0	176.8	268.1	167.5	253.2	158.2
	28 (下段は、 22年度との 差)	311.0	196.9	291.9	182.4	274.1	171.2	256.2	160.1	238.3	148.9
		▲ 16.7	▲ 7.8	▲ 35.7	▲ 22.3	▲ 53.6	▲ 33.5	▲ 71.5	▲ 44.7	▲ 89.4	▲ 55.8
	29	309.0	195.8	286.0	178.7	265.1	165.7	244.3	152.6	223.4	139.6
	30	307.1	194.7	280.0	175.0	256.2	160.1	232.4	145.2	208.5	130.3
	31	305.4	193.7	274.1	171.2	247.3	154.5	220.4	137.7	193.6	121.0
	32	303.7	192.7	268.1	167.5	238.3	148.9	208.5	130.3	178.7	111.7
	33 (下段は、 22年度との 差)	302.1	191.8	262.2	163.8	229.4	143.3	196.6	122.8	163.8	102.4
		▲ 25.6	▲ 12.9	▲ 65.5	▲ 40.9	▲ 98.3	▲ 61.4	▲ 131.1	▲ 81.9	▲ 163.8	▲ 102.4

●減量目標値の比較



	単位:g/人・日	
	28年度	33年度
現状	507.9	493.9
20%削減	474.3	425.9
30%削減	445.3	372.7
40%削減	416.3	319.5
50%削減	387.2	266.2

平成28年度における施設規模は

	28年度			平成22年度 に対する原単位 の減量%
	焼却処理量 ト/年	日平均処理量 ト/日	施設規模 ト/日	
現状	29,111	79.8	108.30	95.4%
20%削減	27,188	74.5	101.15	89.1%
30%削減	25,524	69.9	94.95	83.6%
40%削減	23,859	65.4	88.76	78.2%
50%削減	22,195	60.8	82.57	72.7%

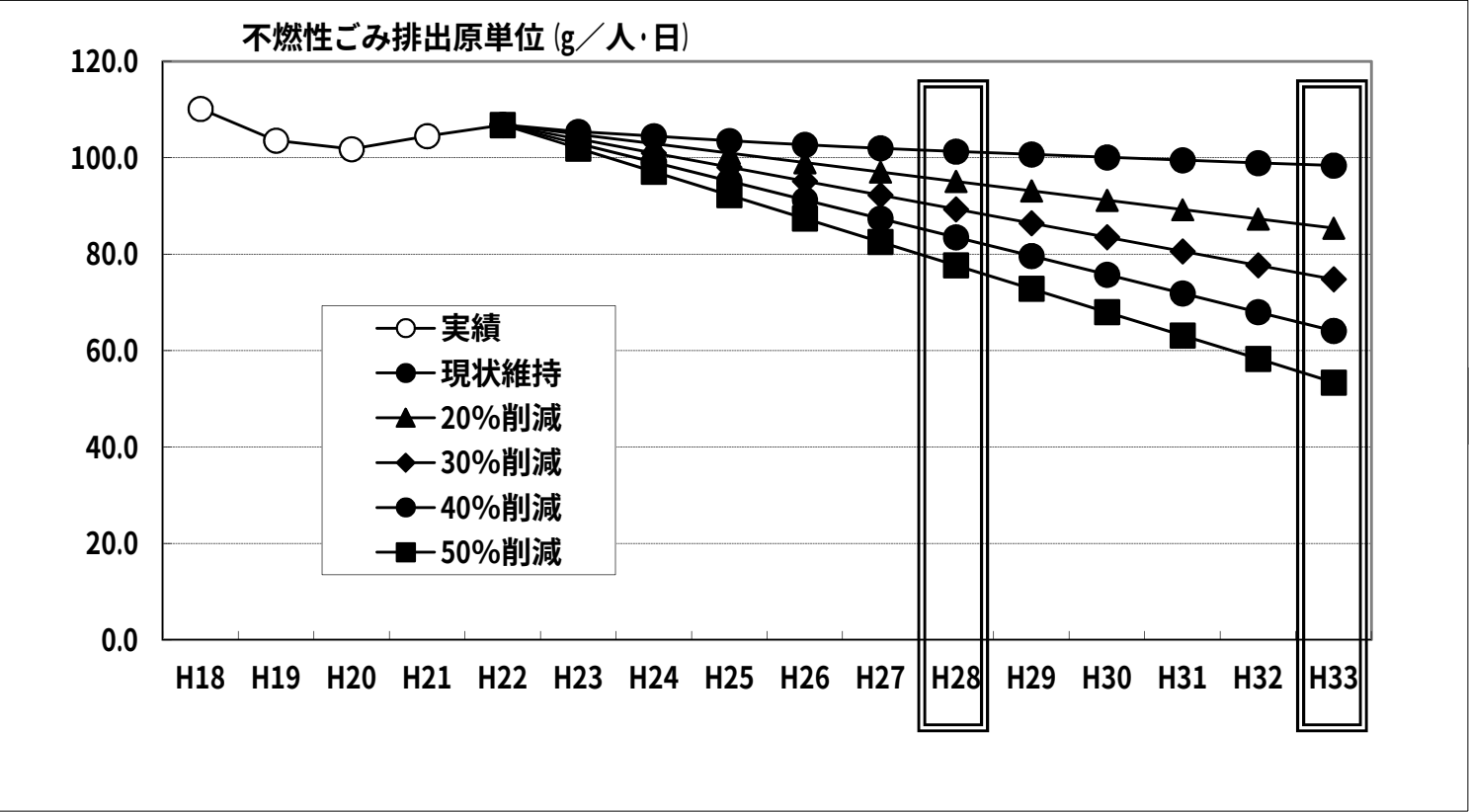
実稼働率
調整稼働率(280/365)
0.96

●推計結果

不燃性ごみ排出原単位の予測結果(目標年度:平成33年度) 不燃性ごみ:不燃ごみ+不燃性粗大ごみ 単位:g/人・日

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	91.5	15.3	91.5	15.3	91.5	15.3	91.5	15.3	91.5	15.3
予測	23	90.3	15.1	89.9	15.0	89.1	14.8	88.2	14.7	87.4	14.6
	24	89.5	15.0	88.2	14.7	86.6	14.4	84.9	14.1	83.2	13.9
	25	88.6	14.9	86.6	14.4	84.1	14.0	81.6	13.6	79.1	13.2
	26	87.9	14.8	84.9	14.1	81.6	13.6	78.2	13.0	74.9	12.5
	27	87.3	14.7	83.2	13.9	79.1	13.2	74.9	12.5	70.7	11.8
	28(下段は、 22年度との 差)	86.7	14.6	81.6	13.6	76.6	12.8	71.6	11.9	66.6	11.1
		▲ 4.8	▲ 0.7	▲ 10.0	▲ 1.7	▲ 15.0	▲ 2.5	▲ 20.0	▲ 3.3	▲ 25.0	▲ 4.2
	29	86.2	14.5	79.9	13.3	74.1	12.3	68.2	11.4	62.4	10.4
	30	85.7	14.4	78.2	13.0	71.6	11.9	64.9	10.8	58.3	9.7
	31	85.1	14.4	76.6	12.8	69.1	11.5	61.6	10.3	54.1	9.0
	32	84.6	14.3	74.9	12.5	66.6	11.1	58.3	9.7	49.9	8.3
	33(下段は、 22年度との 差)	84.2	14.2	73.2	12.2	64.1	10.7	54.9	9.2	45.8	7.6
		▲ 7.3	▲ 1.1	▲ 18.3	▲ 3.1	▲ 27.5	▲ 4.6	▲ 36.6	▲ 6.1	▲ 45.8	▲ 7.6

●減量目標値の比較



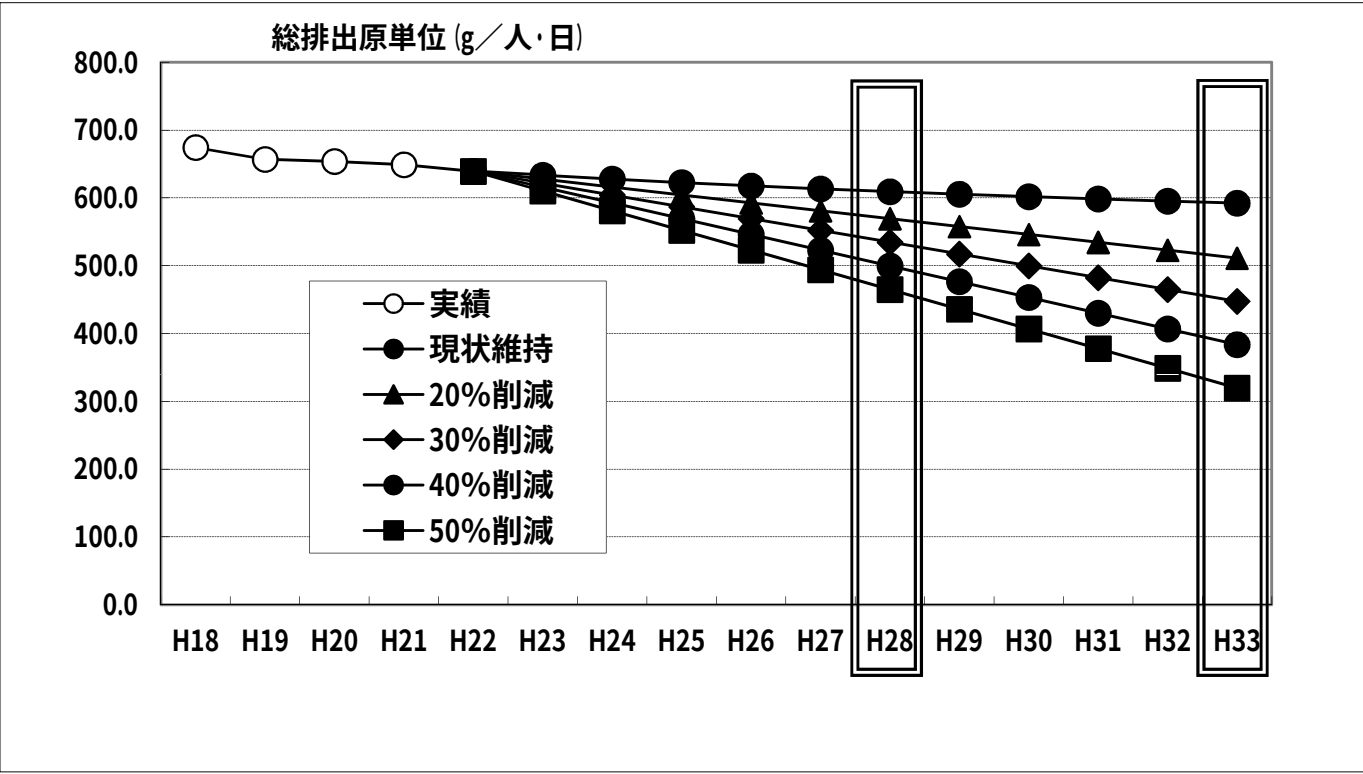
	単位:g/人・日	
	28年度	33年度
現状	101.3	98.4
20%削減	95.2	85.4
30%削減	89.3	74.8
40%削減	83.5	64.1
50%削減	77.7	53.4

●推計結果

総排出原単位の予測結果 (目標年度:平成33年度) 総排出量:可燃性ごみ+不燃性ごみ 単位:g/人・日

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	419.2	220.0	419.2	220.0	419.2	220.0	419.2	220.0	419.2	220.0
予測	23	414.1	219.4	411.6	216.0	407.8	214.0	404.0	212.0	400.2	210.0
	24	410.4	217.6	404.0	212.0	396.4	208.0	388.8	204.0	381.1	200.0
	25	406.8	215.9	396.4	208.0	384.9	202.0	373.5	196.0	362.1	190.0
	26	403.4	214.3	388.8	204.0	373.5	196.0	358.3	188.0	343.0	180.0
	27	400.5	212.9	381.1	200.0	362.1	190.0	343.0	180.0	324.0	170.0
	28 (下段は、 22年度との 差)	397.7	211.5	373.5	196.0	350.6	184.0	327.8	172.0	304.9	160.0
		▲ 21.5	▲ 8.5	▲ 45.7	▲ 24.0	▲ 68.6	▲ 36.0	▲ 91.5	▲ 48.0	▲ 114.3	▲ 60.0
	29	395.2	210.3	365.9	192.0	339.2	178.0	312.5	164.0	285.8	150.0
	30	392.8	209.1	358.3	188.0	327.8	172.0	297.3	156.0	266.8	140.0
	31	390.5	208.1	350.6	184.0	316.3	166.0	282.0	148.0	247.7	130.0
	32	388.3	207	343.0	180.0	304.9	160.0	266.8	140.0	228.7	120.0
	33 (下段は、 22年度との 差)	386.3	206	335.4	176.0	293.5	154.0	251.5	132.0	209.6	110.0
		▲ 32.9	▲ 14.0	▲ 83.8	▲ 44.0	▲ 125.8	▲ 66.0	▲ 167.7	▲ 88.0	▲ 209.6	▲ 110.0

●減量目標値の比較



単位:g/人・日

	28年度	33年度
現状	609.2	592.3
20%削減	569.5	511.4
30%削減	534.6	447.5
40%削減	499.8	383.5
50%削減	464.9	319.6

排出原単位の予測結果1 【現状維持】

		人口 (人)	可燃ごみ				不燃ごみ			
			収集		直接搬入	合計	収集		直接搬入	合計
			可燃ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大不燃ごみ	不燃ごみ	
			(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)		(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	
実績	平成18年度	154,630	344.3	3.3	216.6	564.2	93.5	2.1	14.5	110.2
	平成19年度	156,083	335.1	3.1	215.1	553.3	87.2	2.2	14.2	103.6
	平成20年度	156,876	337.7	3.1	211.3	552.1	85.5	2.3	14.0	101.8
	平成21年度	157,183	331.6	3.1	209.8	544.5	86.3	2.2	16.0	104.5
	平成22年度	157,033	324.0	3.7	204.7	532.4	89.1	2.5	15.3	106.8
予測	平成23年度	157,033	320.1	3.7	204.3	528.1	87.8	2.5	15.1	105.4
	平成24年度	157,033	317.2	3.7	202.6	523.5	87.0	2.5	15.0	104.5
	平成25年度	157,033	314.5	3.7	201.0	519.2	86.2	2.4	14.9	103.5
	平成26年度	157,033	311.9	3.6	199.5	515.0	85.5	2.4	14.8	102.7
	平成27年度	157,033	309.6	3.6	198.2	511.4	84.9	2.4	14.7	102.0
	平成28年度	157,033	307.4	3.6	196.9	507.9	84.3	2.4	14.6	101.3
	平成29年度	157,033	305.4	3.6	195.8	504.8	83.8	2.4	14.5	100.7
	平成30年度	157,033	303.6	3.5	194.7	501.8	83.3	2.4	14.4	100.1
	平成31年度	157,033	301.9	3.5	193.7	499.1	82.8	2.3	14.4	99.5
	平成32年度	157,033	300.2	3.5	192.7	496.4	82.3	2.3	14.3	98.9
	平成33年度	157,033	298.6	3.5	191.8	493.9	81.9	2.3	14.2	98.4

排出原単位の予測結果2【現状維持】

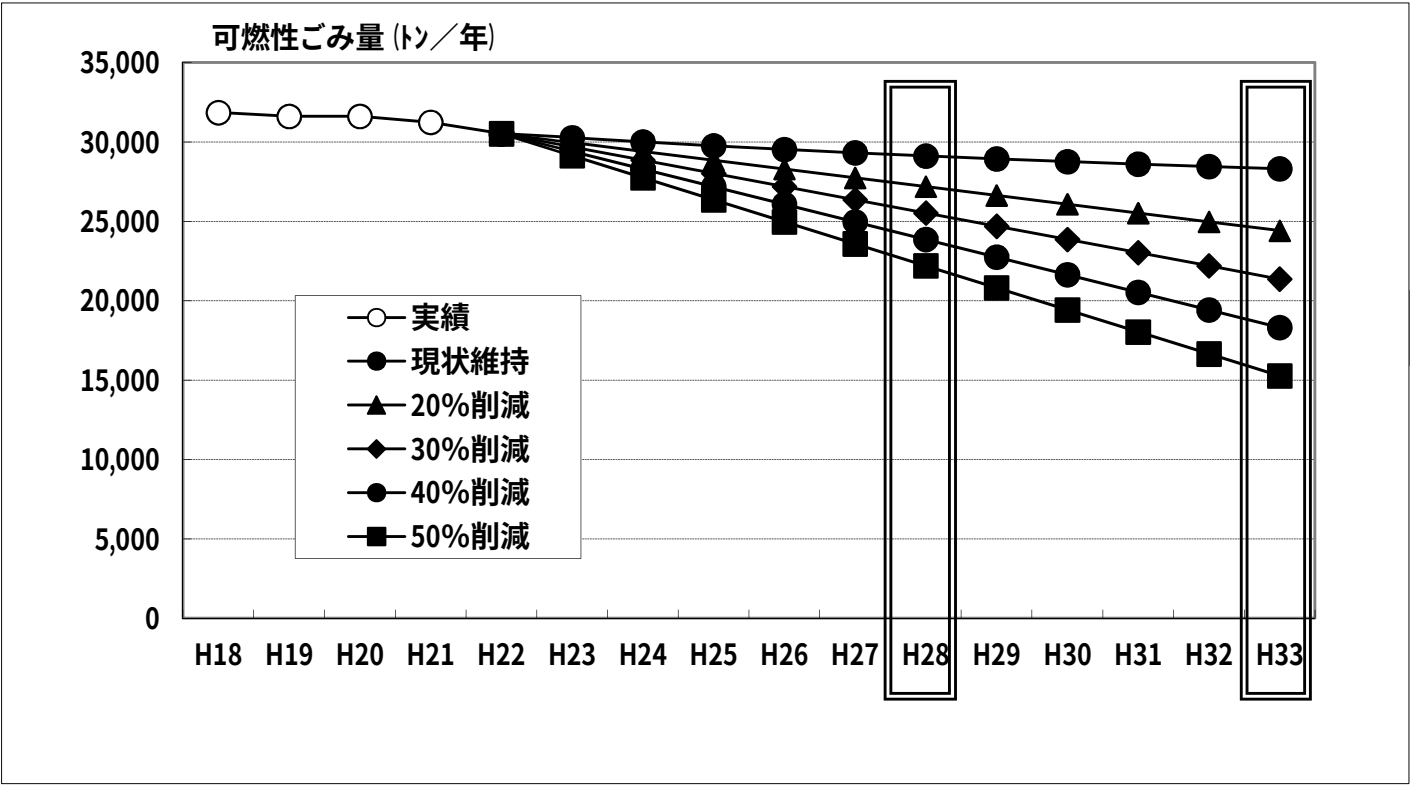
		人口 (人)	収集ごみ					直接搬入ごみ			総排出原単位 (g/人・日)	集団資源回収量							剪定枝			落ち葉・草等			総発生原単位 (g/人・日)
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大可燃ごみ	粗大不燃ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	計		繊維類	紙類	金属類	びん類	空き缶	ペットボトル	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
			(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)		(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	
実績	平成18年度	154,630	344.3	93.5	3.3	2.1	443.2	216.6	14.5	231.2	674.4	9.4	118.0	9.4	19.7	10.5	6.5	173.4	13.6	30.4	44.0	8.0	6.6	14.7	906.4
	平成19年度	156,083	335.1	87.2	3.1	2.2	427.6	215.1	14.2	229.3	656.9	9.1	112.2	8.3	19.6	9.6	6.7	165.5	14.5	33.4	47.9	8.2	7.5	15.7	886.0
	平成20年度	156,876	337.7	85.5	3.1	2.3	428.6	211.3	14.0	225.3	653.9	8.6	103.7	7.6	19.6	9.2	6.6	155.2	18.9	36.3	55.2	8.3	8.0	16.3	880.6
	平成21年度	157,183	331.6	86.3	3.1	2.2	423.2	209.8	16.0	225.8	649.0	8.8	95.2	7.8	19.4	8.7	6.4	146.2	24.1	38.5	62.5	3.5	7.2	10.7	868.4
	平成22年度	157,033	324.0	89.1	3.7	2.5	419.2	204.7	15.3	220.0	639.2	8.9	90.5	7.6	19.8	8.3	6.5	141.6	27.9	39.0	66.9	0.0	7.0	7.0	854.7
予測	平成23年度	157,033	320.1	87.8	3.7	2.5	414.1	204.3	15.1	219.4	633.5	8.8	84.9	7.7	19.6	8.7	6.5	136.2	29	40.5	70	0	7.2	7.2	846.4
	平成24年度	157,033	317.2	87.0	3.7	2.5	410.4	202.6	15.0	217.6	628.0	8.8	80.1	7.7	19.6	8.7	6.5	131.4	29	41	70	0	7.3	7.3	836.7
	平成25年度	157,033	314.5	86.2	3.7	2.4	406.8	201.0	14.9	215.9	622.7	8.8	75.7	7.7	19.6	8.7	6.5	127.0	30	42	72	0	7.4	7.4	829.1
	平成26年度	157,033	311.9	85.5	3.6	2.4	403.4	199.5	14.8	214.3	617.7	8.8	71.7	7.7	19.6	8.7	6.5	123.0	30	42	72	0	7.5	7.5	820.2
	平成27年度	157,033	309.6	84.9	3.6	2.4	400.5	198.2	14.7	212.9	613.4	8.8	68.1	7.7	19.6	8.7	6.5	119.4	30	42	72	0	7.5	7.5	812.3
	平成28年度	157,033	307.4	84.3	3.6	2.4	397.7	196.9	14.6	211.5	609.2	8.8	64.7	7.7	19.6	8.7	6.5	116.0	30	42	72	0	7.6	7.6	804.8
	平成29年度	157,033	305.4	83.8	3.6	2.4	395.2	195.8	14.5	210.3	605.5	8.8	61.6	7.7	19.6	8.7	6.5	112.9	30	43	73	0	7.6	7.6	799.0
	平成30年度	157,033	303.6	83.3	3.5	2.4	392.8	194.7	14.4	209.1	601.9	8.8	58.8	7.7	19.6	8.7	6.5	110.1	31	43	74	0	7.6	7.6	793.6
	平成31年度	157,033	301.9	82.8	3.5	2.3	390.5	193.7	14.4	208.1	598.6	8.8	56.2	7.7	19.6	8.7	6.5	107.5	31	43	74	0	7.6	7.6	787.7
	平成32年度	157,033	300.2	82.3	3.5	2.3	388.3	192.7	14.3	207.0	595.3	8.8	53.8	7.7	19.6	8.7	6.5	105.1	31	43	74	0	7.6	7.6	782.0
	平成33年度	157,033	298.6	81.9	3.5	2.3	386.3	191.8	14.2	206.0	592.3	8.8	51.6	7.7	19.6	8.7	6.5	102.9	31	43	74	0	7.6	7.6	776.8

●推計結果

可燃性ごみ量の予測結果 (目標年度:平成33年度) 可燃性ごみ:可燃ごみ+可燃性粗大ごみ 単位:トン/年

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	18,783	11,735	18,783	11,735	18,783	11,735	18,783	11,735	18,783	11,735
予測	23	18,561	11,708	18,441	11,522	18,270	11,415	18,100	11,308	17,929	11,202
	24	18,390	11,612	18,100	11,308	17,758	11,095	17,417	10,881	17,075	10,668
	25	18,234	11,521	17,758	11,095	17,246	10,775	16,734	10,455	16,221	10,135
	26	18,086	11,435	17,417	10,881	16,734	10,455	16,051	10,028	15,368	9,601
	27	17,951	11,361	17,075	10,668	16,221	10,135	15,368	9,601	14,514	9,068
	28 (下段は、 22年度との 差)	17,825	11,286	16,734	10,455	15,709	9,815	14,685	9,175	13,660	8,534
		▲ 958	▲ 449	▲ 2,049	▲ 1,280	▲ 3,074	▲ 1,920	▲ 4,098	▲ 2,560	▲ 5,123	▲ 3,200
	29	17,709	11,222	16,392	10,241	15,197	9,495	14,002	8,748	12,806	8,001
	30	17,601	11,158	16,051	10,028	14,685	9,175	13,319	8,321	11,953	7,468
	31	17,503	11,099	15,709	9,815	14,172	8,855	12,636	7,894	11,099	6,934
	32	17,404	11,046	15,368	9,601	13,660	8,534	11,953	7,468	10,245	6,401
	33 (下段は、 22年度との 差)	17,314	10,993	15,026	9,388	13,148	8,214	11,270	7,041	9,391	5,867
		▲ 1,469	▲ 742	▲ 3,757	▲ 2,347	▲ 5,635	▲ 3,520	▲ 7,513	▲ 4,694	▲ 9,391	▲ 5,867

●減量目標値の比較



	単位:トン/年	
	28年度	33年度
現状	29,111	28,307
20%削減	27,188	24,414
30%削減	25,524	21,362
40%削減	23,859	18,310
50%削減	22,195	15,259

●推計結果

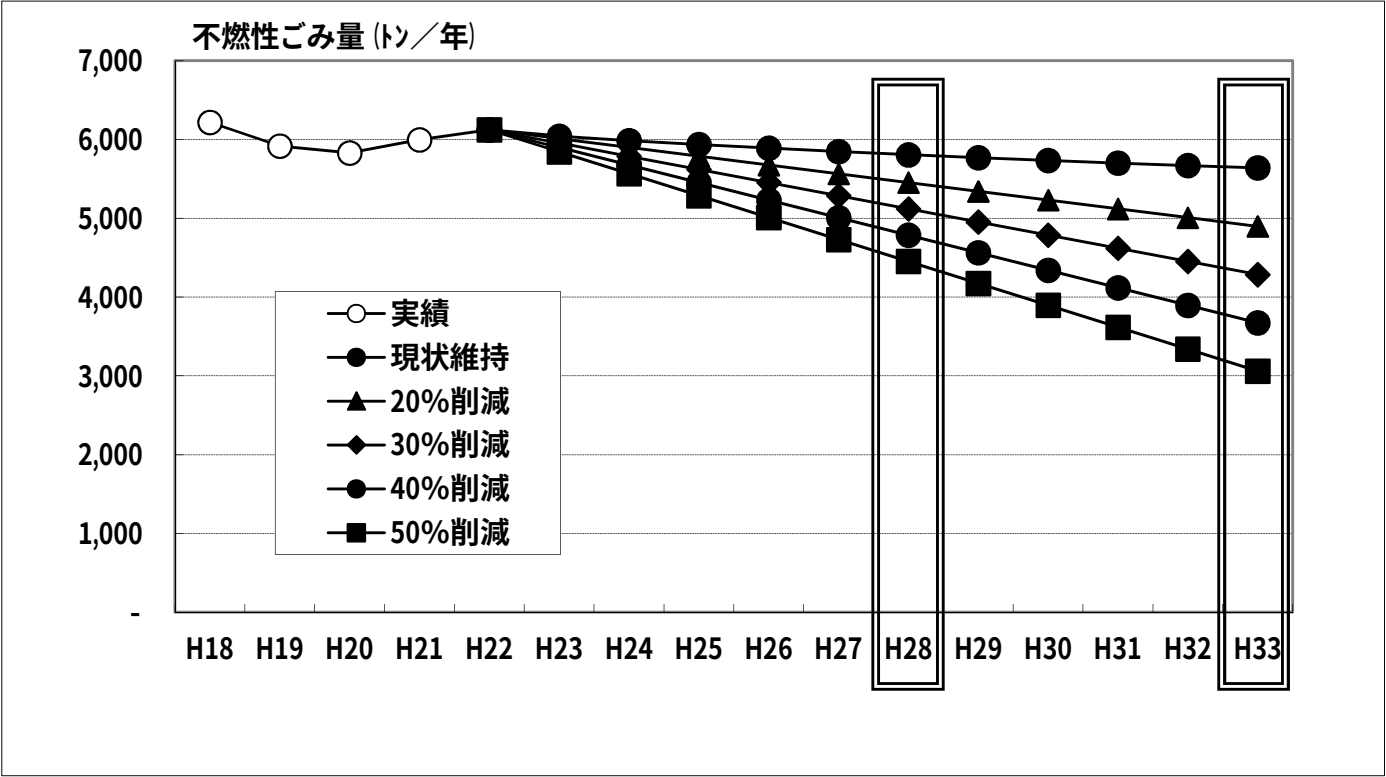
不燃性ごみ量の予測結果 (目標年度:平成33年度)

不燃性ごみ:不燃ごみ+不燃性粗大ごみ

単位:トン/年

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	5,247	874	5,247	874	5,247	874	5,247	874	5,247	874
予測	23	5,174	868	5,152	858	5,104	850	5,056	842	5,009	835
	24	5,126	860	5,056	842	4,961	827	4,866	811	4,770	795
	25	5,083	854	4,961	827	4,818	803	4,675	779	4,532	755
	26	5,042	848	4,866	811	4,675	779	4,484	747	4,293	715
	27	5,005	842	4,770	795	4,532	755	4,293	715	4,055	676
	28 (下段は、 22年度との 差)	4,969	836	4,674.9	778.9	4,388.6	731.2	4,102.4	683.5	3,816.2	635.8
		▲ 278	▲ 38	▲ 572	▲ 95	▲ 859	▲ 143	▲ 1,145	▲ 191	▲ 1,431	▲ 238
	29	4,937	832	4,579	763	4,246	707	3,912	652	3,578	596
	30	4,907	827	4,484	747	4,102	684	3,721	620	3,339	556
	31	4,879	822	4,389	731	3,959	660	3,530	588	3,101	517
	32	4,852	818	4,293	715	3,816	636	3,339	556	2,862	477
	33 (下段は、 22年度との 差)	4,827	814	4,197.8	699.4	3,673.1	612.0	3,148.4	524.6	2,623.6	437.1
		▲ 420	▲ 60	▲ 1,049	▲ 175	▲ 1,574	▲ 262	▲ 2,099	▲ 350	▲ 2,624	▲ 437

●減量目標値の比較



	単位:トン/年	
	28年度	33年度
現状	5,805	5,641
20%削減	5,454	4,897
30%削減	5,120	4,285
40%削減	4,786	3,673
50%削減	4,452	3,061

●推計結果

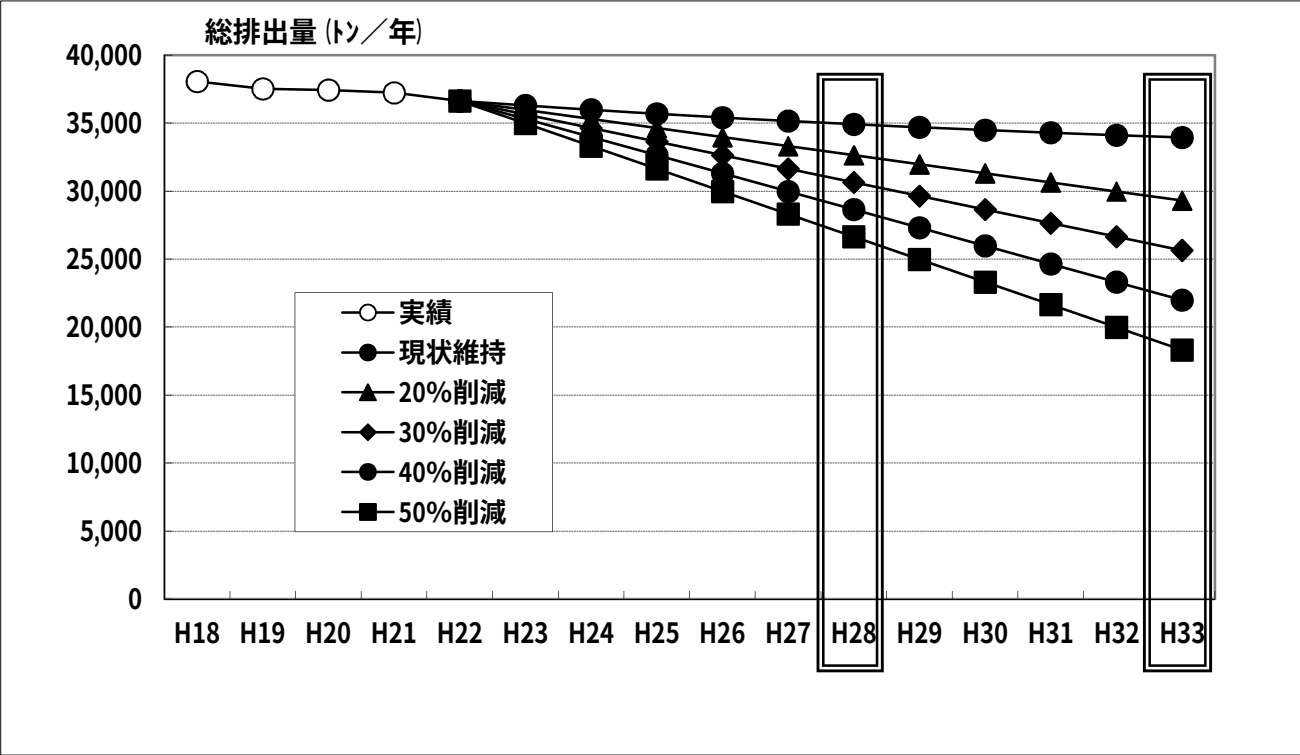
総排出量の予測結果(目標年度:平成33年度)

総排出量:可燃性ごみ+不燃性ごみ

単位:トン/年

	年度	現状		20%削減		30%削減		40%削減		50%削減	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
実績	22	24,030	12,609	24,030	12,609	24,030	12,609	24,030	12,609	24,030	12,609
予測	23	23,735	12,576	23,593	12,380	23,374	12,265	23,156	12,151	22,938	12,036
	24	23,516	12,472	23,156	12,151	22,719	11,921	22,282	11,692	21,845	11,463
	25	23,317	12,375	22,719	11,921	22,064	11,578	21,408	11,234	20,753	10,890
	26	23,128	12,283	22,282	11,692	21,408	11,234	20,535	10,775	19,661	10,317
	27	22,956	12,203	21,845	11,463	20,753	10,890	19,661	10,317	18,568	9,743
	28(下段は、 22年度との 差)	22,794	12,122	21,408	11,234	20,098	10,546	18,787	9,858	17,476	9,170
		▲ 1,236	▲ 487	▲ 2,621	▲ 1,376	▲ 3,932	▲ 2,063	▲ 5,243	▲ 2,751	▲ 6,554	▲ 3,439
	29	22,646	12,054	20,971	11,004	19,442	10,202	17,913	9,400	16,384	8,597
	30	22,508	11,985	20,535	10,775	18,787	9,858	17,039	8,941	15,292	8,024
	31	22,382	11,921	20,098	10,546	18,132	9,514	16,166	8,483	14,199	7,451
	32	22,256	11,864	19,661	10,317	17,476	9,170	15,292	8,024	13,107	6,878
	33(下段は、 22年度との 差)	22,141	11,807	19,224	10,087	16,821	8,826	14,418	7,566	12,015	6,305
		▲ 1,889	▲ 802	▲ 4,806	▲ 2,522	▲ 7,209	▲ 3,783	▲ 9,612	▲ 5,044	▲ 12,015	▲ 6,305

●減量目標値の比較



	単位:トン/年	
	28年度	33年度
現状	34,916	33,948
20%削減	32,642	29,311
30%削減	30,644	25,647
40%削減	28,645	21,983
50%削減	26,647	18,320

排出量の予測結果1 【現状維持】

		人口 (人)	可燃ごみ				不燃ごみ			
			収集		直接搬入	合計	収集		直接搬入	合計
			可燃ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大不燃ごみ	不燃ごみ	
			(t/年)	(t/年)	(t/年)		(t/年)	(t/年)	(t/年)	
実績	平成18年度	154,630	19,433	186	12,228	31,846	5,278	120	819	6,217
	平成19年度	156,083	19,143	177	12,288	31,608	4,981	126	809	5,917
	平成20年度	156,876	19,334	176	12,101	31,610	4,897	133	799	5,829
	平成21年度	157,183	19,022	179	12,035	31,236	4,950	127	919	5,996
	平成22年度	157,033	18,570	212	11,735	30,517	5,106	141	874	6,122
予測	平成23年度	157,033	18,347	214	11,708	30,269	5,032	142	868	6,042
	平成24年度	157,033	18,179	211	11,612	30,002	4,985	141	860	5,986
	平成25年度	157,033	18,024	210	11,521	29,755	4,943	140	854	5,937
	平成26年度	157,033	17,878	208	11,435	29,521	4,903	139	848	5,890
	平成27年度	157,033	17,745	206	11,361	29,312	4,867	138	842	5,847
	平成28年度	157,033	17,620	205	11,286	29,111	4,832	137	836	5,805
	平成29年度	157,033	17,505	204	11,222	28,931	4,801	136	832	5,769
	平成30年度	157,033	17,399	202	11,158	28,759	4,772	135	827	5,734
	平成31年度	157,033	17,302	201	11,099	28,602	4,745	134	822	5,701
	平成32年度	157,033	17,204	200	11,046	28,450	4,718	134	818	5,670
	平成33年度	157,033	17,115	199	10,993	28,307	4,694	133	814	5,641

排出量の予測結果2 【現状維持】

		収集ごみ					直接搬入ごみ			総排出量	集団資源回収量							剪定枝			落ち葉・草等			総発生量
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大可燃ごみ	粗大不燃ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	計		繊維類	紙類	金属類	びん類	空き缶	ペットボトル	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
実績	平成18年度	19,433	5,278	186	120	25,016	12,228	819	13,047	38,063	528	6,657	529	1,110	595	367	9,785	766	1,715	2,481	454	374	829	51,158
	平成19年度	19,143	4,981	177	126	24,427	12,288	809	13,098	37,525	520	6,411	475	1,120	547	383	9,457	830	1,908	2,738	468	427	895	50,614
	平成20年度	19,334	4,897	176	133	24,540	12,101	799	12,900	37,439	491	5,935	433	1,122	528	378	8,888	1,081	2,080	3,161	475	459	934	50,422
	平成21年度	19,022	4,950	179	127	24,278	12,035	919	12,954	37,232	507	5,460	449	1,111	496	366	8,390	1,380	2,208	3,588	201	413	614	49,824
	平成22年度	18,570	5,106	212	141	24,030	11,735	874	12,609	36,639	511	5,189	438	1,134	477	370	8,118	1,598	2,235	3,833	0	399	399	48,989
予測	平成23年度	18,347	5,032	214	142	23,735	11,708	868	12,576	36,311	503	4866	440	1,124	500	371	7,804	1662	2321	3,983	0	413	413	48,511
	平成24年度	18,179	4,985	211	141	23,516	11,612	860	12,472	35,988	503	4591	440	1,124	500	371	7,529	1690	2360	4,050	0	420	420	47,987
	平成25年度	18,024	4,943	210	140	23,317	11,521	854	12,375	35,692	503	4339	440	1,124	500	371	7,277	1709	2387	4,096	0	425	425	47,490
	平成26年度	17,878	4,903	208	139	23,128	11,435	848	12,283	35,411	503	4110	440	1,124	500	371	7,048	1725	2409	4,134	0	429	429	47,022
	平成27年度	17,745	4,867	206	138	22,956	11,361	842	12,203	35,159	503	3903	440	1,124	500	371	6,841	1733	2421	4,154	0	431	431	46,585
	平成28年度	17,620	4,832	205	137	22,794	11,286	836	12,122	34,916	503	3708	440	1,124	500	371	6,646	1742	2433	4,175	0	433	433	46,170
	平成29年度	17,505	4,801	204	136	22,646	11,222	832	12,054	34,700	503	3531	440	1,124	500	371	6,469	1746	2439	4,185	0	434	434	45,788
	平成30年度	17,399	4,772	202	135	22,508	11,158	827	11,985	34,493	503	3370	440	1,124	500	371	6,308	1748	2442	4,190	0	435	435	45,426
	平成31年度	17,302	4,745	201	134	22,382	11,099	822	11,921	34,303	503	3221	440	1,124	500	371	6,159	1753	2449	4,202	0	436	436	45,100
	平成32年度	17,204	4,718	200	134	22,256	11,046	818	11,864	34,120	503	3084	440	1,124	500	371	6,022	1753	2449	4,202	0	436	436	44,780
	平成33年度	17,115	4,694	199	133	22,141	10,993	814	11,807	33,948	503	2958	440	1,124	500	371	5,896	1755	2451	4,206	0	436	436	44,486

一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町及び沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「協定市町等」という。）は、廃棄物処理の重要性と広域的な環境保全の観点から、一般廃棄物処理に係る広域的相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等における一般廃棄物処理において有機的な連携を図ることにより、協定市町等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第2条 本協定により協定市町等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 協定市町等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、予期のできない緊急事態に陥り、他の協定市町等の施設の支援を必要とする場合
- (2) 前号のほか、著しい施設の処理能力低下等特別な事情があると認められた場合

（協定市町等の努力義務）

第3条 協定市町等は、広域的相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、清掃事業を執行するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うよう努めること
- (2) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること
- (3) 分別収集の徹底を図り十分なごみ質の管理を進めるとともに、資源化有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること

（支援の要請及び受入）

第4条 第2条の事態が生じた場合は、支援を必要とする協定市町等は受託可能な協定市町等に対し、支援を要請することができる。

- 2 前項の規定により支援の要請を受けた協定市町等は要請市町等と協議し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。ただし、要請を受けた協定市町等にやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

(支援の方式)

第5条 協定市町等は、支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

- 2 前項については、協定市町等間において委託契約を締結するものとする。なお、協定市町等間における細目事項について協定を必要とする場合は、別途締結することができるものとする。

(費用の負担)

第6条 支援の実施に要する費用は、原則として支援を要請した協定市町等の負担とする。

- 2 前項の費用は処理原価を基準として、該当協定市町等間で協議決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町等は一般廃棄物処理に係る情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市町等間で協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成13年12月1日から効力を生じるものとする。

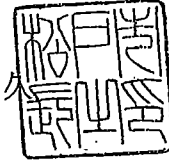
第10条 この協定の締結に伴い、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町及び沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合間の平成13年2月19日付け一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定は、失効するものとする。

この協定締結の証として本書9通を作成し、各協定市町等記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年11月30日

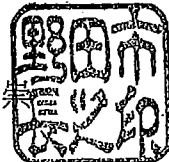
松戸市
松戸市長

川井 敏久



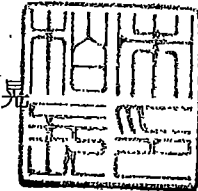
野田市
野田市長

根本 集



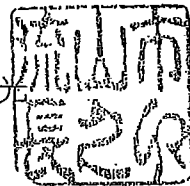
柏市
柏市長

本多 晃



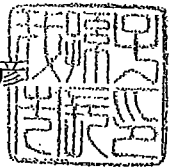
流山市
流山市長

眉山 俊光



我孫子市
我孫子市長

福嶋 浩彦



鎌ヶ谷市
鎌ヶ谷市長

皆川 圭一郎



関宿町
関宿町長

河井 弘



沼南町
沼南町長

藤川 清



沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管理者

皆川 圭一郎



上記協定締結の証として本協定書8通を作成し、各協定市町等記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年6月6日

松戸市
松戸市長

川井 敏久



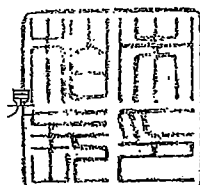
野田市
野田市長

根本 義典



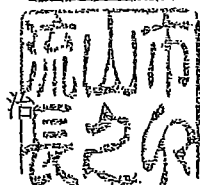
柏市
柏市長

本多 昇



流山市
流山市長

井崎 義治



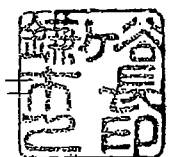
我孫子市
我孫子市長

福嶋 浩彦



鎌ヶ谷市
鎌ヶ谷市長

清水 聖士



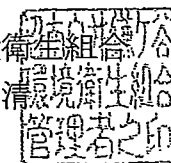
沼南町
沼南町長

藤川 清



沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組
管理者

藤川 清





一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定
の一部を改正する協定

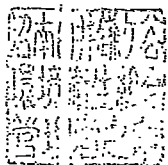
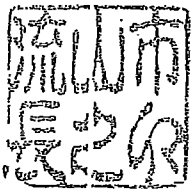
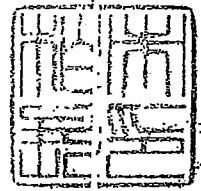


一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定の一部を次のように改正する。

頭書中「、関宿町」を削る。

附 則

この協定は、平成15年6月6日から施行する。



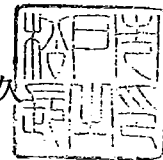
上記協定締結の証として本協定書7通を作成し、各協定市等記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年3月28日

松戸市

松戸市長

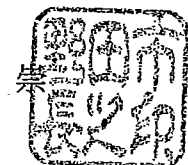
川井 敏 久



野田市

野田市長

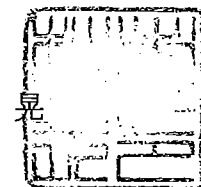
根 本



柏 市

柏市長

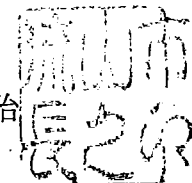
本 多



流山市

流山市長

井 崎 義 治



我孫子市

我孫子市長

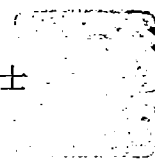
福 嶋 浩 彦



鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市長

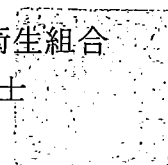
清 水 聖 士



柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管理者

清 水 聖 士



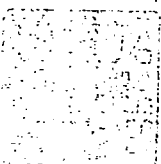
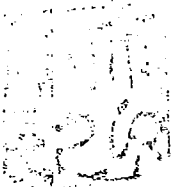
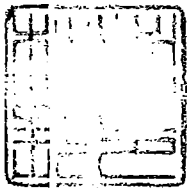


一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定
の一部を改正する協定

一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定の一部を次のように改正する。

本協定中「市町等」を「市等」に改める。

頭書中「、沼南町」を削り、「沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」を「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」に改める。



平成23年11月12日

清掃計画課 御中

千葉美佐子

日頃より、清掃計画課の皆さまにはお世話になり、心よりお礼申し上げます。

第6回の審議会資料6-2-1に、以下の内容を追加してください。

P3の右上、「可燃ごみ回収頻度の見直し（週1回、月2回など）」の部分に
「※生ごみのリサイクルと紙ごみのリサイクルが前提条件です。」を追加してください。

私としては、時系列で考えると先にリサイクルがあって、その結果として可燃ごみの回収を減らすことを提案したいのですが、その意図が伝わるような表現にしてください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

ごみ減量・再資源化推進への提言

(委員) 古橋 秀夫

1. ごみステーション(向こう三軒両隣)が原点

一時的にせよ定期的に同じ地区の人が集まる場であることから、ここで顔の見える関係が生まれるよう、ごみ情報のやりとりを軸に積極的に交流する事が循環型社会づくりへの最初の半歩になります。はじめは、ごみ減量推進委員や班長さんが軸になる事でスムーズに進むと思います。やがて暖かい人間関係が生まれ、ごみ減らしや廃棄物の再資源化にかかわる情報交換の場に進化して行くと思われます。

この様な班を細胞にした町内会、自治会になれば、まちづくりや新しい取り組みが、地域全体でスムーズに進む様になると期待されます。

実態は、同地区の住民同士でありながら日頃、挨拶すら交わさないばかりか、顔や名前さえ分からない地域が多いのです。この様な心の砂漠地域からは何も生まれません。

2. ごみの従量有料化

ごみ排出量に応じた負担の公平化および、ごみ問題に対する住民意識の高揚を目的とした有料化が避けられない状況にあります。

3. 民間のリサイクル・ビジネスが膨らむまちづくり

行政はすべて公金(税金)で動いています。従って、住民の負担軽減のため、ごみ処理・再資源化は出来得る限り民間ビジネス市場で廻すことが正解なのです。

4. 事業所又は大型集合住宅などの生ごみ対策

飲食店、生鮮食品販売店、ホテル、仕出し店など個々に又は協同の形で生ごみ処理機を購入し、乾燥・堆肥化に取り組む。(所定の補助金をつける)

5. 市庁舎など公的施設の3R 率先実施とその活動状況の公表

ごみゼロを目指す先駆けとして、市民に模範例を示す事が求められています。

6. 「ごみゼロ推進市民会議」を創設する。

根本的には拡大生産者責任社会への転換を目指す組織として市民、事業者、行政、学識関係者が協働して常に時流に沿った提言、行動をする。

今の日本は、不用品やごみ処理の殆どが自治体や消費者の負担で行われる仕組みなので、事後処理を考えずに様々な商品を作り出している今の企業偏向社会を根本的に改めることが求められています。

7. 不法投棄抑止策

残念ながら、これは永久につきまとう厄介な問題です。「ごみ捨て110番」の様な通報システムと罰則の強化が必要です。

以上

平成22年度実績	収集ごみ				直接搬入ごみ			総排出量	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ		計	可燃ごみ	不燃ごみ		
			可燃ごみ	不燃ごみ					
	18,570	5,106	212	141	24,030	11,735	874	12,609	
									36,639

データ:資料6-2-1(2011.11.13)添付資料P41

骨子(案)

平成31年度目標値	17,115	4,694	199	133	22,141	11,807	33,948
予測減量率	92.2%	91.9%	93.9%	94.3%	92.1%	93.1%	92.7%

松島案

※粗大ごみは骨子案によった。

減量目標値(修正)	9,396	4,085	199	133	13,813	5,938	6,637	20,450
減量率	51%	80%	93.9%	94.3%	57%	51%	80%	56%

【可燃ごみ】

組成功率によるH22実績

組成功率 収集 搬入

生ごみ 52.4% } 9,731 6,149

雑紙 24.7% } 4,587 2,899

その他の可燃ごみ 22.9% 4,253 2,687

H33年目標値

減量率 収集 搬入

生ごみ 30% 6,811 4,304

雑紙 90% 459 290

その他 50% 2,126 1,344

計 9,396 5,938

【不燃ごみ】

減量率 収集 搬入

不燃ごみ 20% 4,085 699

多面的な5R施策を展開する。

【注】減量目標値の設定(9年計画)

いずれも中長期的プロジェクトを立ち上げることで実現をはかる。

62,673世帯の30%≒19000世帯の分別を目標とする。

啓発活動を徹底する。

”

(1) 施策の体系

2011.11.13

★は追加項目
⇒は変更

< 重点項目 >

< 重点施策 >

I ごみ減量・リサイクルの推進	I 排出抑制	① 生ごみ 水切りの実施
・ごみ処理の3Rに積極的に取り組むことが必要	・排出時の行方を製品等購入時から意識し、排出しない努力が必要	イ 個々で行える水切りの実践(水切り用具活用の効果は少ない)
・修理して使用【Repair(リペアー)】や、使用しないものは断る【Reject(リジェクト)】にとも必要<3Rから5Rへ>	・多方面の協力により「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底が必要	ロ 水切り啓発運動の実施
		ハ 水分減量方法のアイデア募集
		ニ 生ごみカラット(*2)活用のためモニター制度を実施
		② 食べ残し、調理くずの削減
		③ 不用なダイレクトメールの拒否
		④ 簡易包装の推奨
		⑤ ノーレジ袋運動の推進
		⑥ 指定袋無料配布数の見直し(100枚以下に)
		⑦ 持ち込みごみ処理手数料の改定
	2 資源回収の拡充	① 自然ごみ回収頻度の向上について四回、五回
		② 週1回の剪定枝の回収(ごみステーション)
		③ ごみステーションでの資源回収の実施
		④ 資源回収品目の整理・見直し
		⑤ 資源回収拡充のためのプロジェクトチーム、専門委員会等の設置

		⑥ 民間回収（新聞店等）の活用 ⑦ 資源回収業者の育成 ⇒ 支援
3 生ごみのリサイクル	① 生ごみの分別回収・資源化の検討 ★ 検討委員会の設置 ② 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大 ③ ダンボールコンポストの推進 ④ コンポスト利用者との連携 ⑤ 学校給食における堆肥化の推進 ⑥ 生ごみ処理施設整備の検討 イ 堆肥化 ロ 乾燥 ハ HDMシステム（＊）等による減容化	① 紙ごみの分別調査の実施 ② 紙類回収庫の設置 ③ 使用済み紙おむつのリサイクル方法の ★ 検討委員会の設置
	4 紙ごみのリサイクル	
	5 焼却灰のリサイクル推進	
II 新清掃工場の建設 ごみ処理システムの整備・拡充 ・ごみの現状を再検討し、処理処理システムの構築を図る。 ・新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設ける。	1 公害防止対策の徹底 2 緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等） 3 自然エネルギーの活用（清掃工場の太陽光発電等）	
III 新不燃物処理施設の建設		

IV 最終処分場の建設

V 環境保全意識の普及啓発	
・市民、事業者、行政の三位一体による ごみの適正処理・減量・リサイクルに関 する施策の立案・実施	

1 環境教育の推進	
2 啓発活動の充実	

① 学校給食の生ごみ堆肥化	
② 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度の設立	
③ 副教本の充実	
④ ごみ処理施設における環境教育の実践	

① 広報・指導啓発の強化	
② ホームページ、分別シート等による啓発	
③ 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底	
④ 自治会等によるごみ減量・リサイクル活	
⑤ 廃棄物減量等推進員と自治会の連携	
⑥ 環境学習の推進	
イ ごみ処理施設の見学の実施	
⑦ グリーン購入の推進	
⑧ 催事におけるごみ減量・リサイクルの実	
⑨ 事業系ごみの排出指導	
⑩ 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底	
★検討委員会の設置	ア含む。
？1 自治会によるごみの減量調査の実施 (意図不明)	
？2 自治会等による集団回収の拡大 (自治会等による集団回収は減らすべ	

事業系一般廃棄物

定 義： 法律的な定義は無いが、一般的には事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物であり、野田市においては持込ごみがほぼこれに該当する。

組 成： 事業系一般廃棄物に限ったごみ組成調査事例は少ないが、事例を整理すると下表のとおりである。

自治体等	調査件名等
調布市	ごみ組成分析等調査
墨田区	墨田区事業系ごみ実態調査 (H.16)
世田谷区	世田谷区事業系ごみ組成分析調査等(H.23)
大阪府	事業系一般廃棄物調査(H.14)
神奈川県	事業系一般廃棄物実態調査
東京都清掃研究所	事業系一般廃棄物性状調査
東京二十三区清掃一部事務組合	ごみ排出原単位等実態調査
板橋区	ごみ排出実態調査等 (H.23)
東京市町村自治調査会	多摩地域事業系ごみ計量調査 (H.20)

事 例： 事業系一般廃棄物の性状は、産業構造や従業員数に大きく左右され、事務所では「紙類」が、飲食店においては「厨芥類」が、工場等では多くは「産業廃棄物」として排出されるために「紙類」が主体となると考えられる。また、収集区分にも左右されると考えられる。

(1) 東京都清掃研究所研究報告

111 事業所を対象とした調査結果である。全体的には、年度単位で大きな変動は認められない。

事業形態別では。事務所では「紙類」が主体で、小売業等は「厨芥類」が主体となっている。

	紙類	繊維	厨芥	木・草類	焼却不適物	金属	ガラス	その他不燃物
昭和63年度	50.00	2.10	16.20	7.00	11.90	6.20	5.20	1.40
平成元年度	49.31	2.07	17.51	6.53	12.19	6.24	5.03	1.14
平成2年度	48.48	2.05	18.81	6.09	12.49	6.28	4.86	0.92
平成3年度	47.51	2.02	20.20	5.68	12.79	6.32	4.70	0.75
平成4年度	46.44	1.98	21.74	5.27	13.05	6.36	4.55	0.61
平成5年度	48.45	1.94	20.61	5.50	12.39	6.38	4.20	0.53

(2) 多摩地域事業系ごみ計量調査（財団法人東京市町村自治調査会）

492 事業所からの業態別に集計された報告の事例は以下に示すとおりである。

全体的には、可燃ごみの比率が約7割を占めており、紙類、厨芥類が高い比率を示している。

業態別では、飲食店で厨芥類が 66.5%と他の業態より高くなっている。工場では緑化率の関係から草木類の比率も比較的高くなっている。

項目	全体	店舗	飲食店	事務所等	工場等	輸送センター	その他
調査件数	492	255	43	106	56	12	20
内訳 (%)	100	52	9	22	11	2	4
可燃物	69.3	67.1	84.4	66.1	70.5	46.9	60.9
紙類	31.5	30.5	13.9	49.0	31.9	27.3	41.8
厨芥	23.8	19.6	66.5	10.0	14.9	9.8	14.8
繊維	2.0	2.8	0.5	2.4	0.6	0.5	1.7
草木	10.6	11.8	3.5	4.6	22.0	9.3	1.8
その他可燃	1.4	2.4	0.0	0.1	1.1	0.0	0.8
プラスチック	17.0	17.0	9.2	20.0	18.5	29.6	25.8
不燃物	13.7	15.9	6.5	13.9	11.0	23.5	13.5

排出原単位（従業員 1 人当たり）では、飲食店が最も高く、次いで店舗となっている。

	全体	店舗	飲食店	事務所等	工場等	輸送センター	その他
件数	461.0	243.0	43.0	95.0	55.0	12.0	13.0
排出原単位（g・人/日 （従業員 1 人当たり）	838.3	1139.4	1784.0	492.6	811.9	249.7	305.1

野田市の産業構造は、添付のとおりであり、(2) 項のカテゴリーに当てはめると下表のとおりである。

	件数	構成比(%)
店舗	2,035	41.9
飲食店	524	10.8
事務所	1,456	30.0
工場	645	13.3
運輸業	150	3.1
その他	49	1.0

野田市の産業構造

